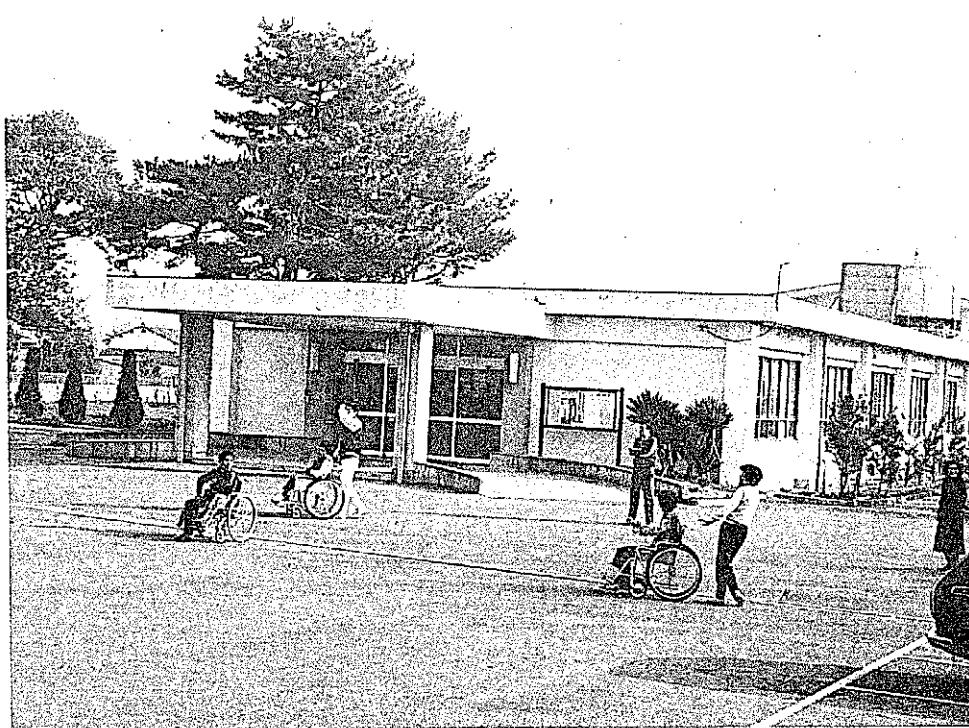


第十章 民生の安定



県立身体障害者総合援護施設「希望の家」

第十章 民生の安定

一 概 説

昭和二十年代 昭和二十年八月の太平洋戦争の終結は、国民生活に大きな影響を与えた。戦中から引き続く極端な食糧・衣料等の生活必需物質の枯渇、戦災による住宅事情の悪化、加えて、終戦による虚脱感が、国民の生活不安を強めた。幸い、本県では、空襲による被害は比較的軽微で、食糧事情、住宅事情も他県よりは比較的に余裕があつたが、一方では、そのような本県の事情から、戦災者・復員軍人・引揚者の流入が多く、こうした人々に対する行政の需要が高まつた。

県では、このような情勢に対応して、戦災者等の援護に努めるとともに、二十一年一月から、国の緊急生活援護要綱に基づく応急援護を実施した。二十一年十月からは、生活保護法が施行され、各種扶助の実施を行なつたが、その後、二十三年一月施行の児童福祉法、二十五年四月施行の身体障害者福祉法とともに、二十年代は、この福祉三法を主軸として、救貧対策を中心とする生活困窮者、要援護児童、要援護身体障害者の福祉を推進した。

二十年代の生活保護率の推移をみると、全国平均より低率であり、十六年度の保護人員は千人当たりで、全国平均二四・二人に対し、本県は二一・一人となつてゐる。

要援護者の収容施設としては、生活保護法による宿所提供的施設・更生施設・養老施設・医療保護施設、児童福祉法による乳児院・母子寮・養護施設のほか、戦災者引揚者住宅として、高木瀬村（佐賀市高木瀬町）、唐津市、春日村（大和町）、鳥栖町（鳥栖市）、武雄町（武雄市）、小城町、伊万里町（伊万里市）に七施設が設置された。また、通所施設としては、生活保護法による授産施設、児童福祉法による保育所が整備された。

社会福祉行政の第一線業務を担当するため、二十六年十月に、県下一〇か所に福祉事務所が設置され、二十三年四月には児童相談所、二十七年七月には身体障害者更生相談所が新設された。

民間社会福祉事業も次第に活発となり、二十六年七月には県社会福祉協議会が発足した。また、二十二年六月から八月まで実施された本県の共同募金は大成功をおさめ、同年十一月から十二月にかけて実施された全国の共同募金の先駆的役割を果たした。

昭和三十年代 三十年代に入ると、本県経済の主柱を占めていた石炭産業が、エネルギー革命の影響を受けて不振となり、鹿児島市町村を中心とした生活保護世帯が激増した。生活保護率は、千人当たりで、二十九年度は全国二一・三人、本県一六・六人が、三十年度には全国二二・六人、本県二二・九人と逆転し、その後、年を追つて差をひろげた。

このような情勢に対応して、社会福祉行政の方向を、これまでの救貧対策から積極的に防貧対策に切りかえる必要が生じ、本県では、二十八年度母子福祉資金、三十年度から世帯更生資金制度を開設するとともに、三十四年度には国に先がけて北部福祉事務所に自立更生相談所を設置した。三十五年度からは、国庫補助対象の心配ごと相談所を佐賀市・唐津市・神埼町の三か所に設け、その後、増設をはかった。

また、県内一六か所の授産施設の改善をはかった結果、三十六年度の充足率（授産施設の利用定員に対する利用現在員の割合をいう）は、全國六七・八%を上回る七一・九%を示した。なお、三十七年度からは、小口短期融資制度として、県・市町村共同の福祉資金制度を創設して、防貧対策の充実に努めた。

一方、わが国の経済は、三十年代に入り著しい発展を遂げ、産業構造の高度化とともに、国民生活の高度化・多様化が進みはじめた。複雑化する社会情勢の中で、老人・児童・心身障害者・母子世帯等に対する施策の拡充が叫ばれはじめた。精神薄弱者福祉法（三十五年四月施行）、老人福祉法（三十八年八月施行）、母子福祉法（三十九年七月施行）は、このような情勢に対応した制度であり、これまでの福祉三法から福祉六法の時代に入ることになった。

要援護児童の実態を示す児童相談所の相談内容は、養護相談が一応安定し、肢体不自由児、精神薄弱児相談が増加はじめた。これは、三十年から増えはじめた急性灰白髄炎（ボリオ）等の影響と思われる。県では、肢体不自由児施設の設置を急ぎ、三十五年四月に民間立による佐賀整肢学園が発足した。また、心身障害者の援護施設の整備を進め、三十五年四月には県立身体障害者更生指導所、三十七年六月には精神薄

弱者施設県立九千部学園、三十八年四月には救護施設県立日の隈寮、同年十月には民間立救護施設しみず園の新設をみた。

老人福祉対策としては、老齢人口の増加に対応して、老人福祉法施行前から施設の整備を急ぎ、三十六年四月には唐津市立松風園、三十八年三月には多久市立恵光園の養護老人ホームが新設された。三十八年四月には、県立としては全国で四番目の軽費老人ホームであるいずみ荘が嬉野町に創設された。また、在宅老人福祉対策として、三十八年にはじめて老人家庭奉仕員が多久、武雄の両市に配置された。

一方、三十六年度から国民皆保険、国民皆年金時代に入り、本県でも国民健康保険の全市町村実施、国民年金加入の促進に努め、それに先立つ三十四年十一月分から福祉年金の支給が開始された。

三十九年一月、県では、三十八年度を初年度とする県厚生行政五か年計画を策定した。これは、三十五年度を初年度とする県産業振興計画の後期計画と歩調をあわせ、民生・衛生の両面から、県民生活・福祉の向上をめざすものであり、目標年次四十二年度までの総事業費は約七七億五、〇〇〇万円で、うち県予算計上額は、約五一億三、三〇〇万円にのぼる計画であった。

昭和四十年代 四十年代に入り、わが国の経済はさらに伸展をみせ、要援護児童相談所の相談内容は、養護相談が一応安定し、肢体不自由児、精神薄弱児相談が増加はじめた。これは、三十年から増えはじめた急性灰白髄炎（ボリオ）等の影響と思われる。県では、肢体不自由児施設の設置を急ぎ、三十五年四月に民間立による佐賀整肢学園が発足した。また、心身障害者の援護施設の整備を進め、三十五年四月には県立身体障害者更生指導所、三十七年六月には精神薄

弱者施設県立九千部学園、三十八年四月には救護施設県立日の隈寮、同年十月には民間立救護施設しみず園の新設をみた。

四十五年度には県内全老人実態調査を実施し、その調査結果に基づく新しい福祉施策の検討を重ねた結果、つきのような県単独の制度を創設した。これらの制度は、その後国の制度を誘導する端緒となつたものもあり、現在もなお県単独事業として継続されているものもある。

一 心身障害者居宅福祉事業

1 身体障害者自動車操作訓練 四十六年度開始

2 重度身体障害者住宅改善補助 四十八年度開始

3 盲人テープレコーダー購入費貸付 四十八年度開始

4 重度心身障害者医療費助成 五十年度開始

二 老人居宅福祉事業

1 老人医療費助成 四十六年度開始

2 高齢者居室整備資金貸付 四十六年度開始

3 老人友愛訪問 四十六年度開始

4 寝たきり老人紙おむつ支給 四十六年度開始

5 老人花づくり 四十六年度開始

6 老人休養助成 四十七年度開始

7 テレフォン貸与 四十八年度開始

8 入浴サービス車購入費補助 四十九年度開始

また、社会福祉施設の整備にも努力し、とくに、県内全域を対象とする心身障害者総合援護施設を県立で設置することとし、四十六年一月には精神薄弱者総合援護施設佐賀コロニー（定員三二〇人）を、四八年五月には身体障害者総合援護施設希望の家（定員一三〇人）を、ともに九州初の施設として設置するとともに、心身障害者の機能回復訓練・生活指導・職業訓練・授産・療護の一貫した援護を行っている。

また、四十四年五月には精神薄弱者通勤寮九千部寮を、鉄道弘済会に次いで全国で二番目、公立としては全国で初めての施設として設置した。また、地域性の強い社会福祉施設については、市町村および社会福祉法人による設置を推進し、とくに社会福祉法人に対する、つきのような財政援助を行い、民間社会福祉事業を振興した。

一 施設整備費助成

1 重度施設全額補助

社会福祉法人の負担すべき法定四分の一額を県で肩代わりし、国四分の一、県四分の二負担（民間資金の場合は、民間資金補助四分の三、県四分の一負担）の補助制度 四十三年度開始

2 施設整備借入金利子補助

社会福祉事業振興会、年金福祉事業団借入金利子のうち三%を補助 四十五年度開始

二 運営費助成

1 特殊勤務手当補助 四十三年度開始

2 退職金積立補助

社会福祉事業振興会運営の法定分とは別に、県社会福祉協議会運営分に三分の二の単独補助 四十八年度開始

3 重度施設運営費補助 四十九年度開始

また、社会福祉は、物質的給付だけで達成できるものではなく、あたたかい人間の心のふれあいと、連帯感に根ざした地域福祉の向上が重要であるとの観点に立って、ボランティア活動の振興をはかることとし、四十八年度から全国に先がけて高校ボランティア活動の助成を開始した。さらに、手話奉仕、点訳朗読奉仕活動家の養成などを活発化し、こ

うした社会福祉の風土づくりが、五十一年十一月に本県で開催される第十二回全国身体障害者スポーツ大会に向けて始動しはじめた。

二 社会福祉

(一) 生活保護

公的扶助制　わが国の公的扶助制度は、明治七年に制定された恤救規度の沿革　則が約半世紀にわたって運用され、救済法規の中心をなしてきた。救済の内容は明らかでないが、小城郡南多久村（多久市南多久町）における明治三十七年の窮民救恤米代受領証によると、一か月一円一錢が支給されている。

その後、第一次世界大戦後の経済恐慌により、貧困者の大量発生など深刻な社会問題が発生した。貧困の原因を、個人的あるいは局部的なものと見る考え方では解決できない状態となり、昭和四年に恤救規則に代わる救護法が制定されれた。同法は、救護を国家事務とする建前をとり、費用の負担については、国および府県に高率の補助義務を負わせ、方面委員の補助規程を設けるなど、当時としてはかなり整備された救済法規であった。しかしながら、失業者の困窮を救護の外におき、國家責任を法文上明確にしていない等、近代的な公的扶助制度としては十分といえない面があった。このため、児童虐待防止法（八年）、母子保護法（十二年）、軍事扶助法（十二年）、医療保護法（十六年）等の特別法を次々に制定し、救護法の欠点を補うなど、制度の分散化時代を迎えるに至った。

生活困窮者緊急　二十年八月十五日の終戦により、経済的・社会的情勢が急変し、わが国の社会機構は根底からくつがえられた。海外からの引揚者、軍人の復員、戦災者、軍需工場からの失業者、生活困窮者等が大量に発生し、極端な物資の欠乏と重なり、国民生活は大きな混乱をきたした。

従来の分散化された救済制度では、時勢の急激な変化に対処できなくなり、国は二十年十一月十五日に生活困窮者緊急生活援護要綱を策定し、生活困窮者に対し、宿泊、給食、救療、衣料、寝具、その他の生活必需品の給付を、翌二十一年四月一日から実施した。

生活保護　この制度は、臨時かつ応急的なものであり、引き続き従来法の制定　の分散的救済法規を整理統合して新救済法規を制定するため、連合軍総司令部の指導のもとに研究が重ねられた。総司令部の覚書の中心は、①国家責任の原則、②公私分離の原則、③無差別平等の原則の三点であった。この覚書の趣旨を体して、二十一年九月に旧生活保護法が制定され、翌二十二年十月一日から施行されることになった。

この法律は、わが国の救済制度の歴史において画期的な意義を有し、立法精神においては、今日の社会福祉関係法律の基本原則を生みだしたものといえる。国家責任による要保護者の生活保護の原則が明文をもつて確立され、かつ、保護費の八〇%を国が負担するという破格の措置をとり、保護対象者についても一切の制限を排除し、無差別平等の原則を採用し、また、保護の要件を要保護性という単一の原因に集約している。これを契機として、日本の公的扶助制度は、国家責任による近代的社会保障制度への道を歩みはじめた。

二十三年十二月に、国は社会保障制度審議会を設置し、翌二十四年九

区分	実施年月日	基準額		摘要	要
		3級地	4級地		
第1回	昭21.4.1	139円	126円	生活困窮者緊急生活援護要綱による保護マーケットバスケット方式	
8	23.8.1	3,768	3,408		
17	36.4.1	8,482	7,551	エンゲル方式	
21	40.4.1	14,949	13,322	格差縮小方式	
26	45.4.1	27,992	24,921		
31	50.4.1	61,461	54,715		

注：最低生活費計算方法

- (1) マーケットバスケット方式……生活の必要品としての食料品や他の物品を全体として考慮して購入し、この金額を算出していくやり方、全物量方式又は積み重ね方式ともいう。
- (2) エンゲル方式……飲食物費が総支出額に占める割合を算定し、飲食物費とその構成比から総支出額を算出する方法。
- (3) 格差縮小方式……一般世帯と被保護世帯との消費水準格差を縮小させる方法。

月同審議会は、現行制度では当面急迫した社会情勢に対応できないとして、「生活保護制度の改善強化に関する件」を勧告した。同勧告に基づき、二十五年五月に新生活保護法が制定され、保護の種類も、従来の生活・医療・出産・生業・葬祭に、教育・住宅の二種類が追加されなど、制度の拡充強化がはかられた。

さらに、二十六年三月には、社会福祉事業法が制定され、町村部については、新たに各郡ごとに福祉地区を設け、地区単位に保護の実施機関として府県の福祉事務所を設置した。また、市については、市単位の福祉事務所が設けられた。これにより、従来は市町村長に委任してきた保護事務を、町村については府県が直接行うこととなつた。

月同審議会は、現行制度では当面急迫した社会情勢に対応できないとして、「生活保護制度の改善強化に関する件」を勧告した。同勧告に基づき、二十五年五月に新生活保護法が制定され、保護の種類も、従来の生活・医療・出産・生業・葬祭に、教育・住宅の二種類が追加されなど、制度の拡充強化がはかられた。

また、保護事務の専門技能化をはかるため、社会福祉主事を設置し、民生委員制度を補助機関から協力機関におきかえるなど、行政組織を単位とした福祉行政の確立をはかった。

以来、今日まで、新生活保護法に基づき、国の機関委任事務として、府県・市の福祉事務所が主体となり、民生委員の協力を得て、公的扶助行政が展開されてきた。保障される生活内容および水準は「健康で文化的な最低限度の生活水準」であって、その基準および程度は厚生大臣が定めることになっており、経済・社会の変動に応じて、被保護者の保護基準と一般消費生活水準との格差是正のための改定が行われ、米価の変動に伴う補正や、種目の新設等を合わせると、今日まで実に四十数回にわたる改定が行われている。

生活保護の推移 本県における生活保護を中心とする公的扶助の推移をみると、二十年度の救護法等分散法規時代の状況は、救護法七四六人、母子保護法四七三人、少年救護法三四人、医療保護法四五人、軍事扶助法一万四、七三三人、行旅病人および死亡人取扱法一二人、法外援助護六一人、その他援護事業四六人、総計一万六、一四九人であった。

二十一年四月から生活困窮者緊急生活援護要綱が、同年十月から旧生活保護法が施行されたが、二十一年度の保護状況は、六万七、三三七人（年間延べ実人員）、金額一、五一八万九、〇〇〇円と急増した。その内訳は、生活扶助が六万〇、四五五人、一、一〇〇万九、〇〇〇円と人員・金額ともに大半を占め、次いで生業扶助であった。翌二十二年度は、八万五、七四四人、六、二〇九万八、〇〇〇円と増加、支給対象も同年六月末の調査によると、引揚者が全体の三分の一強を占め、次いで軍人遺族、一般困窮者、戦災者等の順で、当時の世相を如実に反映している。

当時の社会的・経済的混乱と物資不足の中で、とくに、要保護者は栄養状態が極めて悪く、虚弱者も多く、また、結核その他の疾患にかかりながら治療を受けていない者も相当あるなど、要保護者の保健問題は、保護の実施上極めて重要であることから、二十二年十月には要保護者の健康診断を実施した。約一万六〇〇〇人を検診、二、八一八人の患者を発見し、医療券を発行して無料医療を実施した。

そのほか、急増する戦災者・引揚者に対して、二十二年四月から二十二年八月まで、延べ五七万三、六七八人に寝具・衣料・食糧・家財道具等現物の支給を行った。

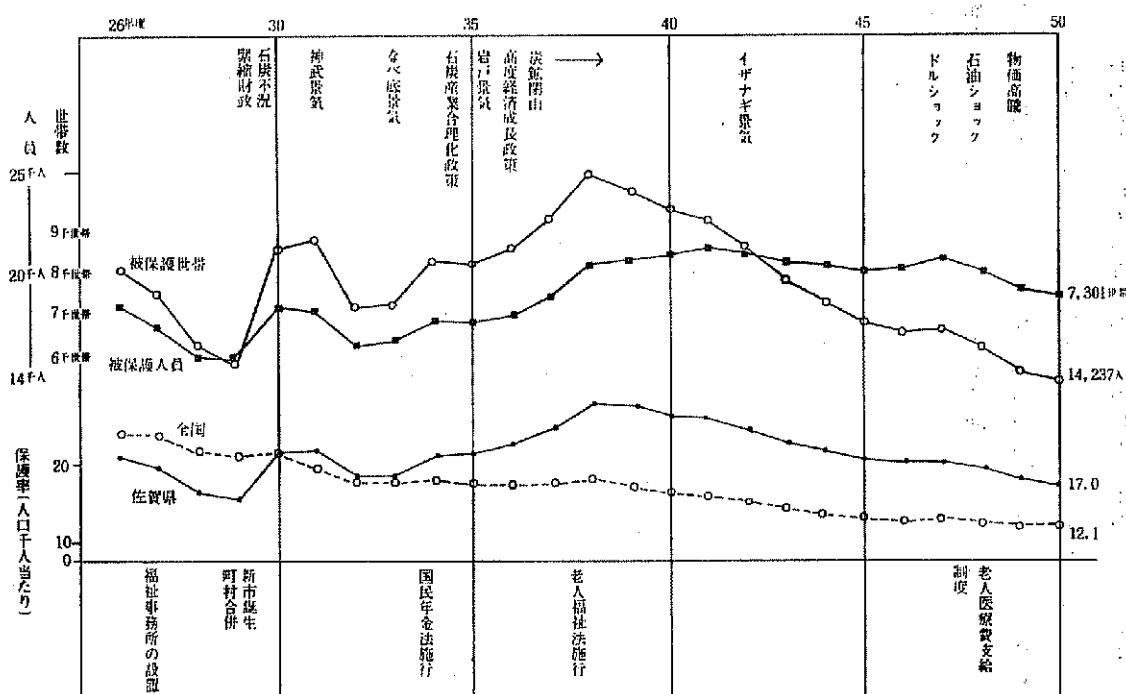
戦後の物資不足とインフレの高進は、ただでさえ弱い立場の要保護者を苦しめ、生活扶助基準額も、二十一年と二十二年の二年間に八回の改定があり、二〇〇円から一、五〇〇円へと実際に七・五倍に急増した。

二十三年度八万九、八三六人から翌二十四年度五万一、四九一人と支給人員が減少したが、これは、二十三年末の総司令部の指令で、インフレの克服と日本経済の自立を目的にデフレ政策が実施されて、ようやくインフレが終息し、通貨・物価が安定して、諸経済統制も廢止に向かったこと、引揚者が就職・事業開始等により自立更生の道を開き、また、二十三年十二月の被保護者一斉調査等による給付の適正化がはかられたためである。

その後、政府のデフレ政策の浸透で、需要の減退や在庫増がおこり、企業の閉鎖、賃金の遅欠配、人員整理が吹き荒れはじめ、二十五年度は六万五、七三五人と、前年度に比べて三〇%の伸びとなつた。

二十五年六月の朝鮮動乱による特需ブームは、日本経済に「半天の慈雨」というべき好況をもたらし、経済復興は急速に進展した。

生活保護実施状況の推移



一方、県でも、経済事情の好転を背景に、後進性の打破をはかるため、二十六年に県総合開発計画が企画され、また、中小企業対策の充実と企業誘致が積極的に進められるなど、雇用情勢も改善された。被保護者は二十六年度二万五四人、保護率二一・三二千分比であつたが、以降は減少をたどり、二十九年度は一万五、一八一人、保護率一五・五二千人比となつた。

(脚) 二十一年度から二十五年度までの被保護人員は年間実人員の合計であり、二十六年度以降の被保護人員と保護率は、月平均実人員との対人口千人比である。

産炭地の生 二十年代の本県の経済は、白・黒経済といわれる農業(米)

活保護問題

・鉱業(石炭)を中心とする産業構造であつた。石炭産業は、二十八年頃からのエネルギー革命の進行により不況に陥り、おもにこの経済不況と西日本大水害とによって、中小炭鉱は大きな打撃を受け、閉山が相次ぎ、炭鉱離職者は、多久・伊万里・東松浦郡を中心に滯

欠食家庭を數十戸

改修不況で小鉱閉鎖が畠田資金不足のまま生じた結果、生活保護法適用中の現状は、石炭産業と並んで、

は失業者も増え、困窮して

いる。

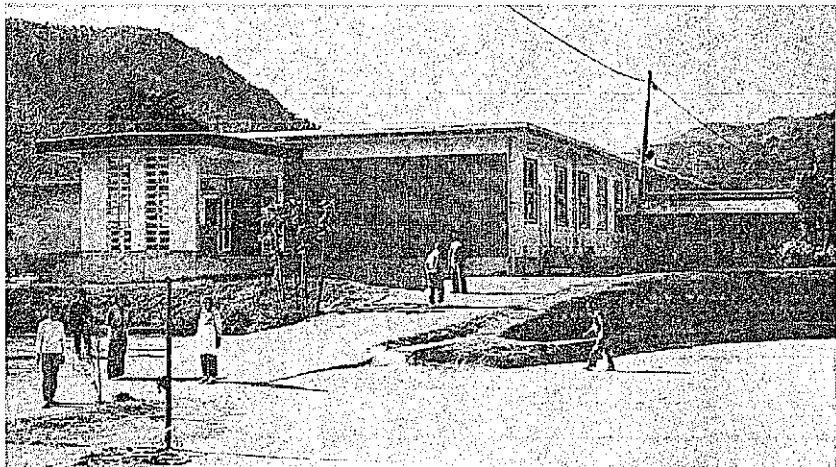
生活保護者が続出
(昭和29年4月 佐賀新聞)

留し、各地で失業対策事業が実施された。主な石炭産出市町村は、多く伊万里・小城・巖木・相知・北波多・肥前・北方・大町・江北の二市八町村で、これらの産炭市町村では、石炭鉱業以外の産業はほとんどみるべきものがなく、地域経済は石炭産業と盛衰をともにしてきた。このため、石炭産業の衰退は、失業者の増大、関連産業の倒産をもたらし、これが地域産業の衰退、人口流出、生活保護の増加につながつていった。生活保護者数は、月平均で、二十八年度一万六、〇四八人、二十九年度一万五、一八一人であったものが、三十年度には二万、九八六人と激増し、県は度重なる災害に加えて、失業対策、生活保護費の支出増と、財政面で苦しい立場におかれた。

三十一年から三十二年にかけ、「神武景気」といわれる景気の好転で、経済は一時的に立ち直るなど、県民生活もようやく好転したが、三十二年頃から経済界も「なべ底景気」といわれる不況に陥り、エネルギー革命に景気後退による需要減退も加わり、石炭業界の不況はきわめて深刻なものとなつた。

三十四年、政府の石炭合理化政策の実施により、石炭鉱業の本格的斜陽化がはじまり、炭鉱数はその後、年々急激に減少し、労働者数も激減していく。とくに、三十六年から三十八年にかけて合理化が集中し、中堅鉱や大手鉱の閉山、杵島炭鉱の合理化で、七、三九一人という膨大な人員整理に達した。このため、産炭地市町村を中心に大量の失業者の滞留、石炭業界に依存してきた中小商工業者の売れ行き不振、売り掛け金の増加等で経済は極度の不振におちいった。

閉山等で発生した炭鉱離職者は、新しい職場を求めて県内外へと人口流出が続き、産炭地市町村では、三十年二十六万七、二三七人の人口が、



県立救護施設日の隈察（神崎町）昭和38年4月設置

四十年には二〇万六三六人と二五%も減少し、そのうえ税収減と失業対策事業、生活保護費増など財政需要の増大で、県・市町村の財政運営はきわめて厳しいものとなつた。

一方、離職者の三〇%以上が五十歳以上の高齢者（三十六年十月現在）であること、県内に雇用機会が少ないこと等から再就職は容易でなく、離職期間が長びき、失業保険受給期間や、炭鉱離職者手当受給期間が失効するなど、生活保護に転落していった。

このようにして、本県の生活保護は、三十四年度からふたたび急増はじめ、とくに、産炭地市町村の上昇率は大きかった。

三十八年度の生活保護状況をみると、産炭地の被保護者は一万七六一人で県全体の四三・五%を占め、保護率でも県計二七・九千人比に比して四八・六千人比と異常に高くなつた。県では、産炭地市町村に総合

相談所を設置し、離職者、商工業者に対する福祉、国民年金、社会保険等についての相談、あつ旋、援助等を行つた。

生活保護の好転　わが国経済は、国の景気刺激策等により四十年秋を境に好況に転じ、四十五年夏まで史上最高といわれる長期的好況が続いた。県内経済も好況を反映して、経済の規模拡大や産業構造の高度化がいつそう進み、四十二年には求人倍率が四倍になるなど、若年労働者を中心とした雇用情勢も一段とひっ迫した。これまで比較的に就職の困難な、失業対策事業就労者や炭鉱離職者等の、中高年齢失業者の就職促進に力が入れられたことで、県内の生活保護者は漸減の方向をたどり、世帯分離の要件の緩和など、生活保護運用の改善によって、さらに、その傾向は増幅した。

生活保護者は、三十八年を境に、その後は、炭鉱閉山の一段落や雇用対策の充実によって漸減の傾向を示し、五十年度は一万四、二三七人、保護率一七千人比まで低下した。しかし、産炭地市町村の保護率は三一・四千人比と依然として他市町村にくらべて非常に高い。

本県の生活保護の推移をみると、全国平均と比較して、二十九年度までは常に全国平均より低率であったものが、翌三十年度から逆に當時全国平均を上回り、五十年度は全国一二位の高率を示している。このことは、本県の経済基盤がせい弱であり、県民所得が国民所得とくらべて相当の格差が認められるところに起因している。山間山麓地帯の零細農、県北部地帯農業や玄海沿岸漁業の不振、エネルギー革命により相次いで起こった炭鉱閉山による離職者の大量発生、および関連産業の衰微、老齢者および障害者等の県内滞留等が、直接間接に被保護者の増加をもたらしたものといえる。

第10章 民生の安定

生 活 保 護 施 設

昭和36年4月1日現在

また、これらの傾向を扶助別にみると、生活・住宅・教育扶助は、人員において減少傾向を示している。しかし、医療扶助人員は年々増加傾向を示し、なかでも、入院人員の増加はとくに顕著であり、疾病と貧困の悪循環を示している。また、結核による入院患者は、医学の発達により激減し、逆に社会構造の複雑化を反映して精神病が激増しているのが特徴である。そのほか、保護開始の原因の七〇%強が傷病に起因しているほか、老齢、身体障害、母子等、いわゆる要看護世帯の占める割合が年々増大している。このような被保護世帯の変化に対応して、有効適切な保護を行うため、関係機関との協力体制を確立し、きめ細かい訪問、あるいは現業活動が、積極的に推進されている。

生活保護施設 保護施設は、救護法時代には養老院・孤児院があり、旧生活保護法では養老院・診療所・産院・授産所・母子寮・託児所があった。その後、児童福祉法の制定により、産院・母子寮・託児所は児童福祉施設となつて、保護施設から除外された。新生活保護法の制定によって、養老・救護・更生・宿所提供的・医療保護・授産の六種類の保護施設となり、施設の整備が行われた。さらに、三十八年には老人福祉法の制定によつて、養老施設は老人福祉施設となつて、除外された。

△救護施設▽
救護施設は、身体上または精神上著しい欠陥があるために、独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を収容して、生活扶助を行なう施設である。

三十八年四月、神埼町に県立日の隈寮(定員七〇人)、同年十月、多久市東多久町の旧小城炭鉱病院跡に、社会福祉法人天嶺会により、しみず園(定員一〇〇人)が設置された。これらの施設には、男女とも重度の身

生活保護施設の現況

50.5.1現在

種別	名称	所在地	設置者	経営者	認可月日	定員(人)
救護施設	日の限寮 しみず園	神埼町城原 多久市東多久町	県 (社福)天嶺会	県 (社福)天嶺会	38.4.1 38.10.1	70 100
医療保護施設	済生会唐津病院	唐津市元旗町	(社福)済生会	(社福)済生会	21.12.26	158
授産施設	武雄市授産場 塩田町授産場 小城町授産場	武雄市朝日町 塩田町久間 小城町畠田	武雄市 塩田町 小城町	武雄市 塩田町 小城町	24.1.1 27.11.1 33.1.1	40 30 30
(参考) 社会福祉事業 授産施設	多布施授産場 佐賀春光園	佐賀市多布施 中原町原古賀	佐賀市 (社福)佐賀春光園	佐賀市 (社福)佐賀春光園	30.11.1 33.4.2	12 21

体障害者・精神薄弱者やこれらの重複障害者が収容され、定められた日課表・指導計画、行事計画に基づいて、手厚い指導介護が施され、個人として尊重され、健康で文化的な生活水準を維持することを基本方針として、運営されている。

△更生施設▽
これは、身体上または精神上の理由により、養護・補導を必要とする要保護者を収容して、生活扶助を行う施設である。

二十二年二月、佐賀市与賀町に臨時的に聖徳園が設置され、その後、二十四年七月、佐賀市赤松

町鬼丸に県立南藻庭園（定員四〇人）を設けた。

戦後の混乱期には、浮浪者収容施設として利用も多かったが、社会の安定期、他種の社会福祉施設の充実などで、必要性が薄くなつたため、三十八年十二月に廃止された。当時収容中の四〇人については、養護老人ホームに九人、精神薄弱者施設九千部学園に二人、救護施設に二九人（日曜八人、しみず園二人）と、それぞれ措置替えされた。

△医療保護施設▽

これは、医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う施設である。

二十一年には、恩賜財団済生会唐津診療所（昭和九年設立、唐津市元旗町）、同会佐賀診療所（佐賀市与賀町、佐賀養老院併設）、鹿島済貧会（明治三十八年設立、藤津郡鹿島町）があった。民間医療施設の充実により、五十年現在では済生会唐津病院（病床数一七四床）のみとなつていている。

△授産施設▽

授産施設は、身体上もしくは精神上の理由または職業能力の限られている要保護者に対して、就労または技能の修得のために必要な機会および便宜を与えて、その自立を助長する施設である。戦時中においても、低所得者対策、戦争未亡人対策としてさかんに行われていた。

二十一年生活保護法の制定により同法に基づく認可がなされ、施設や経営の改善がはかられた。県・市町村により設置が相次ぎ、三十年度末には、県立佐賀洋裁授産所など一六施設、定員六八四人にのぼった。三十五年度からは逆に施設の休廃止が相次ぎ、五十年度末では事業継続三か所、休止七か所となつた。これは、産業の発展にともない、働く

能力のある被保護者が賃金の高い事業所に転職していくことによる。

なお、現在継続中の施設の授産種目は、縫製、ようかん箱製造、タイル加工、マット製造等である。

生活保護法に基づく授産施設のほか、三十三年には、中原村に、社会福祉事業法に基づく社会福祉法人による授産施設として佐賀春光園が設立され、結核回復者を中心として畜産を主とする授産により自活に努力している。

△宿所提供施設▽

宿所提供施設は、住居のない要保護世帯に対して住宅扶助を行う施設である。

二十九年七月、佐賀郡高木瀬村（佐賀市高木瀬町）の協楽園、唐津市二タ子の松濤寮の各引揚者集団収容施設の一部に、それぞれ佐賀厚生寮（定員一〇五世帯）、唐津厚生寮（定員三九世帯）を設けた。しかし、施設の老朽化とともに、公営住宅の建設による改良を行い、四十一年七月唐津地区改良住宅（六四戸）、四十二年八月佐賀市高木瀬地区改良住宅（二七二戸）の完成で、保護施設としての宿所提供施設は廃止された。

（二）児童福祉

児童福祉制度の沿革

明治以後の児童保護は、明治四年に棄子養育米給与方達が制定され、捨て子に対し十五歳になるまで、年に米七斗支給することを内容として実施されたことにはじまる。明治七年には恤救規則が定められ、一般の貧困家庭に対する救助が行われた。

一方、慈善事業として全国各地に民間人による多くの施設が設置された。明治五年に横浜に董女学院が設置されたのをはじめ、明治二十年まで、明治五年に横浜に董女学院が設置されたのをはじめ、明治二十年まで、

すでに八か所の施設がカトリック教団により設置された。また、明治十二年には東京に福田愛育会が、十九年には大阪に愛育社が、二十年に岡山育児園がそれぞれ設けられ、二十四年にはわが国で最初の精神薄弱児施設である滝野川学園が設けられた。

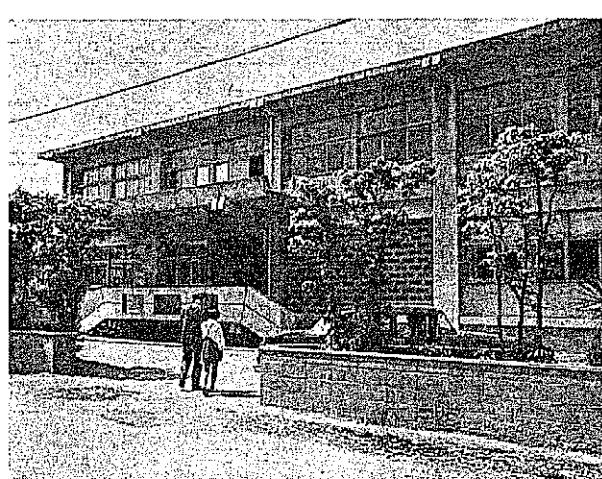
貧困家庭における乳児の保育診療を目的とした乳児院の経営は、本県の藤津郡浜町（鹿島市）の婦人会が貧困漁夫の乳幼児三十餘人を収容したのが、日本における最初のものとされる（医制八十年史から）。

児童保護立法は、明治三十三年に感化院法、大正十一年に少年法および矯正院法、昭和四年に救護法、八年に少年救護法および児童虐待防止法と、次々に制定され、母子衛生とあわせて児童保護が強化された。内容も、初期の貧困家庭児童救済から感化教育、児童虐待防止、児童酷使防止等に発展し、児童保護

の諸施設が各地に設けられた。大正十二年山口県にはじめて設けられた農繁期託児所も、次第に全国に設けられ、また、常設の保育所も各地に普及していった。

児童福祉法の制定 昭

和二十年の終戦でもたらされた社会の混亂と窮乏は、児童に対してもいたましい影響を与えた。國



中央児童相談所

民の生活水準の低下にともない、児童、ことに乳幼児の保健衛生状態は悪化し、また、激変した社会環境のため、青少年の著しい不良化等、戦争の災禍はあらゆる面に大きな影響を残していた。戦災孤児、引揚孤児や、家庭崩壊による家出浮浪児が続出し、非行児童が増加した。

二十年九月には、戦災孤児保護対策要綱が閣議決定され、戦災孤児の家庭委託、養子縁組、施設保護等が進められることになった。このような情勢を背景として、二十二年八月の第一回国会に児童福祉法案が提出され、二十二年十一月に成立、翌二十三年一月から施行された。

児童福祉法は、要保護児童対策のみでなく、次代の社会の担い手である全児童の健全育成、母子保健等広範囲にわたり、児童福祉の積極的増進を基調とする総合法制として画期的なものであった。児童福祉法は、今日までに二十数次の改正がなされ、その内容が強化されていった。

一方、二十六年五月には、児童の健全な育成をうたった児童憲章が制定され、また、母子世帯の福祉をはかるため、二十七年十二月には、母子福祉資金の貸し付け等に関する法律が、三十九年七月には母子福祉法が制定された。さらに、四十年八月には、母性および乳幼児の健康保持増進をはかるため母子保健法が制定された。また、児童福祉増進のための所得保障制度として、三十六年十一月に児童扶養手当法、三十九年七月には特別児童扶養手当等の支給に関する法律、四十六年五月には児童手当法が制定された。

児童福祉行 政の展開 児童福祉法制定前の二十二年四月には、県児童保護委員会が設けられ、孤児、浮浪児等の保護、児童の不良化防止対策が行われていた。児童福祉法の制定にともない、本県でも行政組織

の確立が急がれ、

二十三年一月、民

生部内に児童課が

設置され、同年四

月には、児童福祉

審議会が設けられ

た。また、児童問

題の相談、指導、

措置等の専門機

関として中央児童

相談所が児童課内

に発足、同時に、

一時保護所の聖愛

園を佐賀郡高木瀬

村（佐賀市高木瀬

町）の協楽園内に

設けた。

中央児童相談所
は、二十四年に佐
賀市神野町に府舎

・一時保護所を新

築、三十七年には

児童相談所の相談種別受付状況

種別 年 度	児童相談所の相談種別受付状況												計									
	教育相談		養護相談		保健相談		精神弱相談		教諭相談		長少不就学相談		しつけ相談	その他相談								
	他全育成Ⅰ	他全育成Ⅱ	自閉症相談	重症心身障害相談	自閉症相談	重症心身障害相談	精神弱相談	精神弱相談	教諭相談	教諭相談	長少不就学相談	長少不就学相談	しつけ相談	その他相談								
23	401	377	74	124	256	133	4	322	280	4	8	3	9	212	19	201	43	17	98	303	979	675
25									172	1	207	4	80	114	187	57						945
30									329	10	307	6	574	246	300	486	208	171	49	338	9958	2,989
35									151	2	179	98	582	94	221	18	85	538	173	777628	2,463	
40									126	7	149	339	676	91	145	22	91	486				2,486
45																						
50																						



(昭和27年) 優良家庭表彰表彰式

全面改築、児童福祉センターとしての機能の充実をはかるとともに、唐津市に分室を設け、唐津市・伊万里市・東松浦郡・西松浦郡の児童相談の便宜をはかった。三十九年には、各福祉事務所内に家庭児童相談室を設置家庭での児童の健全育成を中心とする相談、指導を積極的に行っている。

児童福祉思想

二十三年一月の児童福祉法施行に伴い、新生日本を担う想の普及 児童の健全育成や児童福祉思想の普及徹底をはかるため、児童福祉法施行記念児童大会が計画され、同年三月十四日唐津市、五月二十一日佐賀市の二か所で実施された。また、五月五日を中心とする児童福祉週間には、児童福祉展、赤ちゃん会、健康診断、子供祭が催された。翌二十四年には、国民の祝日最初の「子どもの日」を迎えて、全国的に児童福祉週間運動が実施されたが、本県では月間運動を実施し、長期間にわたって児童福祉思想の徹底を期した。また、二十四年には、県の第

一回児童福祉大会が開催され、二十五年には、お母さん佐賀県ナーバン審査、二十七年には優良家庭表彰など、毎年多彩な行事を行うこととした。三十一年三月には、父母のない児童等の身元保証に関する条例を制定して、知事の身元保証により、父母のない児童の就職に努めた。

児童福祉施設

戦後、まず必要とされた児童福祉施設は、戦災孤児や浮浪児を保護するための養護施設であり、県ではその整備を急いだ。その後、社会の安定とともに孤児や浮浪児は減少したが、非行児や心身障害児の増加が目立ってきた。そのため県では、教護院の整備をはかるとともに、身体不自由児施設や精神薄弱児施設の新設に努め、処遇の充実をはかった。また、核家族化の進行や共働きの増加によって、要保育児童が急増したため、保育所の増設に努め、また、健全育成のための児童館、児童遊園の拡充を推進してきた。

▲養護施設▽

養護施設の歴史は古く、明治二十四年九月、県内仏教関係者の有志により、身よりのない児童を保護する目的で佐賀孤児院が建設され、昭和二十二年六月佐賀市元町に移転して清光園と改称された。また、昭和四年二月に名護屋村馬渡島（鎮西町馬渡島）に馬渡島カトリック育児院が開設され、その後、聖母園と改称された。

この二施設に加えて、濟昭園（二十一年塩田町）、洗心寮（二十二年基山町）、慈光園（二十二年唐津市）、聖華園（二十四年佐賀市）が次々に開設され、現在六施設で定員二五〇人となつた。

児童の保護育成は、家庭において保護者のもとで行われることが望ましいが、家庭のいろいろな事情から養育することができない場合、家庭に代わる環境を与えて、健全な育成をはかり養護するのが、これら施設

の目的である。かつては、保護

者のない児童の入所が多かったが、最近の傾向としては、保護者があつても、適切な養護をうけられない児童の入所が増加している。

県立進徳学院(春日村)



父母の行方不明、長期疾病、父母からの放任、虐待による入所が目立ち、入所児童の年齢も低下する傾向を示している。

三十六年度から、県単独事業として、養護施設等の入所児童に対し、高等学校に進学できる

よう、県社会福祉協議会に県費

二〇〇万円を出資し、保護児童高等学校修学基金制度を設けた。四十八年度からは、国の制度として、高校進学資金を特別育成費として給付できることとなり、現在併用されている。

△里親制度▽

要保護児童を家庭的雰囲気のなかで保護する制度として、里親がある。二十三年度の発足当初は登録里親一二人、委託里子七人であったが、年々増加して、三十六年度には里親一四五人、四十年度には委託里子七八人のピークに達した。しかし、その後の社会環境、家庭生活、住宅問題等の変化にともない、里親、委託里子とも減少の傾向にある。

△教護院▽

不良行為をした児童、または不良行為をなすおそれのある児童を、入所させて教護する施設として、教護院がある。感化院法による感化院が、昭和八年の少年教護院法による少年教護院となつたが、児童福祉法の制定にともない、教護院と名称が変更された。

本県では、大正六年に佐賀郡春日村(大和町)に県立進徳学院が設置

されたが、老朽化のため昭和二十四年に東松浦郡浜崎町(浜玉町)に移転新築し、県立虹の松原学園と名称も変更された。

収容児童の非行の原因、行動上の問題点を深く究明し、適切な環境のもとに、家庭的雰囲気を与えるための小舎制をとり、教護職員が児童と日常生活をともにしながら、生活指導・学科指導・職業指導を通じて、その性向の改善に努めている。現在までに一、一二三人が卒園して実社会で活躍している。

△心身障害児施設▽

すべての児童が、心身ともに健やかに生まれ、育てられることは、児童福祉の根本理念であり、世の親はもちろんのこと、国民がひとしく望んでいるところである。不幸にして、先天的に、または後天的な疾患や傷害のために、身体に障害を有する児童や精神の発達が遅滞している児童に対し、十分な福祉の施策を講ずることは、ひとり、これら児童の福祉のみでなく、その家族にとってもきわめて必要なことである。

児童福祉法制定によって、それまでは家庭にひきこもりがちであった心身障害児に対して、積極的な福祉の措置がはかられるようになり、児童相談所の相談件数も、年を追って、心身障害児関係が増加していく。

県では、まず精神薄弱児施設の整備をはかることとし、めぐみ園（二十七年佐賀市）、県立春日園（二十八年佐賀郡春日村）に続いて、くろかみ学園（四十年山内町）、いとし子の家（四十四年大和町）が開設され、入所した精神薄弱児を保護するとともに、独立生活に必要な知識技能を与えていた。

肢体不自由児施設は、肢体不自由の児童を治療するとともに、独立生活に必要な知識技能を与える施設であるが、三十五年に佐賀市に佐賀整肢学園が開設され、県下ではじめての医療機関の社会福祉施設として注目された。これは、当時憂慮された小児まひの後遺症に悩む児童や家族にとって大きな福音となつた。

精神薄弱と身体不自由をあわせもち、しかも、それぞれの障害の程度が重度である重症心身障害児を入所させて、これを保護するとともに、治療と日常生活の指導をする重症心身障害児施設の制度が、三十八年度から新たに設けられた。県では、四十年に開設された長崎県の民間施設みさかえの園に、本県児童分として二〇床を確保するための補助金を交付し、現在まで収容を委託している。その後、県内にも重症心身障害児施設が国立で開設され、四十三年国立東佐賀病院、四十七年国立肥前療養所にそれぞれ併設された。

△助産施設▽

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産をうけることができない妊娠婦を入所させて、助産をうけさせる施設である助産施設として、四十二年十二月、佐賀市多布施に佐賀助産院が財團法人佐賀市助産婦会によって開設され、続いて四十五年十一月、唐津市二タ子に唐津赤十字病院付属助産施設が開設された。

△乳児院▽

養護を要する児童のうち、満一歳に満たない乳児を入院させて、これを養育する乳児院として、二十二年佐賀市水ヶ江に民間で設立されたみどり園を、三十九年四月県立に移管して佐賀市金立町に移転改築した。

△保育所▽

保育事業は、戦前においても季節託児事業、常設保育事業（保育所）が行われており、十四年には、農繁期における季節託児事業五九五か所、実人員二万二、四一三人、保育所三〇か所（公立一三、私立一七）、入所児童二、九八三人であった。



乳児院みどり園（昭和29年9月）

児童福祉施設の推移

年 度	助産施設		乳児院		母子寮		養護施設		精神薄弱児施設		肢体不自由児施設		重症心身障害児施設		教護院		保育所	
	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員
23			1	50	2	35	6	250							1	50	34	3,715
25			1	50	2	35	6	250							1	60	38	3,800
30			1	50	4	70	6	250	2	160					1	75	108	未調査
35			1	50	4	70	6	250	2	160	1	150			1	75	123	11,030
40			1	50	4	70	6	250	3	240	1	150			1	75	133	11,910
45	2	12	1	50	4	70	6	250	4	290	1	150	1	80	1	75	157	13,470
50	2	12	1	50	4	70	6	250	4	350	1	150	2	200	1	75	194	17,255

保育所は、保護者の労働・疾病等の理由により、保育に欠ける乳幼児を保護するが、児童福祉施設であるが代わって保育する施設であるが、児童福祉法制定当時の二十三年六月一日現在では、三四九所、入所定員三、七一五人にすぎなかつた。それが、五十年度末現在では、一九四九所、一万七、二五五人で、その著しい伸びが、五十年代後における児童福祉法、児童

の入所定員に達している。

福祉事務所別保育所設置状況

昭和51.3.31

区分	公 営		社会福祉人		財団法人		宗教法人		私 立		計	
	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
佐賀市	6	530	6	430	2	160			3	305	17	1,425
唐津市	1	60	16	1,770					1	120	18	1,950
鳥栖市	5	435	1	180					2	180	8	795
多久市			10	610							10	610
伊万里市	11	1,115	5	410	1	30			11	650	28	2,205
武雄市	6	610							3	235	9	845
鹿島市	1	120	6	480					4	370	11	970
中部	17	1,530	9	755	1	60			2	240	29	2,585
北部	16	1,365	5	425	1	60	1	90			23	1,940
西部	23	2,440	9	710					9	780	41	3,930
計	86	8,205	67	5,770	5	310	1	90	35	2,880	194	17,255

憲章等による児童福祉理念の発展と、社会構造の変化や、急速な経済成長等が、その要因となっているものとみられる。人口の都市集中、農山村における過疎化、核家族化、婦人の労働参加の増加等によって保育需要は増大し、また、保育の内容が多様化してきている。三十六年度から特別保育対策として、べき地保育所設置がすすめられ、三十七年鎮西町加唐島、三十八年山内町犬走、三十九年鎮西町馬渡島に三か所の設置をみた。

季節保育所は、春秋の農繁期において、保護者の就労により児童が放任されがちとなるため、とくにでき死、交通災害等の危険から児童を保護するためのものであるが、二十八年度から設置について助成が行われることとなった。二十八年度は二一町村・収容人員延べ五、三二八人であつたが、年々減少の傾向を示し、五十年度は一市一町の一四か所・延べ五、三七五人が保育されている。

在宅児童の福祉 児童福祉行政にとって画期的な施策としては、家庭における生活の安定および次代を担う児童の健全育成と資質の向上をはかるため、かねて懸案となっていた児童手当が、四十六年五月の児童手当法の制定によって創設され、四十七年一月から支給されたことである。

法施行前には、地方公共団体でも独自の児童手当を支給するところが増え、四十四年度には、唐津市が九州ではじめての児童手当の支給を開始した。

児童手当の財源は、国・県・市町村および事業主が負担することとなつており、十八歳未満の児童三人以上を養育する家庭に対し、三人目以下の児童が義務教育を終了するまで支給することとなつていて。手当額は、創設当初月額三、〇〇〇円、四十九年十月から四、〇〇〇円、五十

年十月から五、〇〇〇円と改善され、五十年度の対象人員は約三万人、支給総額は約一五億八、〇〇〇万円に達している。

△児童扶養手当▽

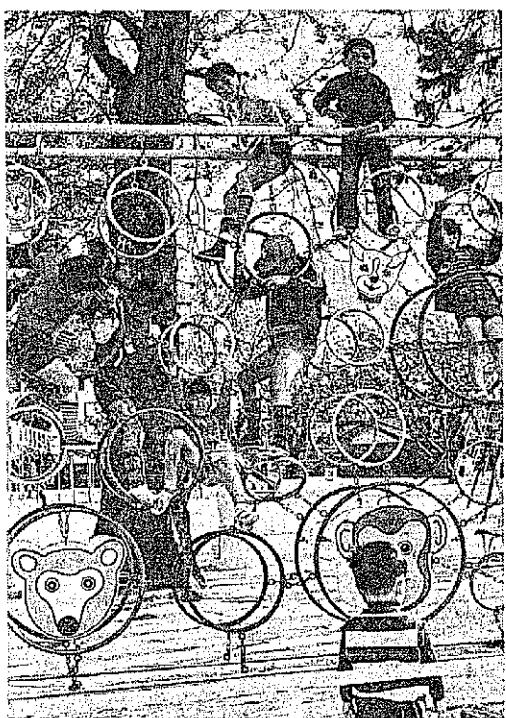
在宅の障害児福祉対策として、三十九年七月から重度精神薄弱児扶養手当制度が創設され、重度の精神薄弱児に対して同年九月から手当が支給されることとなつた。その後、四十一年七月には支給対象児の障害の範囲を拡大し、重度の身体障害児にも支給されることとなり、名称も特別児童扶養手当と改正された。この手当は、三十九年制定当初から毎年改善が行われ、創設当初には重度のみ月一、〇〇〇円であった支給額が、五十年十月には重度一万八、〇〇〇円・中度一万二、〇〇〇円となつており、五十年度の支給対象者は五八九人で支給総額は約七、三四二万円に達している。

また、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡し、または廃疾となつたあとの心身障害者に年金（月二万円）を支給し、心身障害者の生活安定と福祉の増進に資するため、四十五年四月から実施した県心身障害者扶養共済制度の加入者は、五十年度で八〇四人となつていて。

児童の健全育成 戦後、青少年の非行は年々増加し、その内容も、終戦直後の貧困による犯罪から、最近は享樂のための犯罪に移行するとともに、低年齢化、広域化、悪質化が目立つていて。このような情勢に対応し、児童の健全育成を推進するため、地域住民の積極的な参加と協力により、児童をとりま

五十年度末現在で八六六か所が設置されている。

また、四十三年から一五年にわたって、松下電器産業株式会社から寄付される総額四、四〇〇万円を財源として、県では大型児童遊園の建設費助成（一か所三〇〇万円）を四十四年度から実施し、五十年度までに一市町村一二か所が設置されている。



児童公園（小城町）

く環境の整備、地域の連帯感の高揚、子供クラブの育成等が行われてきた。

子供クラブは、子供の遊び友だちを中心として自然発生的に生まれた集団であったが、二六年の児童憲章制定を契機に、家庭や地域社会の認識が高まり、二十八年度には約三〇〇クラブに達した。さらに、民間雑誌家、教師やボランティア等の熱心な指導で、クラブ活動がさらに活発となり、民間指導者の養成、子供クラブの育成に力が入れられ、五十年度には二、〇九〇団体・会員数一〇万五、七二一人と急激な増加を示している。

児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、国の補助を得て三十三年度から補助金を交付して、市町村の児童遊園設置の促進を行った。三十七年度以降は、県単独事業として、小規模児童遊園建設費補助として実施している。県内の小規模児童遊園は、

児童館は、三十九年度に山内町・江北町に設置されたのをはじめ、五十年度までに二二館が設置されている。児童館では、児童厚生員によって集団的または個別的に遊びの指導が計画的に行われているほか、子供クラブ・母親クラブ等の地域組織活動の拠点ともなっている。また、地域によっては、其働き等による要保育幼児や、留守家庭学童の継続的な保護育成の場ともなっている。

（三）身体障害者福祉

身体障害者福祉 战前の身体障害者に対する援護は、昭和七年の救護法祉法の制定により、わずかに救貧対策の一環として行われたにすぎず、もっぱら民間の慈惠にゆだねられた状態であった。

戦後は、戦争による身体障害者の増加、社会経済情勢の悪化等とともに、民間指導者の養成、子供クラブの育成に力が入れられ、五十年度には二、〇九〇団体・会員数一〇万五、七二一人と急激な増加を示している。

身体障害者福祉法は、身体障害者が自らの努力によって更生することを前提としている。一方、国や地方公共団体は、身体障害者の更生を援助し、必要な保護を行い、国民もその更生に協力する責務を定め、身体障害者の生活の安定に寄与する等、その福祉の増進をはかることを目的

としている。

身体障害者は、視覚障害、聴覚障害、音声言語機能障害、肢体不自由、内部障害で、身体障害者手帳を受けた者をいい、法が施行された二十五年末の手帳交付数は、県下で三、四三人であったが、その後、増加の一途をたどり、巡回相談による啓発もあって、五十年度には三万四、五八七人に達した。これは県人口の四・一%にあたり、全国平均一・九%を大幅に上回っている。この理由は、本県人口の減少にも起因するが、県内の産業基盤が弱いため働く年齢層の県外流出と、社会変動によるものと思われる。

身体障害者手帳保持者の推移						
	総 数	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体障害	内部障害
昭和 26 年度	4,439	1,196	665	21	2,557	—
30	8,563	1,987	1,353	73	5,155	—
35	14,801	3,696	2,046	483	8,576	—
40	18,786	5,401	3,187	163	10,035	—
45	24,783	6,249	4,675	215	13,517	127
50	34,587	7,798	6,641	319	19,223	606
50年度の 全国対比	全国	100	18.0	16.8	1.3	61.2
全国対比	本県	100	22.5	19.2	0.9	55.6
						1.8

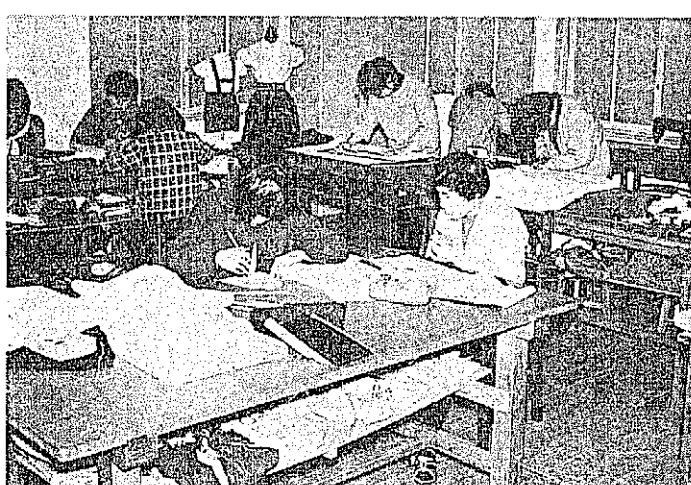
身体障害者の援護 二十五年六月に各福祉事務所に身体障害者福祉司が配置され、二十七年七月に身体障害者更生相談所が設置された。相談所は、身体障害者の相談や更生援護のセンターとして、福祉事務所の依頼で身体障害者の医学的・心理的また職能的判定や補装具の処方、適合判定を行い、また、福祉事務所や

相談所に出でこられない人のために、県内各地で巡回相談を実施した。

このほか、四十二年には身体障害者の相談指導や地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等にあたる目的で、身体障害者相談員制度が設けられ、五十年度までに八四人が配置された。

身体障害者の更生援護は、身体障害者手帳の交付からはじまるが、これに基づいて、補装具の交付、更生医療の給付、身体障害者更生援護施設への収容、重度障害者に対する日常用具の支給等が行われる。

補装具の交付は、二十五年から盲人安全杖、補聴器、義肢、器具、車いす、歩行補助つえ等が交付されて、身体障害者の更生や社会復帰に役立った。この補装具は、年々種目の拡大、品質の改善等がはかられてきた。二十九年には、公費負担による更生医療が開始され、身体障害の除去や軽減に役立っている。



身体障害者の職業指導（県身体障害者更生指導所）昭和35年12月

利子、償還期限四年以内の条件で貸し付けられ、非常に好評で、三十五年度までの貸付実績は、二五五件、約六三〇万円となつてゐる。

身体障害者更生施設 身体障害者の自立更生をはかるためには、機能回復訓練の実施する必要がある。県では、障害者の動向に応じて県内の施設の整備をはかるとともに、県外施設への委託を行い、身体障害者の社会復帰と生活の安定を促進した。

△身体障害者更生指導所▽

二十五年十二月、牛津町に、雇用されることの困難な身体障害者に訓練を行い、職を与える施設として、県立身体障害者授産場（定員四五人）を設置し、さらに、二十七年五月に佐賀市多布施町に同分場を設置して、木工・時計・ラジオ・臘写印刷の授産事業を開始した。

三十五年四月には、同授産場を廃止し、新たに佐賀市神野町（天神）に身体障害者更生指導所を開設した。ここでは、従来の授産重点を改め、主として肢体不自由者を対象に、機能回復訓練、職業訓練、心理的更生訓練、生活指導を実施して、自立更生・社会復帰をはかることにした。定員は三〇人で、修了年限を一年とし、四十七年までの修了者は三九四人に達した。

△身体障害者総合援護施設の建設▽

四十三年七月、県内の民生委員・児童委員の協力によつて実施した身体障害者の実態調査の結果、身体障害者更生援護施設への入所希望者が、県内に約三〇〇人居住していることが判明し、さらに増加傾向にあることがわかつた。

県では、直ちに同年に三養基郡中原村に国有地の払い下げをうけ、九

州でははじめての身体障害者総合援護施設として

県立希望の家の建設に着手した。この施設の内容

は、肢体不自由者更生施設（定員五〇人）、身体障害者授産施設（定員三〇人）、身体障害者療護施設（定員五〇人）で、

鉄筋コンクリート平屋建て、総工費約三億五、〇〇〇万円で、四十八年五月に更生施設、四十九年四月に授産、療護施設が完成した。この施設の完成により、身体障害者更生指導所は閉鎖された。

希望の家の五十年度末入所者数は、更生施設二三人、授産施設二六

人、療護施設五〇人、計九九人で、恵まれた自然環境のもと、近代的な施設設備のなかで、機能回復訓練、職業訓練、授産ならびに重度障害者の療護を行い、一貫性のある処遇をもつて福祉の増進をはかつてゐる。

△身体障害者福祉会館▽

希望の家の開設にともない、肢体不自由者更生施設としての用途を廢止した身体障害者更生指導所の建物を改造し、身体障害者福祉会館が四



県立点字図書館 昭和47年4月完成

十八年十一月開館した。その管理運営は、県身体障害者団体連合会に委託している。この会館は、身体障害者の生活相談、結婚相談、社会適応訓練、各種研修会の開催、ボランティア活動等、多彩な活動のセンターとして活用されている。

△点字図書館▽

四十七年四月、県立点字図書館を佐賀市天神に、工費約二、〇五〇万円で設置し、管理運営を県盲人会連合会に委託した。点字出版物や録音テープの閲覧や貸し出しを行うとともに、点字講習会、点訳奉仕、録音奉仕等、視力障害者の文化の向上に寄与している。なお、同連合会が設置した点字出版所が同館内に併置され、点字印刷機、製版機で、点字出版物、県や市町村の点字広報等が製作されている。

在宅身体障害者の福祉 調査の結果、県内在宅障害者の生活実態が明らかとなつたため、県は、その実態に対応した福祉を拡充するため、各種の施策を講じてきた。

△重度心身障害者の医療費助成▽

四十六年度から、受診の機会に恵まれない重度障害者のための訪問診査をはじめるとともに、進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者に対し、進行性筋萎縮症療養費の給付が実施された。また、県独自の施策として、四十八年十月からは、在宅重症心身障害児者の医療費を軽減するため、医療保険のうち、自己負担分を公費で助成する制度を開始した。さらに五十年十月からは、対象者を重度身体障害者と、重度精神薄弱者までに拡大し、在宅重度心身障害者の医療の充実をはかった。

△自動車操作訓練▽

身体障害者の就職を容易にし、さらに就業の利便を促進するため、四十六年度から県単独で、自動車運転免許取得のための訓練を開始した。五十年度までに、二三六人が免許を取得している。

△住宅改善▽

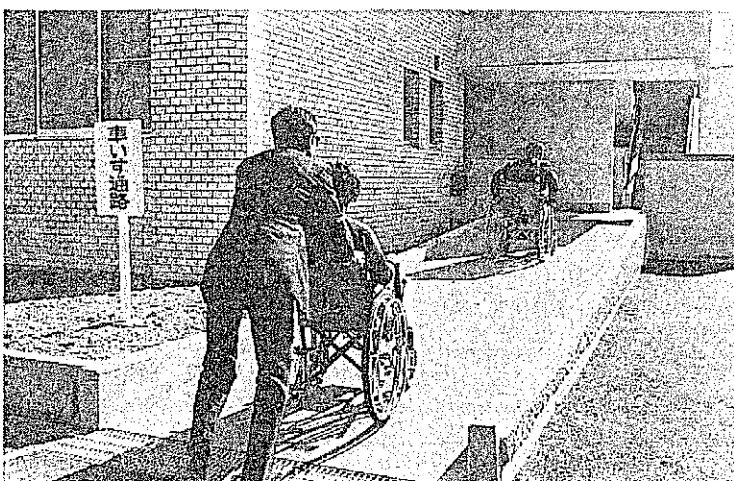
重度身体障害者の日常行動を容易にするため、四十八年度から県単独で玄関・浴室・便所等の改造による住宅改善費の助成をはじめ、五十年度までに七二件、六九八万円の助成を行っている。

△家庭奉仕員▽

四十二年度から佐賀市に配置された身体障害者家庭奉仕員は、その後、唐津市・多久市・伊万里市・武雄市・鹿島市の各市にそれぞれ一人が配置され、一人で六ないし八世帯を担当して障害者の家庭を訪問して、食事の世話・被服の洗たく・掃除等のほかに、日常生活上の相談に応じ、必要な助言や指導を行っている。

△日常生活用具の給付▽

重度障害者が自力で日常生活が営めるよう、四



県佐賀総合庁舎に設けられた身体障害者用スロープ 昭和48年11月

地域福祉活動促進事業の実績

区分 年度	手話奉仕成業事員	点訳奉仕成業事員	盲婦人・家庭生活訓練事業	ろうあ者日曜教室	朗読奉仕成業事員	結婚相談事業	見合件数	結婚成立件数
昭和46年度	34	20	延人	延人	人	件	件	件
47	20	50	—	—	—	—	0	8
48	73	43	313	735	53	29	29	13
49	40	30	344	730	258	0	29	8
50	91	38	319	692	539	173	173	13

十四年度から浴そう・湯沸かし器・便器等日常生活用具の給付を行つた。これにより、重度の障害者が、改善された用具を使って日常生活を行うことができるようになり、介護の負担を軽減し、生活の安定向上に役立っている。

△地域活動▽

県身体障害者団体連合会と県盲人会連合会の協力を得て、身体障害者

地域福祉活動促進事業として、身体障害者結婚相談事業、手話・朗読・点訳奉仕員の養成、ろうあ者日曜教室、盲婦人家庭生活の訓練事業等が行われることになり、とくに、四十八年度から開始された結婚相談事業は好評で、五十年度の結婚成立は一三組となっている。

身体障害者スポーツ振興会東京大会（愛称、パラリンピック）を契機として、身体障害者スポーツは大きな関心をもたれるようになった。スポーツを通して身体障害者の体力の維持増強と、残存機能の向上をはかり、あわせて、明朗で積極的な性格と協調精神を養うことを目的として、本県では、三十九年から毎年身体障害者スポーツ大会を開いた。この県大会で

の優秀選手は全国身体障害者スポーツ大会に派遣し、出場選手は毎年好成績をおさめ、身体障害者の大きな励みとなっている。

五十一年十一月、「がんばって はげましあって わく希望」の大会スローガンを掲げ、第十二回全国身体障害者スポーツ大会が本県で開かれ、質素ななかでも人情味豊かな大会として大成功を収めた。この大会は身体障害者自身の更生意欲の促進に大きな励みとなり、その後は各地で積極的に身体障害者スポーツの振興がはかられたばかりでなく、身体障害者福祉に対する県民の理解と、社会連帯意識の高揚に貢献した。

身体障害者福祉モデル都市 障害者の福祉について住民の理解と関心を深め、これを他の地域に普及することを目的と

して、五十年度に唐津市を身体障害者福祉モデル都市に指定して、盲人用信号機等の道路交通安全施設の整備、市役所・体育館等公共施設の改造、公共施設・公園等への車いすの配備、一般市民への身体障害者福祉の啓発等を積極的に行つた。

また、県の施設についても、身体障害者用スロープを新

注：上段一件数、下段一金額（円）

生 活	住 宅	転 宅	就学支度	計
5	228	0	0	7,916円
28,000	10,323,000	0	0	154,676,700
5	388	6	283	10,517
28,000	23,608,000	32,000	3,620,000	228,060,700
7	719	9	952	15,961
140,000	73,538,000	77,000	11,670,000	416,554,200
10	1,051	10	1,607	20,974
283,000	176,718,000	95,000	22,795,000	718,908,200

設するなど改善した。

福祉手当の支給 在宅の重度障害者に対する福祉の措置の一環として、福祉手当制度が五十年十月に創設され、重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の軽減に役立てている。五十年度は一人四、〇〇〇円、支給対象人員三、九四八人、給付額は四、一九六万円余となっている。

四 母 子 福 祉

母子福祉の推移 第二次世界大戦は、多くの母子家庭の出現をもたらし、二十五年五月の調査によれば、県内の母子家庭は一万五世帯、このうち戦争死によるものは三、八五七世帯であった。母子家庭の母は、生計の維持と児童の養育という二重の責務を担い、戦後女性の地位が向上したとはいえ、経済的立場は弱く、生活は極めて不安定なものであった。

母子家庭に対する援護対策は、戦争未亡人が多数を占めているため、占領軍への配慮、生活保護の平等原則等から不十分なものであった。

児童福祉法が制定され、母子の援護をはかる母子療として、唐津母子療（二十三年唐津市二タ子）、佐賀母子療（同年佐賀市神野町）が設置され、続いて、伊万里母子療（二十六年伊万里町（現伊万里市大坪町））、神埼母子療（同年神埼町）、多布施母子療（二十七年佐賀市多布施町）が設置され、収容人員も二十八年度は三四二人に達した。また、母子住宅は、三十年に佐賀市本庄町に佐賀母子住宅が設置された。

母子世帯は、生活保護受給、低所得の者が多く、母子福祉対策の充実や、独立自活体制の確立が要望されていた。県内母子家庭で構成する県みゆき会が二十五年七月に結成され、二十八年には県母子連盟と改称さ

れたが、母子福祉施策の充実を訴え続けた。県では、

県独自の対策として、二十六年三月県家庭生業資金貸付制度、翌二十七年には母子世帯生活資金貸付制度を設けるなど、母子家庭に対して事業資金・生活資金の貸し付けを行った。

さらに、母子家庭の生活等の相談に応じるため、二十六年十二月県単独で母子相談員制度を設け、各福祉事務所に相談員一〇人を配置した。この制度は、二十七年度は、児童養育・生活・結婚・就職等一、三八八件もの相談を記録するなど実績をあげたため、二十八年度からは、法律による設置職員として各都道府県に配置されることになった。

母子福祉資金 二十八年
と母子福祉法 四月、か

母子 福祉 資金 貸付 実績

種別 年 度	事業開始	事業継続	修 学	技能習得	修 業	就職支度	療 養
昭28～37まで	908 40,072,000	1,301 39,503,000	5,038 58,320,600	20 199,500	175 2,830,600	241 3,400,000	0 0
38～40まで	972 48,612,000	1,465 50,203,000	6,855 9,386,1600	20 199,500	211 3,463,600	312 4,428,000	0 0
41～45まで	1,083 72,822,000	1,637 70,308,000	10,817 174,841,100	20 199,500	314 6,250,600	398 6,258,000	5 450,000
46～50まで	1,156 102,262,000	1,721 89,148,000	14,574 310,422,100	20 199,500	368 8,272,600	445 7,623,000	12 1,090,000

にて全国未亡人団体協議

会等から強く要望されて

いた母子福祉資金の貸付

等に関する法律が制定さ

れ、これによつて母子福

祉の総合的立法の端緒が

ひらかれ、母子世帯更生

の力強い推進力となつ

た。なお、同法制定に際

しては、本県みゆき会長

が厚生省幹部宅に泊りこ

むなどの熱心な陳情が効

を奏してゐる。

母子福祉資金貸付制度

は、事業開始資金・修学

資金等一種類があり、

制度が開始された二十八年度は一、一三一件、二、七四九万円余で、貸

付種別では事業開始と事業継続で全体の八六・六%を占めていた。その

後、三十三年度までは減少の傾向にあつたが、三十四年度から増加に転

じ、五十年度は一、〇六〇件、七、九六二万円余となつた。また、修学

資金・住宅資金の増加が目立ち、五十年度は修学資金五〇・一%、住宅

資金二九・七%を占めている。制度創設以来、五十年度末までの貸付実

績は延入員二万九七四人で、貸付総額七億一、八九〇万円余となつてい

る。三十三年十月には、これら貸付金の貸付対象の拡大と償還促進のた

め、県母子福祉資金償還協力員制度を設けた。

三十九年七月には、母子福祉の総合的基本法として母子福祉法が制定され、母子福祉行政はいつそう充実することになった。四十年四月には、

母子家庭の念願であった県母子福祉センターが佐賀市赤松町鬼丸に工費一、二四八万円で完成、母子家庭に対して生業指導、生活相談等を実施

し、母子家庭福祉向上の中心的役割を果たしている。

寡婦福祉資金と 四十四年十月に寡婦福祉資金貸付制度が創設された

児童扶養手当 が、これは母子家庭の児童が二十歳に達した場合、

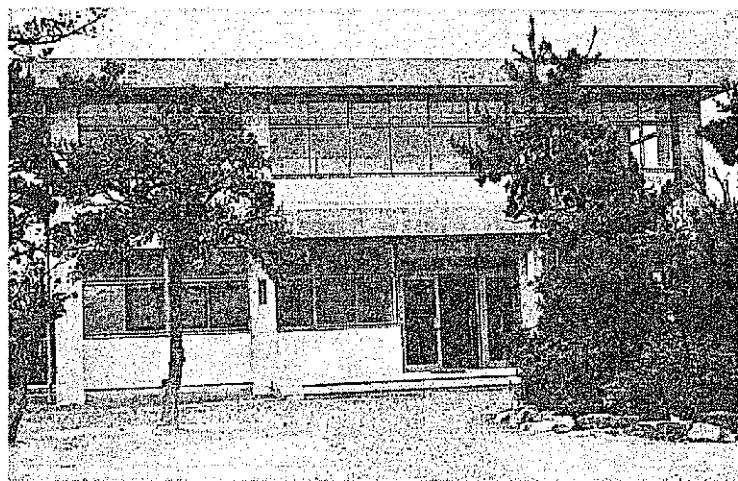
母子福祉資金の貸付対象から除外されるのを補うことにより、中高年齢の寡婦の福祉をはかるうとするものである。制度創設以来、五十年度末までの貸付実績は延べ人員五三三人・貸付総額一億一、七二九万円余となつてゐる。

三十七年一月には児童扶養手当法が施行され、所得保障制度で公的年

金をうけられない、いわゆる生別母子家庭に児童扶養手当が支給されることになった。この児童扶養手当はその後、手当額の引き上げ・支給制限の緩和・支給対象の拡大など内容の改善がはかられた。三十七年度には、受給資格者は二、四五一人、二、〇〇〇万円余が支給された。

受給資格者は、四十年度から漸減傾向にあつたが、四十八年度から支給対象の拡大と、離婚率の上昇傾向によつて年々増加しており、五十年度は二、六一八人になり、支給額は三億八七四万円余に達している。

母子世帯の現況 母子世帯は、配偶者の戦争死による母子家庭を中心であった三十年代の一萬世帯から、五十一年一月の実態調査では五、〇四〇世帯と減少しているが、母子世帯となつた主な原因は、病死別二、二五四(四四・七%)、事故死別八七一(一七・三%)、離婚一、二九九(二



県母子福祉センター 昭和40年4月設置

五・八%）となつており、三十七年の病死別五七・三%，事故死別七・四%，離婚一二・二%と比較してみると、病死別は減少し、事故死別、離婚による出現率が増加しており、母子世帯の収入は、月収五万円未満の世帯が半数を占める状態であり、生活水準は極めて低くなっている。

このような母子世帯の動向に対応する母子福祉の充実が強く望まれる。

(五) 婦人保護

婦人保護の沿革 戰後ににおいても遊廓等に身をおとした女性の保護は大きな社会問題であった。

売春の廃止は、本県出身の江藤新平司法卿が、ペルーの汽船マリア・ルース号の中国人奴隸解放事件を契機に、人身売買の根絶を決意し、明治五年十月に、當時としては画期的な「芸娼妓解放令」を出したことに端を発する。この解放令は、芸娼妓を前借金等の奴隸的拘束から解放するものであつたが、売春を禁止するものではなかつた。明治三十三年に娼妓取締規則が制定され、娼妓の登録制度、健康診断等の公娼制度が明確化された。また、警察の管轄事項として、風紀取り締まりや性病予防行政として行われた。

終戦とともに、二十年八月十八日の内務省警保局長通牒により、外国軍駐屯地の慰安施設として、戦時中休止状態にあつた営業者の再開を奨励した。また、社会的混乱から、生活のため自ら身を投じる女性も続出した。二十一年一月二十一日、占領軍の指令により公娼制度が廃止されたが、当時は、一般女子を守るために、遊郭等を「防波堤」とする考え方が強く、前借金契約や人身売買については取り締まりが強化されたが、売春そのものは貸座敷が特殊飲食店に名称を変更し、娼妓も芸妓や接客

婦に衣替えして、一定の地域に集めた集娼政策がとられた。

本県でも、二十一年四月二十七日には、各警察署で警察官立ち会いの上で前借金証書が焼かれた。また、同日佐賀警察署長は、管内の業者、娼妓を前に次のように述べている。

「一時は獎励しておりますながら、今回雇い女に対する借金が全部棒引きになるのは業者に対してまことに申し訳なく思つてゐる。解放された人々は帰郷しようと、営業しようと各自の自由にまかせるが、うまく話ができる、継続を希望するものに対しては、いつでも許可する」

しかし、集娼地帯以外の「やみの女」に對しては取り締まりが厳しく、同年八月末には、佐賀警察署管内の一斉検挙で、五六人が挙げられている。

このように、売春を温存した集娼政策に對して、宗教団体、婦人団体



前借金証書を焼く
(昭和21年4月 佐賀新聞)

等は売春処罰法制定運動を根強く継続した。転落した女性については、戦前からキリスト教婦人矯風会佐賀支部を中心に、救出活動が行われ、とくに、昭和七年一月の武雄町蓬来の改盛樓娼妓虐待事件は、あまりにも有名である。戦後も、再三にわたって、業者の手から逃れて救助を求める女性を救出している。

二十七年八月に県は風紀取締条例を制定し、売春行為の取り締まりを強化した。二十八年十月に、知事の諮問機関として設置された県婦人問題対策審議会は、こうした特殊婦人問題もとりあげ、婦人保護策についての審議や売春問題に対する婦人の啓発に寄与した。二十八年から二十九年にかけて、炭鉱不況の影響をうけて、炭鉱地帯で人身売買事件がひん発した。

三十年六月、全国的な売春禁止法制定促進運動に呼応して、同法制定促進委員会県支部が、県婦人連絡会、矯風会、炭婦協、労組婦人部など一三団体で結成され、禁止法の制定や、転落女性の保護策の充実を訴えた。三十年十月の最高裁の「人身売買の前借金契約の無効判決」は、多額の前借金に縛られ、身動きできなくなっていた女性の更生を勇気づけ、その年の前借金無効事件は二一件に達している。

このような運動の結果、ようやく三十一年五月に売春防止法が制定され、江藤新平が「金錢を以て芸娼妓の身を束縛するは、牛馬に対するの待遇なり、今之を解放せんとす、人類が牛馬に対して賠償を要求するの理ある可からず」と喝破して芸娼妓解放令を発して以来、実に八十五年ぶりに紅燈街の女性の解放が実現することになった。

売春防止法の実施 売春防止法は、施行期日が三十三年四月一日で猶予期間があること、売春の相手方となつた男性の処罰規定がないことな

ど、当時は「ザル法」といわれていたが、法の全面施行を前に、転落婦人の保護、更生対

策の確立が急がれ

た。売春禁止のためには、厳しい取

り締まりはもちろ

ん、婦人の転落防

止、転落婦人の更

生対策が必要であ

り、とくに、生活苦から転落した者

が多いことから、

その更生対策には力が入れられた。

三十一年十一月には県下に四人の婦人相談員が誕生し、十二月十日には転落婦人の総合的保護更生対策を推進するため、県婦人保護対策連絡協議会（三十三年十月一日には売春防止対策県本部に発展解消）が組織された。翌三十二年九月一日には婦人相談所が開設され、翌三十三年一月には庁舎および一時保護所が佐賀市水ヶ江町に設置され、同年二月には婦人保護施設として県婦人寮が佐賀市赤松町鬼丸に完成した。

また、婦人更生資金貸付制度が創設され、生業、就職支度、技能修得等の更生資金が貸し出された。婦人団体も、一円募金運動を行い、当初



赤線の廃止（昭和13年3月 佐賀新聞）

建設の予定がなかった婦人寮の建設促進や、「純潔金庫」を設けて、独自の貸し出しを行うなど、側面から協力した。

こうした保護施策の充実、警察当局の厳しい取り締まりや、盛り上がりに国民世論の前に、転廻業が続出し、業者自体の理解や、警察本部の指導もあり、三十三年四月一日の法の施行をまたずに、二月末日いつせに二二六軒の営業者、九八〇人の従業員が転廻業届けを出した。業者は主として旅館、料亭、食堂、賃間業、芸者置屋等に転業していった。

従業員については、婦人相談所、婦人相談員等が相談に応じ、帰郷、就職、自営、疾病者に対する医療費の給付等の解決をはかった。要保護者については、一時保護所に収容し、観察等を行うとともに、指導、助言、他機関への移送等を行い、落ちつき先のない者は、婦人寮に収容し

区分	年度	32年度	35	40	45	50
生活相談		95	119	81	123	125
就職自営	〃	105	78	105	214	140
住宅	〃		14	23	62	52
帰郷相談	101		4	4	1	2
他の資金借受		18	27	116	130	115
財産相談			3	22	16	13
医療相談	精神病		3	4	25	17
	性病	2		2	1	2
	妊娠	14	10	9	7	17
	その他の疾病	16	19	41	44	41
精神薄弱家出など		1	3	10	12	34
男性関係		2	6	27	18	9
夫婦間の問題		1	39	73	172	130
児童の	〃	3	41	40	124	66
その他の家族	〃	1	33	39	111	115
結婚	〃	22	7	29	36	52
施設収容	〃	17	9	28	17	43
雇主との相談		30	12	21	5	11
更生保護相談		19	70	37	29	27
その他の		10	33	62	72	125
計		457	530	773	1,219	1,136

て自立更生をはかった。

婦人相談所の相談業務の推移をみると、設立当初の三十二年には、相談件数四五七件のうち三四三件（七五%）が転落女性であり、数年間は売春事犯送致者の生活相談、保護更生対策が主体であったが、最近は、一般家庭婦人の相談が目立っている。

五十年度は、一般女性六九・七%、転落のおそれがある者二一・四%、転落していた者八・九%であり、とくに、経済的要因からくる生活就職相談が多く、社会の実情を反映して、夫婦間の問題、家族間の問題等の相談が急増している。

(六) 精神薄弱者福祉

精神薄弱者 精神薄弱者福祉事業は、戦前は、生活

福祉の推移 困窮者対策として行われてきた。二十

二年に児童福祉法が制定され、精神薄弱児については児童相談所の相談、判定、指導や、児童福祉施設への入所等の対策が講じられていた。

二十八年に至って、社会や家庭において十分な保護が行われていない精神薄弱児者について、中央青少年問題協議会が精神薄弱児対策基本要綱を策定し、意見具申を行い、これによって、実態調査・特殊教育の振興・施設の充実が行われることになった。

とくに、成人化してゆく精神薄弱者対策の充実について社会の関心が高まり、三十五年三月に精神薄弱者福祉法が制定され、精神薄弱者の保護・更生について

の総合的援護対策が実施されることになった。

本県でも、三十五年十月、相談・判定・指導機関として、県精神薄弱者更生相談所が佐賀市神野町（天神）に設置され、また、福祉事務所に精神薄弱者福祉司が配置された。さらに、四十三年七月には精神薄弱者相談員制度が創設され、

関係機関との業務の円滑化や、相談・助言・指導体制を強化した。

精神薄弱者福祉対策は、
①社会復帰が困難な重度の障害者を長期間収容保護することにより、生活の安定と家族の負担軽減をはかる終生保護と、②障害者に対して独立自活に必要な生活指導・職業訓練を実施し、将来、社会復帰させることを目的とする更生施設、授産施設および職親委託制度による援護指導が実施された。
三十六年二月の調査による精神薄弱児者は、一、〇三五人であったが、四十三年七月現在の県単独の実態調査によると、精神薄弱児者は四、〇三七人、このうち精神薄弱者は一、四四六人と増加が目立っている。
また、精神薄弱児者に対して一貫した指導相談を行うとともに、各種

精神薄弱者福祉施設の現況 昭和51.4.1

種施設	別名	所在地	設置者	経営者	認可年月日	定員
精神薄弱者援護施設	九千部学園 富士学園 佐賀コロニー	鳥栖市原古賀町 富士町内野 大和町川上	県 (社福)めぐみ厚生センター 県	左同 左同 左同	昭37.6.30 41.12.23 46.1.1	70 80 320
	計					470
精神薄弱者運動療	九千部寮 金立寮	鳥栖市原古賀町 佐賀市金立町	県 県	県 県	精神薄弱者会 精神薄弱者会 県育成会 県育成会	30 20
	計					50

の援助措置をうけやすくするため、障害の程度別に療育手帳の交付を実施しているが、五十年度現在一、七九二人がその交付をうけている。
精神薄弱者 精神薄弱者の収容施設としては、生活保護法による教護援護施設 施設である県立日の隈寮と民間立のしみず園が三十八年に開設されたが、県では、それに先立ち、軽度・中度の精神薄弱者専門の更生施設として、三十七年四月に鳥栖市原古賀町に県立九千部学園を創設した。

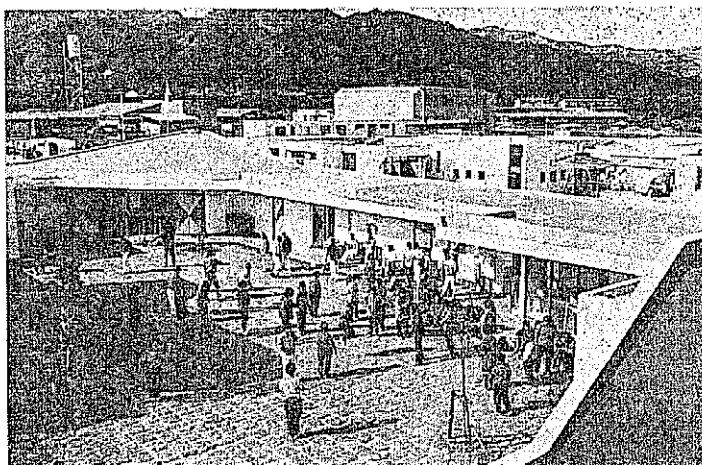
入園時間が三年であることや、県下ではじめての施設であることなど、当初は不安ももたれたが、生活訓練・職業訓練が実を結び、五十年度までの退園者二七八人のうち一六一人の就職を見るなど、大きな成果をあげた。

その後、精神薄弱児施設を卒園し、成人となる者の増加に対応し、四十一年十二月には、富士町に社会福祉法人めぐみ厚生センターにより、富士学園（定員八〇人）が設置された。

四十四年五月には、全国で公立としてははじめての精神薄弱者の運動寮として、県立九千部学園の構内に県立九千部寮（定員三〇人）を創設し、施設退所後の就職の社会適応促進をはかり、さらに、五十一年四月には佐賀市金立町に県立金立寮（定員二〇人）を開設した。

県では、四十三年七月、県内の民生委員・児童委員の協力を得て、県内精神薄弱者の実態調査を実施し、その結果に基づき、精神薄弱者の一貫性のある福祉を推進するため、四十三年度から五か年計画で、総工費四億六、三〇〇万円で九州初の精神薄弱者総合援護施設県立佐賀コロニーの建設に着手した。

九州の嵐山といわれる大和町川上峡の近くに四十六年一月設置された



県立佐賀コロニー 昭和46年1月設置

同コロニーは、敷地約八、五〇〇m²、収容定員三二〇人で、施設内部をひとつのコミュニティとしてとらえ、軽度棟、中度棟、重度棟、体育館、グラウンド、プール、機能訓練室、授産棟、農場などを配置し、入所者の孤立感をなくし、開放感と連帯感をもたらせるための工夫をこらしている。精神薄弱者としてハンドディを背負わされた入所者が、長期間あるいは終生の生活の場として、また自立更生の訓練の場として、楽しく明るく集団生活を送っている。とくに、地域社会に密着した生活を配慮し、さらには、人間尊重の精神にあふれた共同社会実現への努力が積み重ねられている。

(七) 老人福祉

老人福祉法の施行 三十八年七月老人福祉法の制定によって、老人福祉対策は画期的な進展をみるとなった。

老人福祉法制定までの老人のための施策としては、戦前の恤救規則、

救護法による救護、戦後の生活保護法による扶助や養老施設への収容保護、厚生年金保険法・国民年金法等の公的年金制度による老齢年金給付等があるが、老人福祉法の制定によって、老人福祉の向上をはかるための施策が総合的、体系的に推進されることとなつた。

我が国の老人問題は、老齢人口の増加と家族制度の崩壊、親族の扶養意識の減退、核家族化の進行、産業構造の変化、住宅事情の窮迫等でますます厳しいものとなり、複雑化を増してきた。

老齢人口の推移をみると、本県では全国平均を上回り、五十五歳以上の者が、二十五年では、全国四・九%に対し五・二%、三十五年には全国五・七%に対し六・三%、五十年には二十五年の二倍強となり、全国九・六%に対し一〇・七%で、さらに大きく増加の傾向にあつた。

一方、平均寿命の推移をみても、医学や医療技術の進歩、公衆衛生の発達に加えて、出生率の低下、結核等の死亡率の改善と相まって急速に伸び、老齢人口は、絶対的にも相対的にも増加の一途をたどり、国民の老人

区分 年	老人人口の推移					
	佐賀県		国			
	総人口	65歳以上人口	比率%	総人口	65歳以上人口	比率%
昭和25	945,082	48,957	5.2	83,200	4,109	4.9
30	973,749	53,930	5.6	89,276	4,747	5.3
35	942,874	59,854	6.3	93,419	5,350	5.7
40	871,885	68,169	7.8	98,274	6,181	6.3
45	838,442	77,725	9.3	103,720	7,335	7.1
50	837,674	90,026	10.7	123,749	11,909	9.6

問題への関心はとみに高まり、老人福祉対策が強く要請され、老人福祉法を成立させるに至った。

この法律の目的は、これまで必ずしも明確でなかつた老人福祉に関する理念を規定することによつて、老人福祉に関する国・地方公共団体の施策、老人・一般国民の心構えについて指標を与えるとともに、老人に対し、その心身の健康の保持と生活安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉をはかるうとするものである。

本県では、三十九年策定した厚生行政五か年計画において、老人福祉対策を重要な柱として、福祉制度の充実と老人福祉施設の整備をはかるとともに、四十五年七月には、県内民生委員の協力のもとに老人実態調査を実施し、その調査結果に基づき、保健医療対策、在宅福祉対策、生きがい対策、老人福祉施設対策の充実強化をはかった。

保健医療対策 老人は一般に疾病に対する抵抗力が弱く、罹病率が高い。しかも、老人性疾患は慢性疾患で、長期の経過をたどる者が多い。にもかかわらず、一般的に症状の無自覚、経済的制約、心理的原因から、健康診断や医療を回避する傾向が強い。

このことは、四十五年七月の実態調査でもうかがえる。すなわち、病気をしている老人は、全老人（七万四、五三七人）の約三〇%を占める二万二、四二九人で、治療をうけていない者が病気をしている者の七・八%にあたる一、七三一人いる。治療をうけていない理由は、医療費への不安、病気への不安等となつていて。

△健康診査▽

本県では、三十八年度から傷病の早期発見を通じて、老人の健康を保持するための老人健康診査を開始し、初年度は一般診査八、二〇八人、

精密診査一、

九六八人であ

つたが、五十

年度には一般

診査一万七、

七六八人、精

密診査二、六

四〇人と受診

人員も増加

し、老人の疾

病予防と早期

発見、事後の

療養指導に大

きな成果を挙

げた。

△老人性白内障手術▽

老人性白内障で視力を失つた老人のうち開眼手術が可能な者に対し、四十五年度からその手術費を公費で負担し、五十年度までに二〇三人の開眼手術がなされ、視力障害の老人への大きな福音となつた。

△高齢者医療費助成▽

本県では、老人の医療費の自己負担を軽減して受療を容易にするため、四十六年十月から国に先がけて七十五歳以上の老人の医療費について、所得制限なしに本人負担が一〇%ですむように、県と市町村で医療

老人医療費助成実施状況						
老 人 医 療 費 助 成 実 施 状 況	年 度	対象人員	対象延人員	事業費	備考	
					千円	48年1月より実施
老人医療費助成実施状況	昭和47年度	53,221人	64,131人	191,128		
	48	51,747	517,764	1,721,836		
	49	52,317	598,657	2,449,288		
老人医療費助成実施状況	50	53,513	672,499	2,911,050		
	昭和46年度	25,326	28,841	53,745	46年10月から実施	48年1月の該当しないものにて実施
	昭和47年度	75才以上 4月～12月 1,993	109,394	222,436		
県費助成による老人医療助成実施状況	70才以上 1月～3月	1,381	4,565			
	48	1,777	11,956	48,000		
	49	2,360	13,793	62,542		
県費助成による老人医療助成実施状況	50	2,101	15,963	71,676		

費の助成を始めた。

四十八年一月から老人福祉法の一部改正により、国の制度として七十歳以上の老人の医療費の無料化が実施された。また、四十八年十月からは、六十五歳から六十九歳までの寝たきり老人についても、老人福祉法による医療費の無料化がはかられることになった。

しかし、これらの国の制度は、所得制限があるため、県においては、四十八年一月から七〇歳以上の所得制限のある者、また、四十八年四月から国に先がけて六十五歳から六十九歳までの寝たきり老人で所得制限のある者を含めて、市町村と協力して費用を負担して、完全無料化を実現した。五十年度の、国の制度による者は五万三、五一三人、県と市町村の負担額はそれぞれ四億八、四八二万円余であり、単独助成分は二、一〇一人、県と市町村の負担額はそれぞれ三、五八三万円余となっている。

在宅福祉対策 従来の老人福祉対策は、低所得層を対象とした施設収容対策が中心であった。しかし、慣れ親んだ家庭や地域社会で老後の生活を送ることを望む老人が多い。四十五年の実態調査でも、在宅の寝たきり老人が県下に三、四〇七人（全老人の四・六%）、ひとり暮らし老人は四、七五一人（全老人の六・四%）となっている。

この調査では、寝たきり老人のうち、介護人のいない者、家庭奉仕員の派遣を希望している者、特殊寝台を希望している者が多数存在し、また、老人専用の居室を持たない者等も判明した。これらの実態をふまえて、在宅老人の福祉対策が講じられることとなつた。

△寝たきり老人対策▽

三十八年度から老人家庭奉仕員制度を設け、多久・武雄の両市に各一

人の設置をみ、その後次第に増員され、五十年度までに四八市町村に八人が配置された。これは、心身上の障害があり、かつ、日常生活を嘗むのに支障がある低所得の老人家庭を訪問して、老人の日常生活の世話ををするもので、一人当たりおおむね六世帯を担当し、一世帯・週二回以上訪問して、寝たきり老人の身の回りの世話をする制度である。

そのほか、三十八年度から訪問健診、四十四年度から特殊寝台等の日常生活用具の貸与、さらに、県独自で、四十六年度から紙おむつの支給を実施している。

△ひとり暮らし対策▽

ひとり暮らし老人の福祉をはかるため、四十六年度から一時的な疾病の際の介護人の派遣、老人クラブ会員による週一回以上の友愛訪問を発足させ、四十八年度からは県単独のテレフォン（インターフォン）貸与を開始、また、四十九年度からは老人福祉電話の設置を行つてている。

そのほか、四十六年度から老人の専用居室を整備するための資金を有利かつ長期で貸し付け、また、四十七年八月から在宅老人を対象に、特別養護老人ホームで行う老人機能回復訓練事業に対する助成を行つていている。

生きがい対策 国民の平均寿命の伸長や定年退職などで、健康な老人の増加が目立つており、老人の生きがい対策が大きな課題となつてきている。

老人クラブは、地域の老人が自主的に集まり、健康の増進、知識の向上、レクリエーション、社会奉仕活動を通じて地域社会との交流をはかり、老後の生活を豊かなものにしようとして生まれたものである。三十一年九月二十六日、佐賀市材木町佐賀劇場で、県下の老人クラブ会員等



昭和36年9月 県大人会 老人会 計賀二回目

約八〇〇人が参加して、第一回県老人大会が開催され、老人クラブの全県普及と地域相互の連携をスローガンに、その推進について協議がなされた。三十八年度からは、老人クラブに対する助成が行われるようになってから急速に組織化が進み、当時一八五クラブ・一万七、一八九人・加入率一七・一%から、五十一年度には一、一一三クラブ・六万二、四六九人・加入率五〇・八%と飛躍的に増加し、それぞれ地域の特性に応じた活動が行われている。

老人就労対策として、四十四年度から各市に老人就労相談所が設けられ、さらに四十八年度には、県社会福祉協議会に高齢者無料職業紹介所が開設されて、健康な老人の就労相談・あつ旋や職業紹介が行われている。

花つくりにより、健康保持と明るい生活を楽しんでもらうため、県単独事業として四十六年度から佐賀市・唐津市をモデルに、休耕田を利用した花つくり事業を実施した。四十九年度からは、これを行う市町村に対して助成を行った。

老人スポーツは、健康の増進と生きがいを高め、社会活動への参加意

約八〇〇人が参加して、第一回県老人大会が開催され、老人クラブの全県普及と地域相互の連携をスローガンに、その推進について協議がなされた。三十八年度からは、老人クラブに対する助成が行われるようになってから急速に組織化が進み、当時一八五クラブ・一万七、一八九人・加入率一七・一%から、五十一年度には一、一一三クラブ・六万二、四六九人・加入率五〇・八%と飛躍的に増加し、それぞれ地域の特性に応じた活動が行われている。

老人福祉施設の整備
老人福祉法による老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・老人福祉センターがある。老人福祉法の制定で、これらの施設の整備・入所措置が明確化されたことにともない、本県では、三十九年に十五年に策定した厚生行政五か年計画および四十五年に策定した新長期総合開発計画で、老人福祉施設の整備を重点的に推進することとし、市町村・民間篤志家の協力を得てその実現に努めた。

老人実態調査の結果により、養護老人ホームと特別養護老人ホームへの入所希望が多いことから、とくに、特別養護老人ホームに重点を置き、これを設置する社会福祉法人には特例補助の制度を創設するなどの措置を講じた結果を促進する上で効果が大きい。本県では、四十七年十月に県単独で第一回老人スポーツ大会を開催し、明治青年の意氣を示した。四十九年度から国の補助もることになり、年々盛んになってきている。

老人福祉施設の整備
老人福祉法による老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・老人福祉センターがある。老人福祉法の制定で、これらの施設の整備・入所措置が明確化されたことにともない、本県では、三十九年に十五年に策定した厚生行政五か年計画および四十五年に策定した新長期総合開発計画で、老人福祉施設の整備を重点的に推進することとし、市町村・民間篤志家の協力を得てその実現に努めた。

老人福祉施設の推移

区分	養護老人ホーム			特別養護老人ホーム			軽費老人ホーム			老人福祉センター	施設数
	施設数	収容定員	収容人員	施設数	収容定員	収容人員	施設数	収容定員	収容人員		
昭和38年度	7	546	479				1	60	60		1
40	7	571	595				1	60	60		5
45	10	801	852	2	140	154	1	60	60		10
50	11	851	925	9	590	647	2	120	120		

果、その整備は順調に進んだ。

△養護老人ホーム▽

これは、身体的・精神的・環境的および経済的理由で、自宅で養護をうけられない六十五歳以上の者を対象とする施設である。老人福祉法施行前は、生活保護法による養老施設として、大正六年に佐賀仏教婦人会の付属事業で佐賀市与賀町に開設された佐賀養老院（三十年佐賀市金立町に移転して、佐賀向陽園と改称）と、三年に僧侶小佐々ツテが藤津郡五町田村（塩田町）に開設した済昭園の二施設と、戦後は、二十三年伊万里町（伊万里市）に設置の伊万里向陽園、二十七年基山町に設置の寿楽園、二十八年朝日村（武雄市朝日町）に設置の杵島向陽園、三十六年唐津市に設置の松風園、三十八年多久市に設置の多久市恵光園の五施設があつたが、老人福祉法の施行とともに養護老人ホームに切り替えられた。

その後、四十一年厳木町に寿光園、四十二年小城町に松尾山大成園、四十三年北茂安町に南花園、四十七年呼子町に延寿荘が設置され、五十年度末には、一一施設・定員八五一人となっている。

△特別養護老人ホーム▽

これは、身体上または精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とし、自宅で介護をうけられない者で六十五歳以上の者を対象とする施設である。四十二年三月に社会福祉法人聖母の騎士会によって、県下で初めて、ロザリオの園が大和町に開設された。その後、四十四年鳥栖市に真心の園、四十六年には、鹿島市に好日の園、基山町に寿楽園、四十八年北波多村にちぐさの、四十九年には唐津市にめずら荘、西有田町にくにみ、上峰村に陽気園、五十年白石町に歌垣の園と設置が相次ぎ、

五十年度末には九施設・定員五九〇人となっている。

△軽費老人ホーム▽

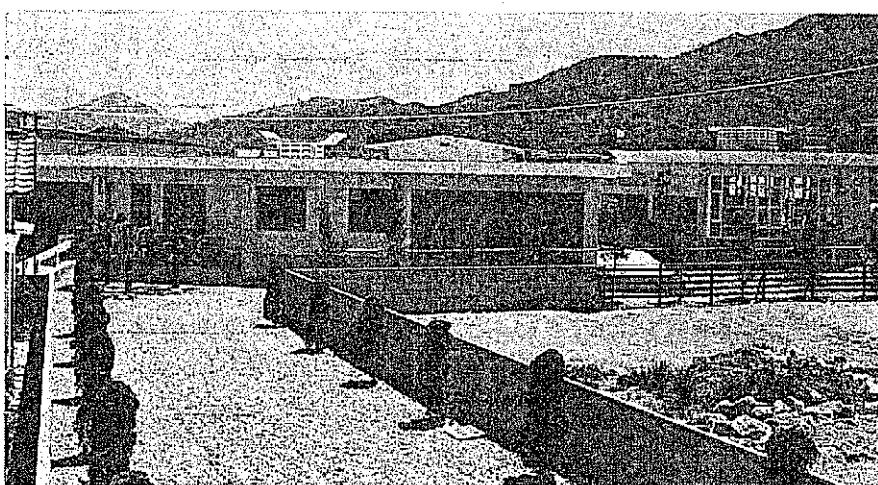
無料または低額な料金で老人を収容し、給食その他、日常生活の便宜を供与する施設である。三十八年に眞立いづみ荘が定員七〇人で嬉野町に設置され、四十九年には九州で初めての自炊式の軽費老人ホーム（B型）として、寿楽荘が定員五〇人で唐津市に設置された。

△老人福祉センター▽

無料または低額な料金で、老人に対して各種の相談に応ずるとともに、

健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設である。四十

年唐津市に建設されたの



県立軽費老人ホーム「いづみ荘」(嬉野町) 昭和38年4月設置



昭和39年9月
敬老の日訪問者高齢者の事

に、それぞれ設置され、
五十年度末には県下に一
二か所、利用人員二、三
九〇人となっている。

敬老の日行事 二十六

年に県・県社会福祉協議

会の主催で、長老敬愛の
思想の高揚普及をはかる
ため、九月十五日を「と
しよりの日」と定めて、

県下各地で最高齢者慰問
などの行事をくりひろげ
てきた。その後、この日
が国民の祝日として「敬
老の日」と指定され、こ
の日から一週間を老人福祉週間とするなど、全国的に行事が展開される
ことになった。

ちに被保護世帯に転落するおそれのある不安定な生活を送っている。わ
が国の経済の驚異的な発展にもかかわらず、低所得世帯は依然として減
少せず、本県では炭鉱閉山によりさらに増加する傾向を見せた。

これら低所得者の自立更生促進をはかる事業として、県は、戦前から
公益質屋、戦後は世帯更生資金貸付制度、心配ごと相談所、消費生活
協同組合事業を推進してきた。

公益質屋 昭和二年公益質屋法の施行に基づいて、市町村または社会
福祉法人が設置經營する公益質屋は、比較的簡便に、しかも低利で、資
金の融通をはかる庶民金融機関として古くから利用され、低所得者
対策の一環としての役割を果たしてきた。



公益質屋（佐賀市）

本県では、さらについにこの行事を盛り上げることとし、老人福祉大会の開
催、老人の趣味の作品展、高齢者慰問、敬老祝金の支給など、多彩な行
事をくりひろげて、老人福祉に対する県民世論の醸成に努めている。

(八) 低所得者の福祉

生活保護を受けるほどではないが、これと大差のない程度の生活を営
んでいる低所得世帯は、ひとたび失業、疾病その他の事故があれば、直

戦前からの佐賀市公益質屋（三年四月）、唐津市刀町公益質屋（八年三月）に次いで、戦後は、有田町公益質屋（二十四年十二月）、唐津市西唐津町公益質屋（二十七年八月）、大町町公益質屋（二十九年十一月）が設置され、三十六年度には八か所にのぼった。

近年は、生活水準の向上、社会保障制度の充実等により利用者も減少の傾向にあり、貸付金額も年々減少し、五十年度末現在では佐賀市公益質屋の一か所となっている。

世帯更生資金 要援護者の防貧と自立更生をはかるため、二十七年から全国の民生委員・児童委員は自主的に世帯更生運動を展開した。この運動を助長し、効率的な低所得者福祉をはかるため、三十年に世帯更生資金貸付制度が創設された。この制度の内容は、低所得者に対する、生業・支度・技能修得資金を低利で貸し付け、並行して民生委員・児童委員が自立更生のための指導援助を行い、一般の生活水準まで引き上げようとするものである。

この制度は、県社会福祉協議会が貸付業務を行ない、原資は国・県が全額補助をして発足することになった。当時、県財政が極度にひつ迫していたため、国庫補助受け入れのための裏付財源一〇〇万円のねん出に窮り、国庫補助返上、制度創設見送りもやむを得ない事態になつた。しかし、この運動を展開する民生委員・児童委員から自主的な拠出金の寄付を受け、ようやく、三十年末に国庫

戦前からの佐賀市公益質屋（三年四月）、唐津市刀町公益質屋（八年

補助を受け入れて事業が開始された。

その後、県財政の好転とともに、貸付制度は次第に整備拡充され、三十六年度には、資金の種類も発足当初の生業資金・支度資金・技能修得資金・修学資金・療養資金・災害援護資金の七種類となつた。さらに、四十七年度には福祉資金を加えて八種類に拡大されるとともに、貸付限度も大幅に改善され、低所得世帯の防貧と自立更生対策の中核的存在となつて、五十年度末の貸付原資は、六億五、九六三万円、貸付件数一

資金別	年度別				
	昭30～39年度		40年度まで	45年度まで	50年度まで
更生資金	件数 金額	1782 89,703,000	2030 115,617,000	3156 294,503,000	3786 486,215,000
身体障害者更生資金	件数 金額	174 12,718,000	220 17,523,000	525 71,924,000	825 169,159,000
生活資金	件数 金額	39 1,063,000	40 1,090,000	56 1,609,500	72 2,838,500
福祉資金	件数 金額				81 4,787,000
住宅資金	件数 金額	310 22,825,000	481 38,795,000	1544 184,735,000	2668 499,159,000
修学資金	件数 金額	458 19,125,000	921 34,858,000	2916 107,259,000	4790 211,137,500
療養資金	件数 金額	303 10,771,000	374 14,585,000	738 44,172,000	998 73,351,000
災害援護資金	件数 金額	299 24,120,000	299 24,120,000	608 55,831,000	690 68,351,000
計	件数 金額	3,365 180,325,000	4,365 246,588,000	9,543 760,038,500	13,910 1,514,998,000

万三、九二〇件、貸付額一五億一、四九九万八千円となつてゐる。

そのほか、一般の融資機関から借り入れが困難な低所得世帯・身体障害者・母子世帯等が、生活上一時的に緊急な少額の資金を必要とするときの貸付制度として、市町村が実施する福祉資金がある。県は、この原資の半額を四十二年度までに一、六二〇万円助成した。

心配ごと相談所 心配ごと相談所は、市町村社会福祉協議会が設置し、民生委員・児童委員や地域の有識者が相談員となって、地域住民の悩みごとなどを聞き、相談に応じて適切な指導助言を行ない、住民の生活向上と社会的向上をはかり、社会的悲劇を未然に防止しようとする民間福祉サービス機関である。

この事業の費用は、三十五年度から国庫補助が行われることになったが、本県ではこれより先に、三十四年度から低所得世帯に対する積極的な厚生施策として、北部福祉事務所に自立更生相談所を開設した。三十五年度には国庫補助対象の相談所が、佐賀市・唐津市・神埼町の三か所に設置され、その後、次第に相談所の数は増加し、五十年度末現在では三五市町村の社会福祉協議会に設置されている。

相談の内容は、生活苦・仕事・健康・家庭不和・児童福祉・老人福祉等、複雑多岐にわたり、相談所内での解決・指導や他機関等に対する紹介により解決がなされている。五十年度の年間相談件数は二、九六二件となつてゐる。

消費生活協同組合 二十三年七月、国民の自発的な生活協同組織で生活の安定をはかることを目的とする消費生活協同組合法が制定され、その年の十二月に唐津市東松浦郡消費生活協同組合が設置された。二十四年には県学校生活協同組合・佐賀市消費生活協同組合・協楽園消費生活

協同組合・西唐津生活協同組合、二十五年には県連合婦人会生活協同組

合・消費生活協同組合港湾共済会・川副生活協同組合が設立される等、二十六年度末には地域生協七か所、職域生協三か所の計一〇か所に達した。しかし、その後は横ばいなし減少の傾向を示している。

最近では、四十七年一月に佐賀市民生活協同組合が設立され、五十年度末における生協は、地域生協が七組合、職域生協が二組合あり、組合員総数は一七万四、三二一人となつてゐる。そして、ここ数年の物価高や住宅不足等の、国民生活の不安定要素を県民が自発的に解決してゆく組織として、今後も生協活動は主要な役割を占めてゆくものと思われる。

(九) 福祉事務所

福祉事務所の設置 二十一年の生活保護法制定に伴う生活保護制度の確立をはかるため、行政組織の整備がすすめられることとなつた。二十六年の社会福祉事業法の制定で、町村の生活保護事務は県に移管され、福祉事務所が社会福祉行政の中核的現業機関として設置されることになった。同年十月一日各地方事務所の庁舎内に、各郡を福祉地区とする、佐賀・神埼・三養基・小城・東松浦・西松浦・杵島・藤津の八か所の県福祉事務所が発足し、佐賀・唐津の二市にも福祉事務所が設けられた。二十九年から町村合併が進められ、同年に鳥栖市・多久市・伊万里市・武雄市・鹿島市の新市が誕生し、各市に福祉事務所が設置された。これに伴い、新市に属することになつた旧町村地域の保護事務は、県から市に移管された。二十九年十一月三十日には、地方事務所等出先機関の統廃合により、県福祉事務所は、中部・東部・北部・西部・南部の五福

祉事務所になり、さらに四十年六月には、出先機関の整理統合の一環として、現在の中部・北部・西部の三福祉事務所となつた。

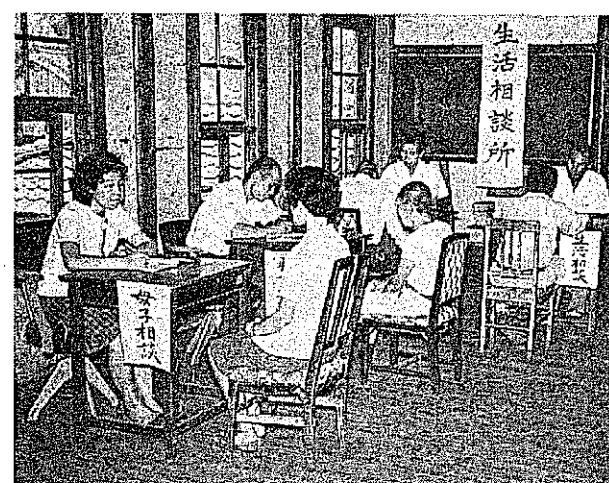
福祉事務所の業務 発足当初の福祉事務所の福祉行政は、生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法の福祉三法に関する事務を所掌していたが、そのうちでも生活保護行政が大部分を占め、児童福祉法および身体障害者福祉法行政は少なく、生活保護事務所の色彩が強かつた。その後、精神薄弱者福祉法・老人福祉法・母子福祉法の制定に伴い、福祉六法を所掌することとなり、今日では、福祉六法に定める援護・育成・更生の措置のほか、必要に応じ、社会福祉事業法・民生委員法・災害救助法等、広く社会福祉全般に関する事務をつかさどつてゐる。

福祉事務所には、所長、査察指導員、現業員等が配置され、このうち、

要保護者のケースワーカーを行つ現業員は、その仕

事がとくに重要であるため、専門的な知識と技術

を備えた社会福祉主事の資格をもつものでなければならぬ」とされてい



福祉事務所の移動生活相談 昭和36年7月

活動保護事務に偏重してい

たが、今日では、福祉六法にまたがる幅広い分野で、キメ細かい現業活動

を展開している。

(4) 民間社会福祉活動

民生委員制度 民生委員制度は、大正六年に岡山県で救貧対策を行うため、社会奉仕の精神に富んだ民間の篤志家としての濟世顧問制度を創設したのが発端である。翌七年に大阪府に同種の方面委員制度が生まれ、評価されることとなつた。その後、各県に同制度が相次いで設置され、本県でも、大正十三年に県社会事業協会によって二六八人が委嘱されている。昭和十一年には方面委員令が制定され、従来の任意的制度から法的制度になつた。

二十一年九月民生委員令によつて、方面委員は民生委員と改称、翌二十二年には児童福祉法の制定で児童委員を兼ねることになり、児童福祉

にも大きな役割を果たすことになつた。

知事の質問に答申

県下民生児童委員大会

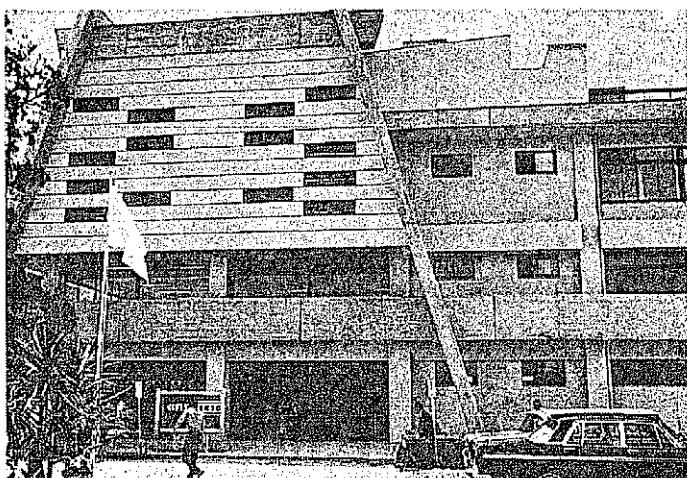


第1回県民生委員・児童委員大会(昭和24年4月 佐賀新聞)

定、保護開始後の生活指導等、般にわたつて補助的機能を果たしてゐた。その業務は、従来生活保護事務に偏重してい

が、生活保護の運用にも専門性が強く要請される

ようになり、二十五年の



昭和41年6月完成 県社会福祉館

法改正により社会福祉主事等の専門職員が設置されることとなつたため、民生委員の性格も、民間社会事業家としての協力的役割を果たすものに変化していった。

本県の民生委員は、発足当初の二十一年度は一、一五九人であったが、二十三年四月一日には、

民生委員法の制定に伴い全国一斉に改選が行われた。改選に当たっては、

従来、名譽職として老齢

者が多かったのを改め、新時代に即応する方針をとり、三十歳から五十五歳までが大部分となつた。婦人委員の進出もめざましく、総数一、五七五人のうち三六九人（二三・四%）を占めた。

二十四年四月十五日には、佐賀市公会堂で第一回県民生委員・児童委員大会が盛大に行われ、民生委員としての自覚と責任感をもつて、民生安定のためにその礎石となって、社会の要請に応えるなどを決議し、今後の健闘を誓った。

その後の民生委員数は、同年度は一、六一九人であったが、二十五年度からは一、五五〇人程度と推移、五十年度は一、五七五人である。女

性の進出も目立ち、五十年度現在は二六・七%を占めている。

民生委員の活動は、社会奉仕の精神をもつて保護指導に当たり、社会福祉の増進に努めるものとされ、要保護者の保護指導や社会福祉関係行政機関、施設等との連絡や協力に努めることとなつた。以来今日まで、民生委員は時代の要請に応じて活動を開拓してきた。とくに、二十七年大津市で開催された第七回全国民生委員児童委員大会において、「世帯更生運動申し合わせ」が決議され、一委員が少なくとも一世帯を自立更生させることを目標に、この運動が推進されることとなり、本県でも大きな効果をあげた。三十年の本県世帯更生資金貸付制度創設に際しては、自主的拠出により、その促進をはかり、設立後も貸し付けや事後指導に努め、低所得者の福祉に貢献している。

また、各種の調査活動を継続的に実施しているが、とくに、四十三年の県内身体障害者実態調査、同年の県内精神薄弱者実態調査、四十五年の県内老人実態調査にあたっては、県の委託をうけて綿密な実態調査とニード調査を行い、その後の県の福祉施策の展開のための貴重な基礎資料を作成した。

さらに、自主的な調査活動として、四十九年には新しい分野の、父子世帯実態調査を行うなど、精力的な調査活動を続けるとともに、これら

の実態に対応する地域ぐるみの福祉活動の中核となつて推進している。社会福祉協議会 二十六年に公布施行された社会福祉事業法により、公私社会福祉事業の一元かつ組織的活動の推進母体として、社会福祉協議会が設置が法制化された。

同年七月に県社会福祉協議会が設置された。当初は任意団体として組織されたが、これを法人化して一層社会福祉事業の推進と協力体制の強

化をはかるため、二十八年四月、社会福祉事業法による社会福祉法人に組織替えを行い、事務所を佐賀市神野町に置いた。この法人設立と同時に、その前身として二十五年八月に設立された財団法人社会福祉事業協会、(一十七年五月社会福祉法人に組織変更)、児童福祉協会、民生委員連盟の三団体は発展的に解消された。

県社会福祉協議会は、県内の社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進することを目的として、社会福祉事業についての連絡・総合計画・

調査研究・指導・広報宣伝、地区・市町村社会福祉協議会の連絡調整、社会福祉施設や社会福祉奉仕者との連絡・育成等を行うこととされている。

その具体的事業としては、低所得者のための世帯更生資金の貸付事業、心配ごと相談事業、地区・市町村社会福祉協議会の育成、ボランティア活動の推進と県社会奉仕活動指導センター(ボランティアセンター)の運営、民間社会福祉事業従事者の福利・厚生・研修、高齢者無料職業紹介事業、老人・児童・心身障害児者の福祉対策、各種大会・研修会の開催、法外援助等のほか、佐賀向陽園・伊万里向陽園・佐賀母子寮・県婦人寮・聖華園の県立五施設の委託経営等広範囲におよんでいる。

四十一年には、佐賀市鬼丸町に県社会福祉会館を建設してここに移転、社会福祉関係団体とともに入居して、名実ともに県下における民間社会福祉活動の拠点となっている。

また、県下には、中部・北部・西部に地区社会福祉協議会、全市町村に市町村社会福祉協議会が設置され、県社会福祉協議会と連絡を密にして、それぞれ社会福祉活動を進めている。とくに、市町村社会福祉協議会は地域社会福祉活動の拠点であるところから、その法人化と福祉活動専門員の設置が進められており、五十年度末において法人化数は二

二、福祉活動専門員は二人である。

高校ボランティア 四十八年には、国・他県に先がけて、将来県民の中堅となる高等学校生徒に対して、奉仕の精神の涵養とボランティア活動の普及をはかるため、佐賀清和高等学校など一二校を選定し、高等学校のボランティア活動の育成に努めた。五十年度には県下で一二校に増加し、現在では、自主的に、施設慰問、清掃奉仕等活発な活動が行われている。

社会奉仕活動 四十八年に、奉仕活動に必要な調査・連絡・調整・援助

指導センター 等を組織的に行うボランティア育成機関として、県社会福祉協議会に奉仕銀行が設置され、善意金品の預託・配分、社会奉仕

活動グループの登録・あ

つ旋等の事業が始められ

たが、五十年には社会奉

仕活動指導センター(通

称、ボランティアセン

ター)と改称、奉仕活動

指導者の指導訓練も実施

している。

また、佐賀、武雄、鹿

島の各市社会福祉協議会に社会奉仕活動センター

が設置され、同じ活動が

行われている。



美容師の老人ホーム慰問（佐賀向陽園） 昭和38年3月

共同募金 終戦直後の国民生活は膨大な戦災者、外地からの復員、引揚者、傷い軍人、遺族など生活困窮者をかえ、日に日に深刻化していくいた。

また、多くの対象者を収容した民間社会福祉施設は、社会的・経済的混乱の中でその経営は容易ではなかった。加えて、連合軍の「民間社会事業に対する政府の財政的な援助打ち切りについての覚書」が出て、公費補助の途が断たれ、深刻な経営難に陥った。

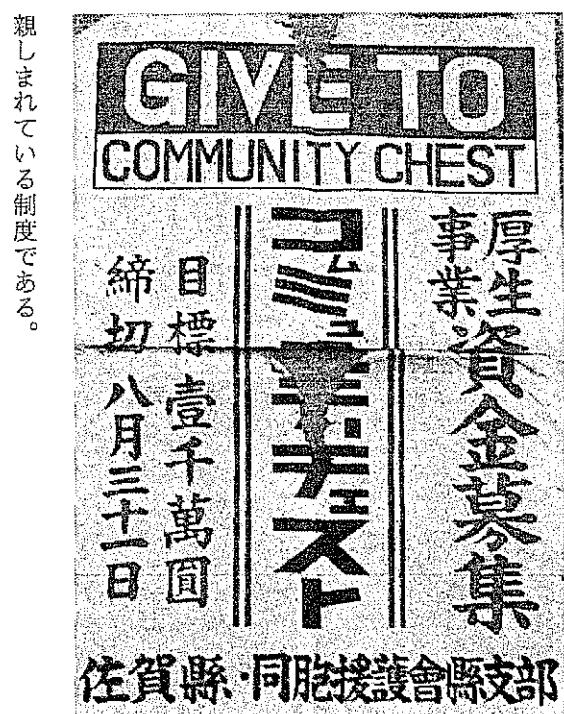
一方、災害の多発等によって地方財政も困窮しており、県の力だけでこの苦況を打開することは困難であるため、全県民の力を結集して生活困窮者の援護措置を講ずることとなつた。

佐賀軍政部当局、とくに当時在任中のマイニッカー中尉は、アメリカで実施されていた共同募金について資料を取り寄せ、この実施を指導した。これをうけて教育民生部厚生課内に厚生事業資金達成委員会を発足させ、「厚生事業資金募集」と銘うつて全県的に展開した。

委員会は、一千万円募金を目標にコミュニティ・エスト運動（厚生事業資金募集運動）を、他県に先がけて、二十二年六月一日から八月三十日までの期間にわたつて実施した。

その結果、県民の深い理解とあたたかい協力で、一、〇〇二万六、五六三円という目標をこえる実績をあげ、この貴重な净財は各種社会福祉事業団体等に配分された。本県におけるこの募金活動の成功は、同年十一月二十五日から十二月二十五日まで全国一斉に展開される共同募金運動の先べんをつけた。

これは、実質的には翌年十月一日から「赤い羽根」運動として全国的に推進され、國民にも共同募金より赤い羽根の助けあい運動としてより



第1回共同募金のポスター
(多久市立図書館蔵)

まさに設置された委員会を県社会事業共同募金委員会と改称し、厚生課に常置することとした。その後、社会福祉事業法の制定に伴い、二十七年五月十七日に社会福祉法人県共同募金会として認可され、今日に至つている。

五十年度の共同募金は、一般募金が二、九一五万四、三四九円、歳末たすけあい募金が四、〇九三万四、六二一円となつており、その配分によつて、恵まれない人たちに明るい希望を与え、また、民間社会福祉施設の整備などに役立つてゐる。

三 社会保険

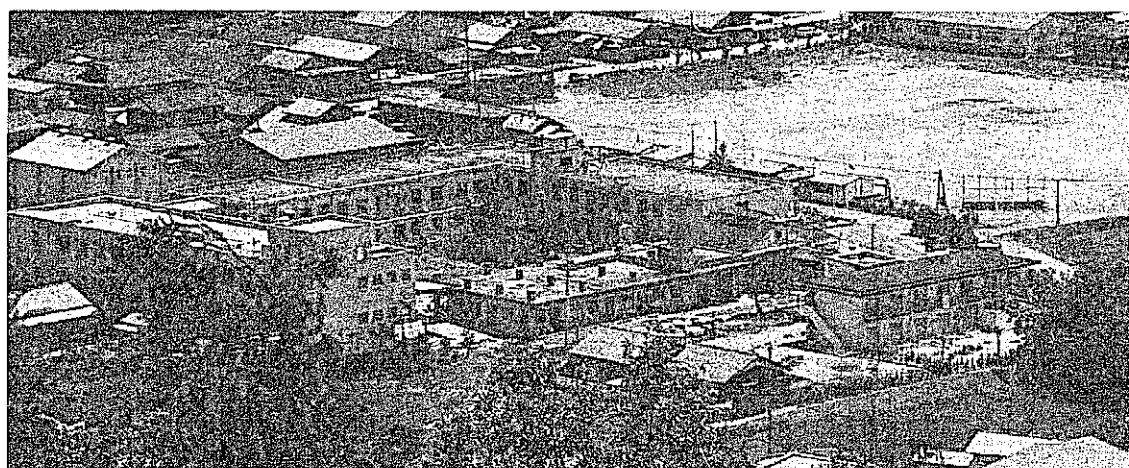
(一) 健康保険

沿革 大正三年の第一次世界大戦、同七年の米騒動、同九年の恐慌、その後の慢性的不況と、相次ぐ不安定な社会経済情勢を背景として、健康保険制度の早急な実施が必要となつた。健康保険法は、大正十一年四月制定公布され、保険給付および費用の負担に関する規定は、昭和二年一月から施行された。

施行当初は、政府または公法人である健康保険組合を保険者とし、工場法や鉱業法の適用を受ける事業に使用されている者を被保険者として、被保険者の業務上・業務外の疾病、死亡、分べんを保険事故として給付を行い、当時の不安定な世相のなかで、救貧的な性格をもつて発足した。昭和元年末の被保険者数は、政府管掌で約一〇〇万人、組合管掌で約八〇万人であった。

その後、十四年には家族給付が実施され、十八年には職員健康保険法の吸収、診療費の支払方式の改正、適用範囲の拡大、給付内容の改善等がはかられた。

戦後、社会の混亂・インフレの高進は、保険料収入の減、医療費の増大をもたらし、健康保険も危機にひんした。財政再建のため、毎年のように保険料率の引き上げがなされ、二十二年には労働者災害補償保険法による業務災害の分離、二十五年には健康保険財政の再建のため、保険料の引き上げと併せて医療給付費の国庫負担が実現した。



病院院内ノ浦川崎(伊万里市)

三十二年には、保険医制度の改革がなされ、個人指定制から機関指定へ、そして保険医登録による保険医療組織の樹立などがはかられた。その後も、適用範囲の拡大、給付内容の改善、財政の強化等がはかられた結果、五十年度末には、政府管掌一、三二八万人、組合管掌二八七万人と著しい増加を示している。その間、三十六年には、国民健康保険の全国普及達成により、わが国の医療保険の歴史上で、画期的な国民皆保険が実現した。

一方、疾病構造の変化や医療内容の高度化に伴い、診療報酬をめぐる診療側と支払側との意見が対立したため、三十六年度予算編成に際し、政府が

独自の判断で一〇%増の医療費予算を計上したことから、保険医総辞退という事態が生じたが、合意四原則により事態は政治的に収拾された。しかし、四十六年には、診療報酬体系の適正化に対する診療側の反発に端を発した日本医師会の保険医総辞退の動きとなつた。その収拾の見込みがつかないまま、同年七月一日から四二都道府県の医師会員約六万五、〇〇〇人が保険医を辞退した。これは国民皆保険体制のもとにおいて国民医療の面で重大な影響を及ぼすものであったが、数次にわたる会談の結果、八項目の合意事項を取り決め、七月末に保険医総辞退が収拾された。

なお、これと並行して歯科医師会の総辞退も事前に收拾され、一か月にわたった保険医総辞退に終止符が打れた。

政府管掌 本県における政健康保険の適用事業所数・被保険者数

区分 年度	事業所数	被保険者数		
		計	男	女
昭和21	727	25,026	19,771	5,255
25	1,168	29,034	23,292	5,742
30	1,197	30,193	22,755	7,438
35	1,920	50,641	34,167	16,474
40	3,348	75,332	43,883	31,449
45	4,247	99,372	54,160	45,212
50	4,952	110,380	61,852	48,528

度には四万七九四人と対前年比一九・六%と、二年連続して大きく伸びた。さらにその後も、年平均五%ないし一〇%程度の増加を続けた。しかし、四十六年度以降は大きな動きはみられず、五十年度末現在は、適用事業所数四、九五二か所、被保険者数一一万三八〇人となっている。

そのほか、二十三年九月には、県社会保険診療報酬支払基金事務所が設置され、医療機関に対して、国民健康保険を除く診療報酬の支払いが開始された。

△保健施設▽

県内被保険者の保健施設としては、二十一年二月に、佐賀市中の橋小路所在の個人病院を厚生省が買収して設置した社会保険佐賀病院と、同年四月に西松浦郡山代町（伊万里市山代町）の川南工業株式会社浦ノ崎造船所付属病院を厚生省が買収して設置した社会保険浦ノ崎病院がある。このうち、社会保険佐賀病院は二十七年六月に佐賀市多布施の現在地に移転した。とともに、その後、施設設備の充実をはかり、被保険者や地域の社会保険医療の円滑化に貢献している。

組合管掌保険 常時三〇〇人以上の被保険者を使用する事業主が単独で、または二以上の事業主が共同して、厚生大臣の認可を得て公法人の健康保険組合を設立して、自主的な責任のもとに、その事業体の実態に即応して運営する組合管掌健康保険制度がある。全国的には増加の傾向があるが、本県の場合は県内に大工場が少なく、さらに、炭鉱関係健康保険組合の減少もあり、三十一年度には一三組合、被保険者数一万四、六二九人であったものが、五十年度では五組合、被保険者数三、四六〇人と減少している。

給付 健康保険の給付は、医療の現物給付と、分べん費・埋葬料等

政府管掌健康保険の収支状況 単位:千円

区分 年度	徴収決定額 (A)	保険給付決定額			差引額 (A)-(B)
		計 (B)	現物給付	現金給付	
昭和25	117,697	107,291	78,712	28,579	10,405
30	292,721	350,112	285,221	64,891	△ 57,391
35	527,877	663,154	552,519	110,634	△ 135,277
40	1,182,114	2,407,770	2,233,728	174,041	△ 1,225,655
45	3,059,029	4,912,085	4,565,564	346,521	△ 1,853,056
50	9,045,243	13,287,224	12,203,629	1,083,595	△ 4,241,981

注:千円未満は四捨五入

の現金給付の二種類に大別される。給付の大半を占める医療の現物給付は、医療の充実、給付内容の改善、物価の上昇、被保険者数の増加等により増大していくが、三十年度を100とすれば、四十年度は七八三、五十年度は四、二七九と大きな上昇指数を示している。現金給付は、三十年度を100とすれば、四十年度は二六八、五十年度は一、六七〇と、同じように上昇指数を示している。

健康保険の財政状況を見る

と、受診率の増大や医療費の引き上げ等により、その給付額が年々増大したのに対し

て、その裏付けとなる保険料収入は、勤労者の賃金水準を反映して不振となり、全国的に二十七年度から三十年度にかけて赤字を記録したが、一般会計からの繰り入れ、保険料・一部負担金の引き上げ、保険医療機関の整備等により、三十一年度から好転した。

本県においては、二十七年度以降引き続いて赤字を記録しており、その額は年々大きくなっている。三十年度にお

ける保険料収入に対する赤字額の比率は一九・六%であったのに對して、四十年度は一〇三・七%、五十年度は四六・九%にのぼり、赤字額は、五十年度末において四二億四、二〇〇万円に達した。

幸いに、健康保険は全国一本の組織で運営されるので、県としては直接受けにはその赤字の被害はこうむらずにすむのであるが、赤字を最小限度に食いとめるため、標準報酬の適正化、不正不当診療の防止、滞納保険料の一掃等、保険経済の健全化対策の推進が、終始、本県の努力目標であつた。その結果、保険料の徴収においては、四十年度に九二・四%であつたのが、五十年度には九九・〇%と、ほぼ完納に近い実績をあげている。

保険料や給付の基本となる平均標準報酬月額の推移をみると、三十年度一万一、八三〇円、四十年度二万七三九円であったものが、五十年度九万三、九〇〇円と急激に増加しているが、全国平均に比べると、一五・三%下回っている。

(二) 日雇労働者健康保険

沿革 日雇労働者健康保険法は、健康保険の適用から除外されている短期ないし臨時の被用者を対象として、昭和二十八年十月に制定された。

この保険は、日雇労働者の業務外の事由による疾病・負傷・死亡・分べんと、その被扶養者の疾病・負傷・死亡・分べんについて保険給付を行ひ、その生活の安定に寄与することを目的としている。これによつて、生活の不安定から満足な医療が受けられなかつた日雇労働者の医療は大きく前進した。

保険料の納付方法は、スタンプ制を採用し、被保険者に被保険者手帳を交付して、働いた日ごとにその手帳に健康保険印紙を張りつけ、これに事業主が消印を押すという方式をとった。制度創設当初の保険給付は、医療給付のみで、給付期間も三か月、しかも歯科診療における補てつ（入歯）は除外されていた。このような低い保険給付水準を、健康保険並みにという要望にこだえるため、給付内容の改善がはかられたが、まだ健康保険並みにはなっていない。すなわち、二十九年四月から医療給付の期間を六か月に延長、三十年八月からは一年に延長されたほか、歯科補てつも給付対象となり、埋葬料や分べん費も支給されるようになつた。そのほか、傷病手当金・出産手当金・特別療養費制度の新設等次々と改善されていった。

本県の推移　日雇労働者健康保険適用事業所数等は、三十一年度が事

区分 年度	適用 事業所数	被保険者数		
		計	男	女
昭和31	302	7,463	5,352	2,111
35	390	10,426	7,127	3,299
40	375	8,448	5,872	2,576
45	295	5,687	2,584	3,103
50	168	3,917	1,635	2,282

業所数三〇二か所・被保険者手帳所有者数七、四六三人で、その後も大きな変動はみられず、四十年度は事業所数三七五か所・被保険者数八、四四八人であった。

四十五年五月に、大工・左官職等の擬制適用の廃止があり、事業所数

・被保険者手帳所有者数とともに減少し、五十年度には適用事業所数一六八・被保険者手帳所有者数三、九一七人となつてゐる。なお、擬制適用被保険者のうち、大工・左官職につ

いては、国民健康保険組合の認可を受け、四十五年八月一日県建設国民健康保険組合を設立し、現在に至つてゐる。

財政状態についてみると、制度発足当初から数次にわたつて給付内容の改善が行われた結果、全国的には三十一年ごろから収支に不均衡を生じるようになり、本県でも毎年度赤字を出し、五十年度の単年度でみると約六億五、〇〇〇万円の赤字となつてゐる。これを被保険者一人当たりでみると、収入は三万三九一円、支出一九万五、七五二円で、差し引き不足額は一六万五、三六一円に達している。赤字の増大に対しても、保険料の改定・国庫負担の増額等の対策がなされているが、赤字の原因は、医療費の増大、医療の高度化、高い受診率、被保険者の高年齢化や、保険料の伸び悩み等によるものと考えられる。

(三) 厚生年金保険

沿革　厚生年金保険制度は、昭和十七年戦時下の労務統制・労働者の保護・インフレ抑制を目的として、制定された労働年金保険法に始まる。十九年に同法は厚生年金保険法と名称を改め、戦後のインフレーションの試練を経て、適用範囲や給付内容を次第に改善し、今日のいわゆる「九万円年金」といわれる制度にまで発展してきた。

厚生年金保険制度は、五人以上の従業員を使用する事業所に働く者の保障を行い、被保険者とその家族の生活の安定をはかることを目的とするものである。すなわち、老齢で働きなくなつた者には老齢年金を、死亡した場合には遺族年金を支給することとなつており、また、途中で脱

退する場合には脱退手当金が支給される。

この制度も、戦後の急激なインフレーションの進行で、一時は有名無実のような状態となっていた。四十八年に至り、年金額の水準について、これまでの「一万円年金」、「二万円年金」といった名目的な額を基準とするのではなく、現役の労働者の賃金の一一定率（六〇%）を年金の水準として設定するという新しい考え方を取り入れられた。その結果、四十八年に「五万円年金」が実現し、その後、五十一年に「九万円年金」と飛躍的に充実していった。

本県の推移 厚生年金の普及状況をみると、創設以来、事業所数・被保険者数とも増加し、二十二年度には、その後、五十一年に「九万円年金」

区分 年度	事業所 総数	被保険者数		
		計	第1種 (男)	第2種 (女)
昭和22	1,414	57,350	人	人
30	1,288	47,762	37,599	10,163
35	1,815	65,243	—	—
40	3,256	86,726	46,583	34,012
45	4,153	109,378	59,695	49,180
50	4,885	121,872	69,372	52,500

注：一は内訳が不明なもの。

が、石炭産業の不振で、三十一年度には事業所数一、二八八・被保険者数四万七、七六二人に減少した。しかし、その後は増加に転じ、四十年度には事業所数三、二五六・被保險者数八万六、七二六人、さらに五十年度には事業所数四、八八五・被保険者数一二万一千八百七十二人となつた。

年金受給者も、制度の成熟化に伴い毎年増加し、五十年度末現在で一万八、四〇三人

を数え、老齢年金の平均年金額も六四万五、四五五円となり、西欧諸国の年金と比較してそん色のない制度に発展している。

保険料の収納率も、四十年度には九二・五%であったが、経済の安定、給付内容の改善により、労使の関心も高まり、五十年度には九八・九%と向上をみせている。

また、厚生年金保険の財政方式は、積立方式を採用して、将来の年金給付費用を保険料として徴収し積み立てており、累積する積立金は、資金運用部資金として活用し、その一部が還元融資として被保険者や家族の福祉施設の設置資金に充てられている。本県でも、この融資を受けて、被保険者の住宅や老人ホーム等の福祉施設の整備が行われている。

四 船員保険

沿革 昭和十四年に、多年の懸案であった船員保険制度が創設され、医療保険のほか、労災保険、年金保険を包括する、わが国では初めての総合的社会保険制度として世間の注目を浴びた。

船員保険法は、翌十五年六月から全面実施をみたが、その適用範囲は、船員法上の船員とされ、漁船船員は、母船式漁業・トロール・捕鯨・底びき等の大型漁船、調査船、試験船などの乗組員に限られていた。

給付の種類は、療養の給付・傷病手当金・養老年金（同差額一時金）・廃疾年金（同一時金）、脱退手当金・死亡手当金とされた。療養の給付・傷病手当金は、船員法の定める船主の扶助義務終了後六か月とされ、かつ、年収一、八〇〇円以上の高級船員は受給されないものとされ

般員保険の適用状況

区分 年度	船舶所有者数			被保険者数				
	総数	汽船	機帆船	漁船	総数	汽船	機帆船	漁船
昭和36	95	11	73	11	754	100	228	426
40	90	29	51	10	837	265	139	433
45	78	48	12	18	808	421	40	347
50	92	69	—	23	698	403	—	295

た。死亡の給付については、死亡手当金として報酬月額の三月分(最低一〇〇円)を支給されることとしており、分べん給付は船員保険にはなかった。また、家族給付については、二十三年に至るまで、採用されなかつた。

戦後、二十二年に至り、一般漁船船員にも適用されることになり、さらに、小型漁船船員に対しても、三十八年、四十

六年、四十九年と次第にその適用範囲が拡大された。

一方、二十二年に被保険者に対する失業保険制度の導入をはじめ、保険給付の範囲も次第に拡大され、二十三年に家族給付を採用、さらに、分べん、職務上の事由による行方不明や運動災害を職務上災害に準じて保護するなどの改善がはかられ現在に及んでいる。

本県の推移 県内の主産業であった石炭産業の盛衰によって、船舶所有者の動向も大きく移り変わり、三十七

年度当時は、県内適用船舶所有者数一〇四のうち、石炭運搬船を中心とした機帆船が、全体の約八〇%を占めていたが、その後は、石炭産業の不振で、機帆船は年々減少し、五十年度には、ついになくなつた。

また、高度成長に伴う工業化が進むにつれて、汽船が増加し、三十七

年度には、一〇四船主のうち約一三%であつた汽船が、五十年度には九二船主のうち約七五%を占めることになり、汽船と機帆船の盛衰は、本県の産業の変化を象徴しているといえよう。また、漁船は、適用の拡大によって次第に増加し、五十年度現在で二三船主で、全体の二五%を占めている。

一方、被保険者数は、三十七年度七九二人であったものが、海運界の不振で五十年度には六九八人に減少している。

(五) 国民健康保険

制度の発足 国民健康保険制度は、昭和六年の農業恐慌で疲弊した農山漁村の医療保障の実現をはかるため、昭和九年に保険方式による構想が具体化し、十三年四月一日に創設された。

この制度の創設で、大正十一年に成立した健康保険法による被用者の職域保険と並ぶ地域保険が成立し、農山漁村の住民や零細事業の従事者等の「相扶共濟」の精神による医療保険を広く国民全般に及ぼし、生活の安定と健康の保持増進を期することになった。

当時の国民健康保険制度は、市町村の区域を単位として任意に設立される国民健康保険組合を経営主体とするものと、同一の事業等に従事する者を中心とするものとの二つの形態にわかれ、いすれも組合方式がとられた。

本県では、十三年十月東松浦郡名護屋村(鎮西町名護屋)に第一号の国民健康保険がうぶ声をあげ、その後、市町村・産業組合を中心に次々と設立された。十七年頃から戦時医療対策として半ば強制的に設立が勧奨され、二十年七月の佐賀市・唐津市を最後に全県下一二二市町村に普



唐津赤十字病院、当初、国民健康保険の保健施設「唐津市立病院」として設置された。

一方、国民の体位は低下し、医療費のねん出が困難となるなどの急迫した事態の中で、ようやく本制度に対する再認識とその再建強化の急務が叫ばれた。

本県でも国民健康保険組合連合会・町村会・医師会等が中心となり二十三年十二月三日県国民健康保険危機突破大会を開催し、国民健康保険制度の充実強化、国庫補助の大幅増額等について宣言決議をするとともに、国に対し強い要望が行

及した。県民皆保険の達成が、戦時下の健民健兵政策の一翼を担つて実現したとはいえ、当時としては画期的なことであった。国民健康保険組合の内訳は、市町村による普通組合七四、農業会等による代行組合四八、計一二二であった。

戦後の国民健 戦後の社会経済の混乱に伴つて、多くの国民健康保険組合は事業の運営が困難となつた。二十三年度には、その約半数が事業を休廩止するほど不振に陥り、国民健康保険はまさに崩壊の危機に直面するに至つた。

一方、国民の体位は低下し、医療費のねん出が困難となるなどの急迫した事態の中で、ようやく本制度に対する再認識とその再建強化の急務が叫ばれた。

市町村公営 このような現状にかんがみ、国は、二十三年に制度の整理から市町村とする市町村公営の原則を確立するとともに、被保険者の強制加入の建て前をとるなど、その内容において制度の性格の改変にも等しい法律の改正を行つた。

県内でも、二十三年十月から、市町村公営への切り替えが始まり、その年は八一組合のうち四七市町村が公営に切り換えたが、財政的に事業運営が困難となり、中止が相次いだ。二十六年には一二三市町村のうち、四九市町村・二組合となり、被保険者は二九万六、二三八人（全人口の三一%）に減少した。

保健施設 国民健康保険事業の一環としての保健施設活動については、とくに、無医地区における医療の確保・疾患の予防・保健衛生の向上等のため、直営診療施設の開設、保健婦の設置が進められた。

直営診療所は二十三年八月までに病院三、診療所一二が開設された。その後、唐津市、小城町では、病院建設をめぐり地域の開業医との間に摩擦を生じ、唐津市では二十六年十月から一年間、小城町でも同時期に

當時の宣言文の一節は次のとおりであった。

新憲法下に於ける国民生活の基本的保障は社会保障制度の実現によって達成されるものである。右制度の前駆として一般大衆に多大の貢献を成し遂げて来た国民健康保険制度は今や経済的に崩壊の危機に直面している。茲に於て本事業に対し社会保障制度審議会の勧告の線に沿い緊急なる施策を即時断行せられ國保制度の整備を図り、延いて社会保障制度の円滑なる実施を確保しうるよう九十万県民は八千万同胞と共に県並びに政府に対して要請する。

小城町医師会が保険医統群職

十月から自由診療

唐津の二ノ舞町と刈立芦明書

小城町立病院建設に伴う国保紛争 (昭和26年9月 佐賀新聞)

かられたにもかかわらず、農山漁村や零細事業の比較的低所得者を対象としているため、健康保険と異なり事業主の負担がないこと、被保険者の負担能力が低いことなど財政基盤が弱く、また、受診率の上昇等による医療費支出の増加、保険料収入の伸び悩み等により、保険財政は不安定で、事業を中止するものが相次ぎ、二十六年には最低の四九市町村、二組合にまで減少した。

このような国民健康保険事業の状況から、国としても財政面の解決をはかるべく、保険収入の強化拡充と経費の合理化に努力することとなり、二十六年に地方税法の一部改正を行い、新たに市町村税のなかの目的税の一つとして、国民健康保険税が創設された。この地方税法の一部改正は、国民健康保険制度の財政面の強化という点から、大きな意

保険者数の推移（年度末現在）			
被保険者世帯数	被保険者数	被保険者（被保険者／県人口）	加入率
	317,245		33.5
73,219	378,805		38.9
118,276	557,372		59.4
113,907	469,755		53.9
117,767	435,349		52.3
117,026	395,196		47.2

半年間の国民健康保険の診療拒否紛争があつた。保健婦活動については、終戦時約八〇人が国町村駐在保健婦として配置され、地域における生保持増進に活躍し、多大の貢献をしていた。

二十一年六月興駆在保健婦制度の廃止、国民健康保険事業の経営不振等により転職する者が多く、二十四年には二四人に減少し、保健婦活動は衰微した。

国保事業の再建 国民健康保険事業は、経営主体の市町村公营への切り替え、被保険者の義務加入、国の財政援助等による再建への努力がは

年 度	保 险 者			被保険者 世帯 数	被 保 险 者 数	被保険者加入率 (被保険者/県人口)
	市町村	国保組合	計			
昭和25	52	4	56		317,245	33.5
30	32	2	34	73,219	378,805	38.9
35	48	3	51	118,276	557,372	59.4
40	49	2	51	113,907	469,755	53.9
45	49	3	52	117,767	435,349	52.3
50	49	3	52	117,026	395,196	47.2

資料：國民健康保險課

が実現し、さらに財政的基礎が確立されはじめた。

県でも、国民健康保険事業の再建振興をはかるため、二十六年、二十七年にそれぞれ一千万円の助成措置を講ずるとともに、二十八年度を初年度とする再建三か年計画を策定し、積極的に指導援助が行われた。

二十七年ごろから国民健康保険事業もようやく軌道にのり、事業を再開する市町村が増加してきた。二十九年には町村合併促進法の制定があり、市町村の自治体としての基盤が強化され、合併後の新市町村建設計画にも国民健康保険が組みこまれた。被保険者の推移についてみると、二十七年度二十九万九、一三六人、二十九年度三六万四、九六一人、三十一年度三八万七、一九一人と順調な伸びを示した。

国民皆保険三十一年には、全国民がいずれかの医療保険に加入することを目標として、国民皆保険政策が策定され、三十二年度から三十五年度を目標とする国民健康保険全国普及四か年計画が実施された。三十三年には国民皆保険体制を整備するため、従来の国民健康保険法の全面的改正が行われ、三十四年一月から新国民健康保険法が施行された。

この法律の改正によって、市町村の国民健康保険実施の義務づけ、事務費・療養給付費に対する国庫負担制度が確立したほか、療養取扱機関の登録制、国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査・支払業務の統一化など、内部事務の整備もはかられた。

県でも、県民皆保険をめざし、三十二年十二月に県国民健康保険普及促進協議会を組織して、未実施町村における事業開始の促進をはかったが、過去における財政運営に対する危惧などから、その実施については、なおちゅうちょする町村もあった。

三十二年七月に呼子町がまず実施に踏み切り、三十六年四月の三田川

村を最後に、全県下市町村に国民健康保険が普及し、被保険者数も五十四万一、三二九人（県人口の約六〇%）に達した。

七割給付へ 保険給付の内容は、旧法においては療養の給付・助産の給付・葬祭の給付を行うのみとされ、その具体的な内容は、条例・規則等にゆだねられていたため、保険者の財政事情によりその給付はまちまちで、また、健康保険に比べて著しく低いものが多かった。新法においては一部負担制度を採用し、その割合を五〇%に法定した。これにより給付水準の最低が保障され、健康保険との格差のあつた給付水準が向上することになった。

三十八年十月には、世帯主に対する七〇%給付が実現し、世帯員に対する七〇%給付も三十九年度から四十三年一月全面実施を目指す四か年計画で実施されることになった。この世帯員七〇%給付については、四十一年一月から一五市町村が実施し、四十三年一月から全市町村で七〇%給付が実現した。また、五十年十月から高額療養費受給者の負担軽減をはかるため、高額療養費支給制度が法定給付として制度化された。

被保険者 国民皆保険が達成された三十六年度以降の被保険者数の推移をみると、三十五年度の五五万七、三七二人を頂点に毎年減少を続け、五十年度には三九万五、一九六人となっている。この減少の理由としては、県外への人口流出、企業誘致等、産業の振興により第一次産業から第一、三次産業へ転出し、被用者保険へ移行する者の増加等によるものである。

保険財政 三十九年度に一時的な赤字財政を記録したが、その後は国庫負担の増額、被保険者に対する保健衛生教育、適正診療等の指導の強

国民健康保険財政の推移

単位：千円

年 度	収 入 総 額	左 の う ち		支 出 総 額	左 の う ち 保険給付費
		保険税総額	国庫支出金 総額		
昭和36	1,051,416	496,296	457,475	999,377	833,492
40	2,756,709	1,073,915	1,610,712	2,520,101	2,141,509
45	6,790,965	2,219,933	3,881,936	5,957,723	5,470,879
50	19,014,666	5,550,843	11,819,205	17,915,381	16,714,444

資料：国民健康保険課

化など財政の健全化が進められ、県全体としては毎年黒字決算となつている。

四十八年度以降は、経済の安定成長への移行に伴い、国民所得増加の鈍化

がみられ、財源確保が困難となる反面、社会情勢・生活環境の変化による疾病構造の多様化、医療内容の高度化、老人医療の無料化による受診率の上昇等は、今後、人口構造の老齢化と

ともに、さらに医療費の增高が予想され、保険財政、医療保険制度の大きな課題となつてきている。

保健施設と保健施設のうち、直営國保保健婦 診療施設については、終戦直後から二十九年ごろまで地域医療の確保のため開設が相次いだが、三十五年九月の鎮西町名護屋診療所を最後に開設はなく、むしろ医師不足や経営不振のため、その三分の二が閉鎖し、五十年度末の直営診療施設は、八病院・三診療所の一ヵ所となつていている。

医師不足は三十年ごろから深刻化し、その確保が困難となつたため、四十一年十一月医師確保対策として、直営診療施設の長や開設者を構成員とする県国民健康保険診療施設医師確保対策協議会が設立され、医師の招致に努めた。

国保保健婦は、戦後の社会情勢の混乱に伴う国民健康保険事業の一部中止等により減少したが、二十七年ごろからの事業の再開とともに、保健活動の重要性が認識され、また、国庫補助の増額等もあって、三十六年度の皆保険達成時には三六人、五十年度には六九人と増加し、未設置町村は四か所となつた。

事務組織 県の国民健康保険の事務組織は、戦前は学務部社会課の所管であったが、二十年十二月に保険課が警察部から内政部に移管されたのに伴い、保険課の所管となつた。国民皆保険の達成により事務量が増加し、また、指導の強化をはかるため、三十七年八月、国民健康保険課として保険課から分離独立した。

県国民健康保険団体連合会は、十六年一月設立された県国民健康保険組合連合会を改組した団体で、国民健康保険事業実施の市町村によって組織されている。従来、保険者相互の連絡調整・国保事業の普及・市郡単位の診療契約・保健施設に関する事業等を行つてきたが、三十七年一月から同連合会は診療報酬の審査・支払いに関する事務を中心として運営されることになり、現在では、毎月約二〇万件に達する診療報酬の審査・支払いが行われている。また、審査の統一と公正をはかり適正診療をはかるため、三十四年から県診療報酬審査委員会が設置されている。

(六) 国民年金

制度の創設 一般民間労働者の年金制度である厚生年金が昭和十七年以来次第に整備されてきたのに對し、五人未満の零細企業従事者、都市農村の自営業者等は、長く年金による保障の外におかれていった。

三十三年には、国民健康保険法が全面改正され、医療においては、一



福祉年金の受付 昭和35年3月

三十四年四月九日、国民年金法は成立し、同月十六日に公布されて、これまで年金制度に加入できなかつた農林漁業者や自営業者等を、国民年金の加入対象とすることによつて、国民皆年金の第一歩を踏み出すことになつた。

足先に国民皆保険が実現されようとしていた。一方、医学の発達により平均寿命はますます伸び、老後の生活保障の充実が叫ばれはじめた。このような情勢を背景に、自営業者、零細企業の被用者、農林漁業従事者等、全国で二千万人を超える国民を対象とする年金制度の創設が、国民的世論として盛りあがつてきた。

三十二年五月、厚生省は学識経験者からなる国民年金委員五人を委嘱し、国民年金制度策定に着手し、ついで翌三十三年四月には国民年金準備委員会を設けて、国民年金制度の創設について審議した。

三十四年四月九日、国民年金法は成立し、同月十六日に公布されて、これまで年金制度に加入できなかつた農林漁業者や自営業者等を、国民年金の加入対象とすることによつて、国民皆年金の第一歩を踏み出すことになつた。

国民年金事務の開始

本県では、三十四年四月に厚生部保険課内に国民年金連絡班、翌五月には国民年金課を設置し、

市町村においても国民年金担当者が決まって、国民年金業務の実施体制が整えられた。

県内における国民年金制度の適用を受ける被保險者は約二四万人と推定



初の老齢福祉年金の支給 昭和35年3月

され、膨大な事務量が予想された。県民の一部には、戦後のインフレーションの進行による貨幣価値下落の経験や、制度趣旨の曲解により、強い反対の気運もあった。全般的には、受給年金額の低さ、制度内容未満透の事情等もあり、無関心な空気が強かつた。八月には国民年金制度周知月間が設けられ、県庁舎正面に懸垂幕を掲げて周知をはかるほか、ラジオ放送・有線放送・広報紙掲載はもちろんのこと、広報車による県内巡回、各種会合に出席しての制度説明等、啓発活動が続けられた。

老齢福祉年金 国民年金は、拠出制による年金を基本としているが、施行当時、すでに老齢・廢疾・夫の死亡等の状態にある者を援護するため、過渡的に、全額国庫負担による無拠出制の福祉年金が設けられた。

三十四年九月一日から、老齢・障害・母子の

各福祉年金の裁定請求書

受け付けが始まり、十一月から年金の支給額決定にとりかかることになった。

翌三十五年三月三日の

第一回支払期日には約二万三、〇〇〇人が受給し、郵便局の窓口には人の列ができる、老人の笑顔がみられた。

福祉年金の給付内容

は、当初から低額であることや、給付の際の所得制限があることが問題とされた。三十五年の老齢福祉年金は年一万二、〇〇〇円、一ヶ月当たり一、〇〇〇円であり、受給権者二万三、七二〇人のうち、一部支給停止が四、七〇一人、全部支給停止が一、〇四三人であった。

拠出制国民年金制度本来の拠出制国民年金の準備も進められ、三

民年金十五年七月には、唐津市・伊万里市・東松浦郡を管轄する

唐津社会保険出張所（のち唐津社会保険事務所と改称）が設置された。

同年十月から、拠出制国民年金の被保険者の加入受け付けが始められ、翌三十六年四月には保険料の収納が開始されることになった。

国民年金制度に対する県民の関心は、関係者の活動にもかかわらず、長期保険で老齢給付を身近に感じないこと、給付額が低く実生活にそぐわないこと、被保険者の多い家庭では保険料が多額となること、保険料の掛け捨てを極度にきらうこと、全国的な反対運動の影響を受けたこと等により、はなはだ低調で、国民年金法に定める自主加入届けは皆無の状況であった。

関係者の啓発活動はさらに続けられ、県民の制度に対する理解も次第に高まりをみせたが、最終的には個別による加入勧奨も行われて、発足当初の三十五年度は、強制加入一八万三、三二三人、任意加入二万九六四人に達し、加入率は八四・五%となり、全国では栃木県に次いで第二位の好成績を収めた。

転入者、二十歳到達者、適用もれ者、他の公的年金からの移行者等の適用促進や保険料の収納は、国民年金制度の運営や、個々の被保険者の将来の年金受給に関する問題であるので、各種会合や催し物を利用し、その啓発活動とあわせて納付組織や協力組織の結成についても力が注がれていた。

また、四十三年五月から、国民年金業務の円滑化をはかるため、被保険者や年金受給者の身近な指導・相談機関として、国民年金委員を設置することとなり、五十年度末までに二二市町村に八〇一人の国民年金委員が委嘱された。なお、未設置の市町村においては、納付組織の活用によりその代行が行われた。

拠出制国民年金被保険者の推移をみると、三十五年度の発足当初は一八万人台で、四十五年度には一九万人を超えたが、翌四十六年度には一八万人台にもどり、五十年度には一八万人台を割る結果となった。これは、未適用者に対する加入促進がはかれているものの、一方では、産業の振興に伴い、国民年金から被用者年金に移行する者が増えたこと、

国民年金の被保険者の推移

区分 年 度	強制加入	任 意 加 入				被保険者 総 数	
		高 齢		若 年	任 意 計		
		十 年 年 金	五 年 年 金				
昭和 35		183,323	人	人	人	人 20,964 204,287	
40	185,676	10,559			22,643	33,202 218,878	
45	187,590	9,813	9,485		35,975	55,273 242,863	
50	178,902			7	28	49,605 49,640 228,542	

五万人となつた。

拠出制国民年金の給付は、三十七年五月一日から始まり、その年の支給は、障害・母子・遺児の各年金一八三件、金額で四七一万八、四〇〇円であった。

給付内容は、毎年のように改善され、支給額の増額・福祉年金の所得制限の緩和・支給範囲の拡大がなされた。四十四年には、拠出制において夫婦月二万円年金が実現し、四十六年には制度本来の拠出老齢年金の給付が始まった。四八年には、福祉社会実現の国民的要望の中で、夫婦月五万円年金が実現したが、これは、二十五年間定額保険料と附加保険料をあわせて納めた場合の計算によるものである。

ため、大多数の被保険者は恩恵に浴さないことが問題とされた。



昭和46年6月 老齢年金受給開始式典

年金額を三三万九、六〇〇円に、同年十月から老

齡福祉年金の額を一四万四、〇〇〇円に引き上げがなされた。五十年度

における本県の支給年金総額は、拠出制年金において受給権者三万四、八〇九人に對し、六三億八、九三七万円、福祉年金は、受給権者五万九、四〇八人に對し八〇億三、五九三万円となつた。

国民年金に対する住民の関心が深まれば深まるほど期待も高くなり、年金額の引き上げばかりでなく、制度のあらゆる面にも改善の手が加えられた。四十五年に五年年金が新しく組み込まれたほか、附加年金制度の導入、障害年金の支給範囲の拡大、さらに年金額のスライド制と、さまざまな改善が行われている。

国民年金積立・拠出制国民年金の保険料・国庫負担金による積立金の還元融資は、資金運用部資金法に基づき資金運用部に預託され、財政投融资計画によって運用され、被保険者の福祉向上に役立てるため特別地方債による融資や年金福祉事業団による融資が行われている。

本県では、三十六年度に精神薄弱者施設県立九千部学園、唐津市国民宿舎虹の松原ホテル等に三、三三〇万円が融資されたのを始めとして、毎年度、病院・診療所・保育所・養護老人ホーム・国民宿舎・体育館・プール・簡易水道等の各種の厚生福祉施設の建設等に融資されている。三十六年度以降五十年度までの本県内に融資された額は、特別地方債において六九億八、四一〇万円、年金福祉事業団融資において四億三、六〇〇万円で、その合計額は七四億二、〇一〇万円となつていて。

四 復員者・引揚者・戦没者

遺家族等の援護

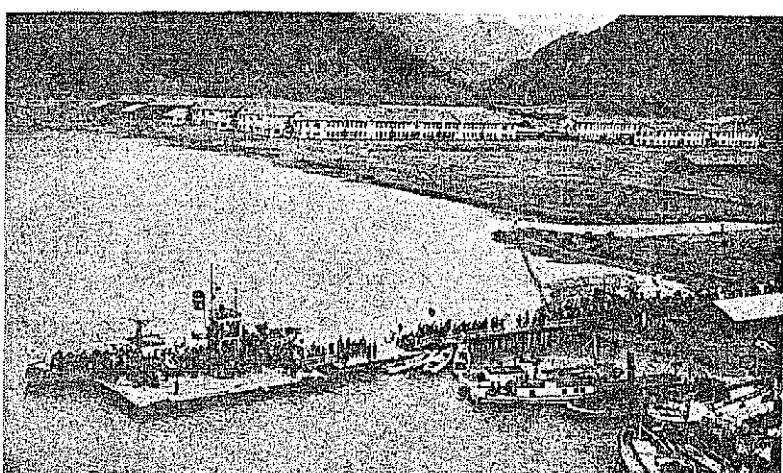
援護行政機構

国の援護機構 昭和二十年八月十五日の終戦を契機として海外同胞の復員・引き揚げ対策が重要な課題となつた。そのため、政府は、八月十五日直ちに終戦対策処理委員会を設置し、いかにして異境にある同胞を一日も早く内地に帰還させるかについて協議を重ね、その方策の検討に着手した。八月三十日の次官会議では、「外地及び外国在留邦人引揚者応急措置要綱」が決定され、引揚者の上陸地の地方長官(知事)をして、その職員を派遣させ引揚者の援護指導にあたらせた。

一方、国内では、多数の朝鮮人等が祖国への帰還を急いでいた。そのため政府は、同年九月一日「朝鮮人集団移入労務者等の緊急措置の件」を定め、厚生・内務両省から全国地方長官に通知し、その帰還輸送について指示した。

その後、十月二十八日には、連合国軍総司令部(GHQ)の指令により、厚生省が引き揚げに関する中央責任官庁と決定された。

軍人の復員については、同年十一月三十日陸海軍省廃止、十二月一日に第一、第二復員省が設置され、第一復員省(旧陸軍省)の地方機関として復員連絡局・地方世話部等が、第二復員省(旧海軍省)の地方機



ソ連・中国からの引揚者の多くが故国第1歩を踏んだ
舞鶴援護局(引揚援護の記録から)

関として地方復員局・地方復員人事部が発足した。このように一般海外同胞の受け入れ援護・在外外国人の送還業務については厚生省が行い、軍人軍属の復員業務については、旧陸軍を第一復員省が、旧海軍を第二復員省が所管した。

二十一年三月、厚生省の外局として引揚援護院が創設され、以降は援護院が引揚援護業務全般を担当することとなつた。次いで同年五月には、第一・第二復員省が統合されて復員庁となり、さらに二十三年五月には、引揚援護院と統合されて引揚援護庁となつた。こうして、引揚げ、復員に関する全般の業務が一元化された。さらに、引揚援護庁は二十九年四月に厚生省内局の引揚援護局に改組され、その後、引揚業務の一殷落を契機として、三十六年六月からは名称を援護局と改めた。

佐賀地方世話部 一方、本県でも佐賀連隊区司令部(昭和十六年四月一日、電話部の設置 軍備再編により久留米連隊区司令部から独立)が、終

終戦時現在兵員邦人等推計表

区分	全 国			佐 賀 県			一般 人 人 人 人 人 人 人	
	軍 人 軍 屬		一 般 邦 人	軍 人 軍 屬		一 般 邦 人		
	陸 軍	海 軍		陸 軍	海 軍			
内 地 (本 土)	万人 238.0	万人 197.0	万人 435.0	万人 —	人 61,000	人 23,000	人 84,000	人 84,000
外 地	309.0	45.0	354.0	306.0	—	—	—	—
小 計	547.0	242.0	789.0	306.0	61,000	23,000	84,000	84,000
内 地 戦災者	—	—	—	938.0	—	—	—	32,000
合 計	547.0	242.0	789.0	1,294.0	61,000	23,000	84,000	116,000

注：1 終戦前の死亡者で、死亡処理未済者の一部を含む。

2 本表計上の人員数は、戦後の復員者、引揚者数とはほぼ同数である。

3 内地戦災者には、死傷者約68万人を含む。

資料：厚生省、県援護課

軍省佐世保海軍人事部が直接取り扱っていたが、二十年十二月、佐世保地方復員局人事部は佐世保支部を設けた。これは二十一一年六月地方世話部に統合された。なお、二十一年一月の公職追放令で職業軍人は公職から追放されたが、同部に勤務する旧軍人は、

戦後は本土決戦体制から一転して、軍人軍属の復員業務にあたることになつたが、米軍の佐賀進駐で、二十年十月十日、庁舎（現佐賀検察庁）を接収されたため、徵古館や、佐賀地区憲兵隊庁舎（前県教育会館）に分散移転した。

二十年十二月一日には、陸海軍制の廃止に伴い、地方長官を長とする佐賀地方世話部となつた。二十一年六月十五日には、地方に移管され、佐賀地方世話部となつた。二十二年五月三日には、教育民生部の世話課となつた。

海軍関係では、海軍省佐世保海軍人事部が直接取り扱っていたが、二十年十二月、佐世保地方復員局人事部は佐世保支部を設けた。これは二十一一年六月地方世話部に統合された。

二十二年五月三日には、教育民生部の世話課となつた。

復員業務の特殊性からその職に留まり、復員業務に従事した。

一方、一般邦人の引き揚げや生活の援護については内政部厚生課（二十二年十一月から教育民生部厚生課）の所管で、輸送・生活の援護・住宅の確保・生業資金の貸し付け等が行われた。こうした業務は、直接の引き揚げから生活の援護まで広範囲にわたり、国・県・市町村をはじめ、学校・婦人会・青年団・遺族団体・引揚者団体・学生団体等各層の密接な協力のもとに行われた。

引揚業務の一端落とともに、世話課は二十九年一月に援護課と改称され、業務内容も、当初の引き揚げ・復員業務中心から、戦傷病者・遣家属・軍人恩給等の生活援護に移り、現在に至っている。

(二) 復員と引き揚げ事業

復員・引き ポツダム宣言の受諾により、日本の主権は、本州・北海道・九州・四国および周辺諸島に限定された。このため、軍隊は武装解除され、北は満洲・千島、南はニューギニア・ビルマと広大な地域からの軍隊の復員や、満洲・中国本土・朝鮮・台湾等に居住していた一般邦人の引き揚げ等の帰還業務が当面の急務とされた。また、これと並行して、戦中の労働力不足を補うため、日本国内に強制集団移入させられていた一〇〇万人にのぼる朝鮮人・中国人・ポツダム宣言の受諾の結果、日本の主権が及ばなくなつた南西諸島（沖縄・奄美等）の島民の送還業務も開始された。

終戦時には、軍関係として陸軍約五四七万人（外地三〇九万人、内地二三八万人）、海軍約二四二万人（外地四五万人、内地一九七万人）があり、外地の一般邦人は約三〇六万人にのぼるものと推定されていた。

本県の軍関係者は陸軍約六万一、〇〇〇人、海軍約二万三、〇〇〇人、合計約八万四、〇〇〇人であり、海外にいた一般同胞約一二万人を加えると、合計約一六万八、〇〇〇人の膨大な人員であった。

また、県内には本土決戦に備えて、作戦部隊である千歳兵团の約一二、〇〇〇人を中心として、合計約三万人の兵員と多数の軍施設が存在していた。

しかし、これらも終戦とともにすべてが解散させられ、続いて復員、引き揚げ等の終戦処理業務が開始されることとなり、八月二十一日には早くも第一段動員解除指令が出され、軍人の復員が始まった。一方、米軍進駐を前に、東京では一部不穏な動きがあつたが、県内では平穏に復員が行われ、九月中には大半が帰郷できた。

引き揚げの状況 海外の軍人軍属および一般邦人は、約六六〇万人であつたが、これらの引き揚げは、二十年九月にまず米・英・豪・中国国民党政府軍占領地域から開始された。輸送用船舶は、当初旧軍艦船や商船があつたが、翌二十一年一月には米軍からLST（上陸用舟艇）・リバティ型輸送船・病院船が二〇〇余隻貸与されてからは、引揚業務は急速に進展し、同方面の引き揚げは、戦犯を除いて、二十二年末にはほとんど終った。

一方、満洲・樺太・千島方面の復員、引き揚げは、複雑な国際関係とからんで、米・英・中国国民党政府軍占領地域のように順調に進まることはなくせず、ついには長期化し、しかも現地事情は悪く生活は物心両面にわたって難渋をきわめ、多数の犠牲を出すことになった。これらソ連管轄地域では、最初に侵入してきたソ連軍により、軍人・民間人の一部は続々とシベリアに転送させられ、約五七万五、〇〇〇人が広大な酷寒の地で



ソ連引揚げ（舞鶴港）昭和25年4月
(引揚援護の記録から)

定の月五万人送還にはほど遠く、しかも、冬季五か月は港湾の凍結を理由に中止された。さらに、二十四年の帰還船からは、ソ連の思想訓練による船長つるし上げ・上陸拒否・京都駅全員下車・共産党集団入党事件等が相次ぎ、出迎えた家族を驚かせた。そこで国は、八月十一日に「引揚者の秩序保持に関するボツダム政令」を施行して、いわゆる政令輸送により引揚者を規制した。

政治批判

県北西部の玄海沿岸は、大陸方面特に朝鮮半島からの私設引揚船が頻繁に現れ、二十年七月には早くも一万二千人で達していた。

三十年九月には早くも一万一、〇〇〇人に達していた。

こうした事態に二十年九月十日県厚生課は唐津市とともに唐津市内に引揚邦人連絡所を設け、帰郷のあつ旋・宿舎の世話など援護活動を実施、地元の婦人会は炊き出しを行い、市内の寺院は引揚者の一時宿泊

家族の愛情に触れるにつれて、落ち着きを取りもどしていった。二十五年四月、ソ連政府は日本人捕虜送還完了を伝え、引揚業務は中断されに。このソ連攻守の通告は、なる、三七〇人が未帰國と言つて居る日本

国民に大きな衝撃を与え、留守家族は政府と国会に對して強い陳情運動を展開した。その結果、國際赤十字によつて、二十八年十二月から引き揚げが再開され、同年十二月から三十一年十二月まで一、六六四人が帰

卷之三

唐津に引揚邦

清江先生集

洛事
賀新

に呼応して、本

のみで、同年十月閉鎖された。

引き揚げが完了した。

本草綱目

こうした国の引き揚
り施策に呼応して、本

のみで、同年十月閉鎖された。

二十三年から、長期間の抑留生活に疲れきつて帰国する引揚者に対し、その勞を慰め、郷里の家族等の様子を知らせ、一日も早く日本の

（著者）田嶋成一、元の田嶋商店
は屋号に冠しての通称である。
唐津に引揚邦
人連絡事務所
在籍で、日本に在留する連絡事務所
所長は三井物語の元人である。
所長は、中島の連絡事務所
百人隊、甲賀の連絡事務所、
田嶋の連絡事務所、福岡の連絡事務所、
田嶋西屋の連絡事務所、の四つである。
を併せて、豊後を除く四つの連絡事務所
所長に引揚邦人連絡事務所を開設
を図る。

唐津市に引揚邦人連絡事務所設置
(昭和20年9月 佐賀新聞)

県の業務分担は、地方
世話部が軍人・軍属、
県厚生課が一般邦人お

け、駐在員を派遣して出迎え、家族との連絡、身のまわりの世話、引揚者からの未帰還者の消息聴取、就職のあつ旋、列車への乗車等の援護活動を行った。

こうした復員

政府は二十年八月二十一

・引き揚げの促

日、いち早く強制移入朝鮮

進の結果、県内

人等の徴用解除の方針を決

に落ち着いた外

走、これに基づく一連の措

地引揚者は、二

置を運輸通信省等を通じて

十三年二月には

とったが、送還を待ちきれ

一〇万三、〇二

ない一部の朝鮮人は、立場

四人に達し、復

の逆転ともあわせて、不穏

員者も二十五年

な空氣をかもし、とくに、

四月には海外復

北九州と北海道では暴動が

員四万三、五六

起きる状態であった。そこ

三人、国内復員

で政府は、二十年九月一日

四万九六六人に

朝鮮人の優先送還を決定

し、同月から送還の実施に入った。

駅頭では再会を喜ぶ家族の姿がみられた。そのほか、引揚列車の通過の際には、地元婦人会の湯茶のサービスが行われたり、学生同盟の援護活動があった。なお、二十年末ごろから二十一年にかけて、それまで玉碎による戦死が伝えられていたレイテ・サイパン・グアム・硫黄島等から兵士の復員があり、「生きていた英靈」として帰国し、戦死公報をうけ葬儀をすませていた家族を驚かせた事例もあった。

送還業務 帰還業務とは逆に、朝鮮人・中国人・南西諸島出身者の本国送還の業務があった。海外からの復員・邦人の引き揚げを促進するためには、戦争中労働力不足を補うため、日本に強制連行されてきていた朝鮮人・中国人など外国人の早期送還が必要であった。



中国引揚の戦争孤児 昭和29年10月

感謝状

比嘉永光

右者は本年春以來湯和館
南西諸島民保護收容する
當々本縣最終於歸還送殊
留縣の施策に協力しある
願者なりと認め茲に感謝の
意を表す

昭和三十一年十一月一日
佐賀縣厚生長 義山義大

南西諸島民の送還の際の感謝状（沖縄県比嘉永光蔵）

終戦時、日本に在住したこれら外国人は、朝鮮人約一五六万一千、〇〇〇人、中国人約五万六、〇〇〇人、台湾省民約三万四、〇〇〇人、南西諸島民が約二一万五、〇〇〇人、合計一八六万六、〇〇〇人である。

本県の終戦時の朝鮮人は二万二、一六四人（二十年十二月二十九日付佐賀新聞）であった。そのうち炭鉱労務者は、杵島炭鉱の約一、八〇〇人をはじめとして、合計約六、〇〇〇人（推定）にのぼっていた。

二十年九月一日には、政府において朝鮮人の優先送還が決定され、県内の集団移入労働者も事業主の引率のもとに、仙崎（山口県）や博多港に移送され、相次いで送還されていった。また、西松浦郡大川村の立川炭鉱では、炭鉱独自に輸送船を借り上げ、釜山まで送還した。この送還

業務は二十一年十二月末にはほとんど終り、四、四四〇人が残留することになった。

また、送還業務の基本数を把握するため、二十一年二月、G H Q の指令に基づき、在日朝鮮人・中国人・沖縄出身者および台灣省民の登録が同月十八日に行われた。その結果、帰還希望者の送還が四月から再開され、本県在住朝鮮人は博多港から送還された。

一方、米国の信託統治となつた南西諸島への送還も二十一年一月から始まり、九州地区は鹿児島港から、その他は浦賀港からと決まった。ところが、たまたま帰還者中に天然痘が発生し、三月から八月まで送還が中止された。このため、鹿児島港に集結していた約六、〇〇〇人の帰還者は、一時的に九州各県で分散収容することとなつた。本県には約五〇〇人が割り当てられ、佐賀市の協和館等に収容された。

しかし、これらの人々も九月から送還が再開され、それぞれ郷里に帰還していった。

(三) 引揚者の援護

海外で終戦を迎えた同胞は、当該各地の連合国軍または相手国の管理下に抑留され、または集団で難民生活等を続け、この間、多くの困苦を経て引揚船により故国の土を踏んだ。これら引揚者の受け入れ援護は、占領下の二十七年四月までは、連合国軍司令部の指令に基づき、地方引揚援護局がこれに当つた。各地方引揚援護局は、引揚者を構内に宿泊させ、給食を実施、その間に引き揚げ手続き、応急必需品資や援護金の支給、引揚者と留守宅の連絡等について世話業務を行つてきた。その間、食糧・物資等は極度に欠乏していたにもかかわらず、六六〇万人の

引き揚げに成功したことは、いまから思うと実によく対処したものといえよう。

引揚者数 昭和十九年の県人口は約七一万人であったが、終戦とともに、軍人の復員、海外からの一般邦人の引き揚げ、さらには、戦災都市からの転入者を中心に、人口は急激に増加した。二十三年には、県人口は九一万人を突破した。

同年七月十五日現在の復員・引揚者の数は、海外からの引揚者約三万

市 郡 别	戦 災 者		引 扬 者		計		復 員 者
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員	人 員
佐賀 市	1,096	3,209	4,203	11,905	5,301	15,114	5,025
唐津 市	477	1,593	2,415	8,065	2,892	9,658	3,343
佐賀 郡	1,385	5,287	3,574	12,671	4,959	17,958	11,524
神埼 郡	469	1,821	1,775	5,747	2,244	7,568	5,703
三養基 郡	801	2,768	2,444	7,421	3,245	10,189	7,406
小城 郡	805	2,691	3,202	10,691	4,007	13,382	8,637
東松浦 郡	883	2,572	2,847	8,260	3,730	10,832	10,506
西松浦 郡	1,097	3,249	3,325	10,413	4,422	13,662	8,944
杵 島 郡	1,336	4,661	5,001	15,310	6,337	19,971	14,963
藤 津 郡	963	3,135	2,935	8,265	3,898	11,400	8,478
計	9,314	30,986	31,721	98,748	41,035	129,734	84,529

注：復員者の内訳は、海外復員43,563人、国内復員40,966人、国内復員者数には軍属は含まない。

資料：昭和25年県政要覧

三、〇〇〇世帯・約一〇万人、戦災者九、六〇八世帯・三万二、〇〇〇人、復員者約八万四、〇〇〇人であった。その後は、二十三年の都市流入制限の解除、食糧事情の緩和などで、他県への転出者が転入者を上回り、人口の増加もゆるやかとなつていった。

二〇万人をこえる復員者・引揚者・戦災者等の援護は、食糧難・住宅難・物資不足・就職困難などの悪条件と、それに加えて、悪性インフレの高進の中で行われた。二十一年四月、「定着地における海外引揚者援護要綱」が制定され、県・地方事務所・市町村に引揚者相談所が開設され、衣・食・住・職など各方面にわたる総合的援護対策が実施されたことになった。

住 宅 住宅事情は、本県では空襲による被害が比較的軽少だったとはいえ、やはり深刻なものがあった。

厚生省はこうした住宅不足を解消するため、まず二十、二十一年度には、主として既存の旧軍兵舎の建物を利用して応急的な集団収容施設を設置した。一方、二十四年度から二十七年度にかけて、五〇%ないし八〇%の国庫補助による住宅建設を行い、住宅に困窮する引揚者を収容した。同時に使用可能な集団収容施設の補修改善も併せ実施し、台風などで被災したものについても復旧補修を行つた。

二十八年三月には中国地域からの集団引き揚げが再開されたので、二十七・八年度には、この受け入れのため、建設費の七〇%を国が補助して、中国引揚者用の個別住宅を各地に建設するとともに、各県におおむね一か所の一時収容のための集団収容施設を新設した。

本県でも、国の施策に基づき、既存建物の改造、集団引揚者住宅の建設に着手した。二十一年八月、春日村（大和町）に春日寮（元経済部疎）

引揚者、戦災者用、集団収容施設県更生寮の状況 昭和24年8月1日現在、援護課

県厚生寮名称	開 設	所 在	収容 世帯数 (人員数)		改修など 工 費
			当初の 予 定	24. 8 現 況	
1 春 日 寮	21. 8 ~	春日村大字久池井	60 (250人)	34 (113人)	千円 342
2 希 望 寮	21. 9. 5 (約1年)	県庁跡開庁舎（経済部） 佐賀市松原町 市旧公会堂（協和館） (協楽園へ移転)	50 (250)	44 (151)	258
3 松 濤 寮	21. 9 ~	唐津市双子 唐津引揚援護局宿泊寮 (陸軍需品廠双子倉庫)	320 (1150)	280 (1206)	①計 342 1865
4 協 樂 園	22. 5. 7	高木瀬村 佐賀連隊 高木瀬兵営	650 (3000)	564 (2421)	①計 1747 7027
5 鳥 栖 寮	23. 3 末	鳥栖町本鳥栖 陸軍詠殊廠 鳥栖倉庫	40 (160)	39 (161)	950
6 武 小 城 寮	〃	武雄町下西山（新設）	26 (104)	15 (93)	1397
7 伊 万 里 寮	〃	小城町西小路（新設） 日東航機小城工場敷地	20 (80)	20 (71)	708
8 諸 富 寮	24. 3 ~	伊万里町立花町3555-3 (2階建新設)	28 (112)	27 (118)	1660
9 浜 崎 寮	24. 5 ~	諸富町大字徳富千歳寮 (3階建民家)	26 (104)	12 (41)	
10 伸 端 寮	24. 7 ~	浜崎町浜崎虹の松原 (改造家屋)	16 (64)	16 (62)	
11		神埼町協和町（新設）	16 (50)	14 (46)	

開庁舎）を設置したのをはじめ、同年十月には唐津市に松濤寮（元厚生省唐津地方引揚援護局の一時収容施設）、さらに、翌二十二年五月には高木瀬村（佐賀市高木瀬町）に協樂園（元歩兵第五十五連隊兵舎）などを設置し、二十四年度までに、一〇か所、収容定員一、〇〇〇世帯、四、〇〇〇人を収容した。

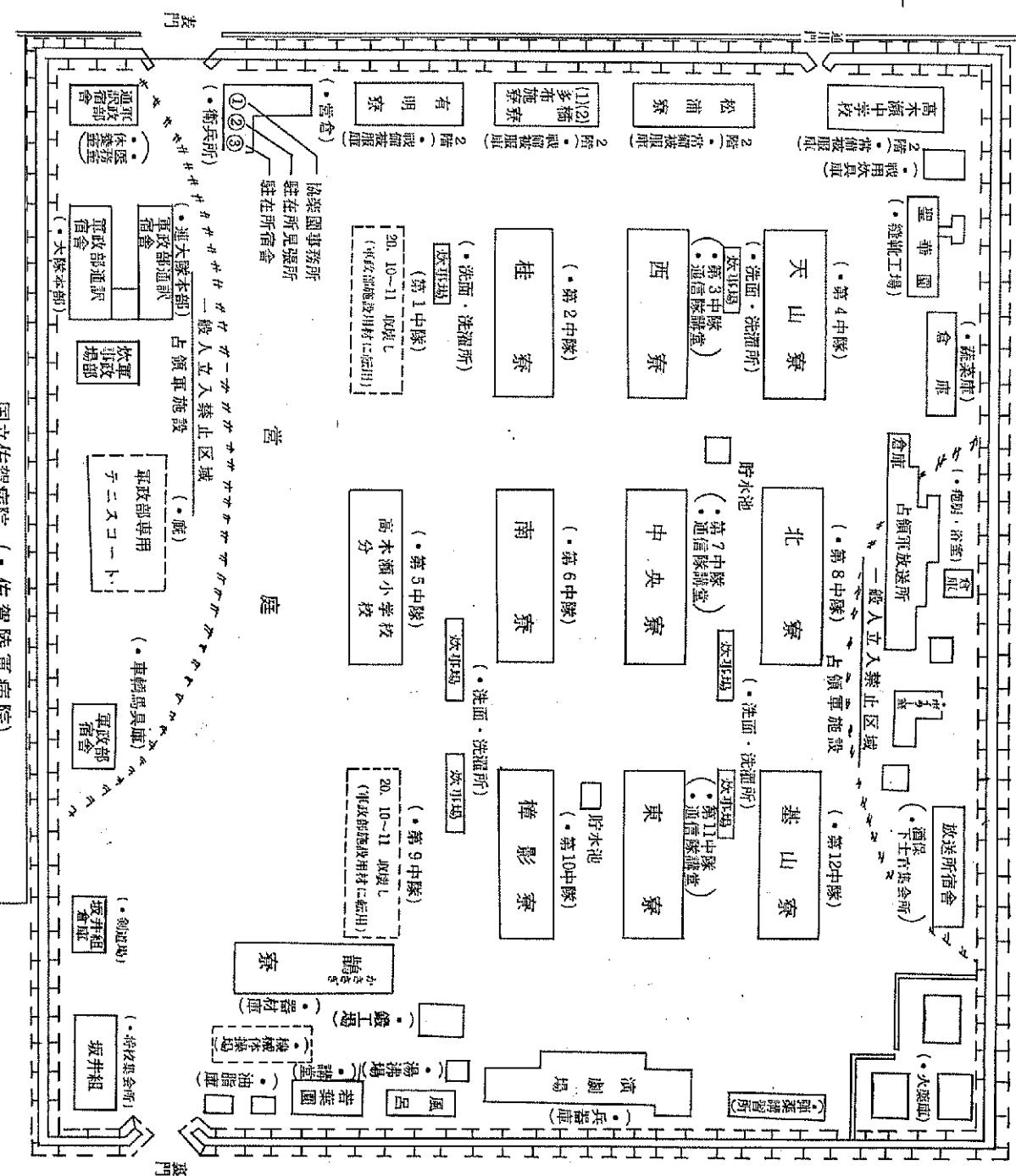
佐賀県引揚者厚生寮協楽園見取図

兵經

注：（）は、旧軍施設名

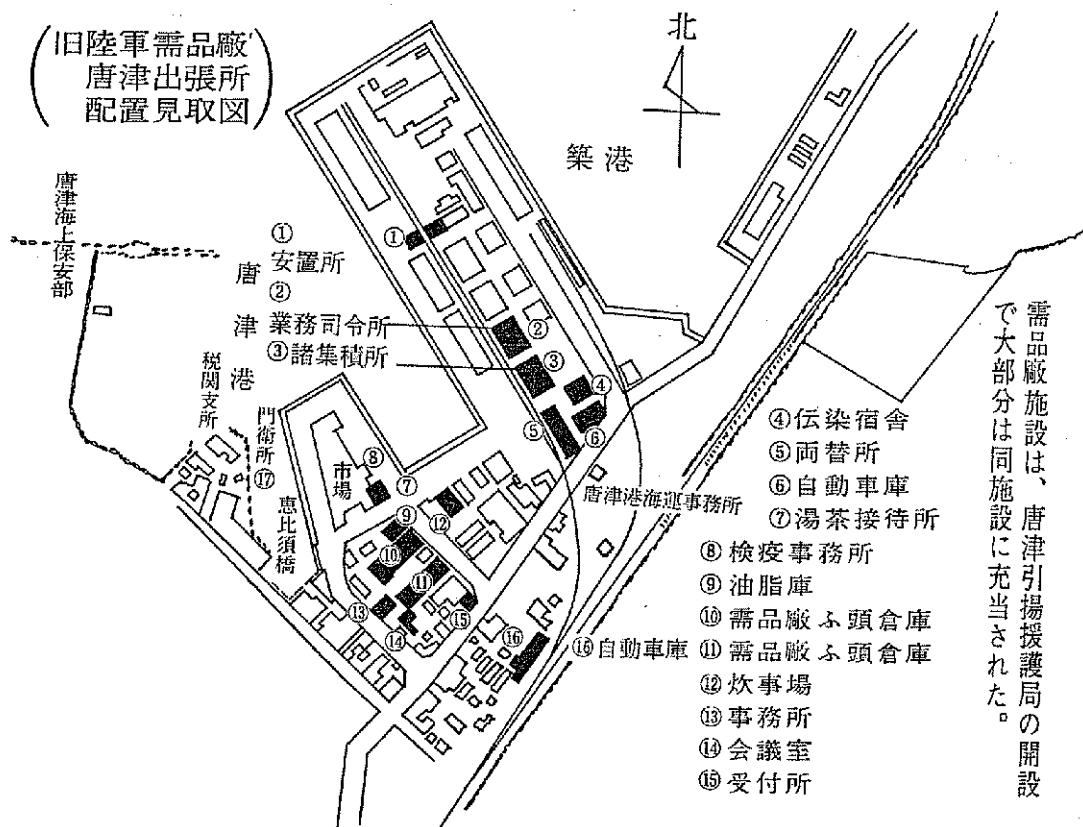
国道二三号佐賀市

三

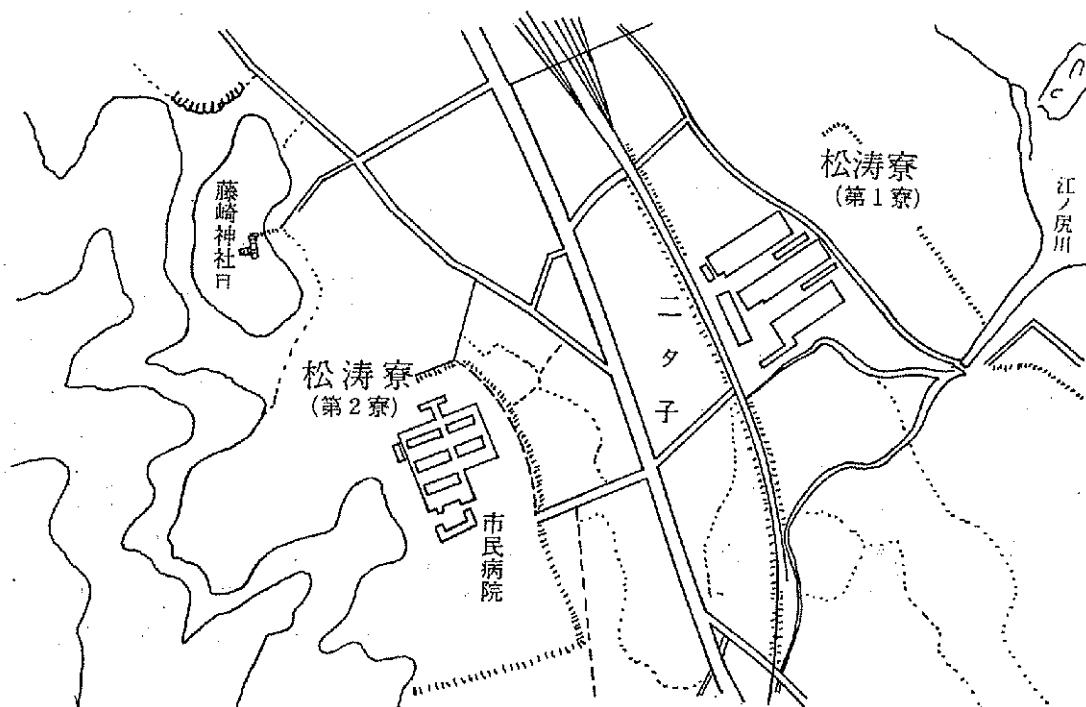


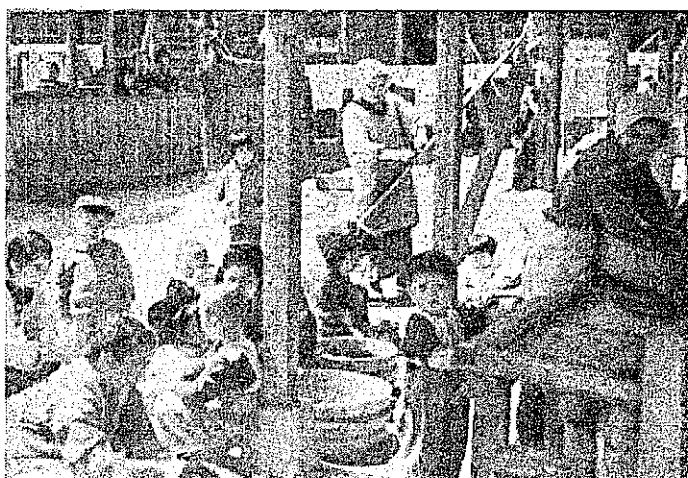
資料：佐賀財務部資料をもとに作製（援護課）

唐津引揚援護局見取図



佐賀県更生寮松濤寮見取図





昭和35年頃
引揚者集団収容施設—協楽園の生活
(光武キヨ子提供)

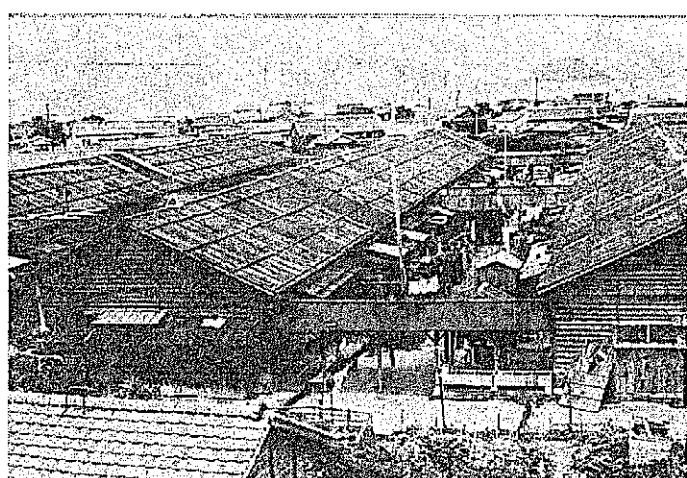
県下最大の収容施設であった協楽園の二十三年八月当時の状況は、総面積六万八、六四〇m²・建物一万六、二五〇戸で、収容世帯数五五〇世帯・二、三六五人が入居していた。施設は、小学校・中学校・孤児収容所・売店・共同浴場・授産施設・厚生会館・家庭菜園などがあり、当時としては引揚者の一大楽園であった。

しかし、これらの応急施設は、旧兵舎・倉庫等を改造したものが多く、従って、生活上また設備上に欠陥もあり、恒久的使用に耐え得るものではなかった。そこで、国はこれら引揚者の住宅対策として、前述のように、二十四年度から国費を地方団体に補助して、年次的に住宅を整備することとし、二十四年度は有田町四〇戸、牛津町三〇戸をはじめとして、一〇市町村に計二二一戸、二十五年度は伊万里町・鳥栖町に各二〇戸など一五市町村に計一九五戸、二十六年度佐賀市の二〇〇戸を筆頭に五市町村一四八戸、二十七年度一一二戸、二十八年度四三戸と五か年間に合計七一九戸を建設し、一部をこれらに

疎開させることとした。

引揚者住宅について
は、戦後数年を経過し、世情の安定とともに、入居者の譲渡希望が強まり、また、各地方公共団体においても同様希望が強かつたため、国は住宅管理上からも譲渡を適当と判断し、二十七年度からは、引揚援護局長通達「引揚者住宅の譲渡について」により譲渡要領が定められ、管理主体たる地方公共団体は、厚生大臣の承認を経て入居者に譲渡できるようになった。

その後三十六年度には、譲渡代価の使途の制限について、従来の取り扱いを改め、譲渡代価の使途を他の引揚者住宅の修繕費に充当することに限らず、公営住宅の建設費に充当できるよう、その範囲の拡大をはかり、入居者を公営住宅等に転居させ、その跡地を児童広場・緑地等の公共施設にすることができる用途廃止等の手続き要領を定めた。そして四十一年度には「引揚者住宅の譲渡について」および「引揚者住宅の滅失報告並びに用途廃止について」により、従来の譲渡処分および用途廃止に



松濤寮（旧唐津引揚援護局一時収容所跡）昭和38年頃

かかる要領の全面改正を行い、今日に至つてゐる。

こうした応急住宅のほか、親類・知人を頼り、同居を求め、あるいは納屋を改造し、また、身よりのない者は空き地・堤防・神社の境内に小屋を建てるなど、住宅難は深刻であつた。しかし、こうした急造住宅

は、世情の安定とともに堤防管理・衛生・防災・環境整備の面で問題を起こすこととなつた。

とくに、佐賀市の中心部にある佐嘉神社では、引揚者の窮状をみかねて、境内の行商・屋台等を許容したところ、屋台に足が生えて飲食街が生まれ、神社国有地払下げや環境浄化問題、いわゆる「神苑問題」として解決が長引くこととなつた。

就職 「職」の問題については、勤労課を中心に入人開拓を行い、とくに炭鉱は、過剰労働力の吸収に大きく貢献した。当時、炭鉱は勤労報国隊の下山・朝鮮人労務者の帰国等により極度の労働者不足に陥っていた。戦後日本経済の再建に傾斜生産方式が採用され、食糧の特配・住宅、生産資材の特別割当等で生産の増強がはかられていた。従つて、食・住・職を求めて多数の旧軍人・引揚者が入山した。一方、その資格をもつている者に対しては、六・三制実施に伴う教員への採用、行政機構の整備に伴う公務員の採用などがあった。そのほか、授産事業・元満洲開拓民を中心とする開拓事業があつた。

引揚者自体による事業活動も盛んで、なかでも資金が少なくてすみ、小回りのきく物品販売業が多く、引揚地区ごとに結成された引揚団体を中心には各地に引揚者マーケットが建設されたりした。しかし、これも一時的な繁栄に留まり、平和産業の復興による商品の増加に伴つて、信用資金・仕入れルート等を豊富にもつ在来の商店が次第に復興し、これら

マーケットは不振に陥つていった。そして、二十二年下半期からこの兆候が顕著になり、飲食店業や回転焼き業に転換するものもいた。中でも異色のものとしては、引揚者の共同出資による太陽開発合資会社の大浦千拓があつた。

更生資金の貸し付け 海外引揚者の大部分は、長年にわたり築きあげた財産と生活手段を失い、戦後の混乱した社会情勢の中で、生活再建の方途をほとんど失つてしまつた。このような引揚者の生活再建をはかるため、更生資金貸付制度が設けられた。

この貸付制度は、二十一年四月の「定着地における海外引揚者援護要綱」に基づき、引揚者・戦災者・その他の生活困窮者で、自ら生業を営み、自立するための計画をもぢながら、資金のない者に対し、その資金を融通して、生活再建のみちを開かせようという目的で、二十一年八月に設けられ、同年九月から貸付業務が開始された。

この貸付資金は、七次にわたり、厚生省から支出され、うち、二十一

県内の更生資金貸付状況
(国民金融公庫佐賀支店調)

年 度	貸付件数	貸付金額
昭和21	219	3,330
22	2,444	33,271
23	1,332	14,136
24	385	5,980
25	147	2,530
26	89	1,600
27	298	4,264
28	148	3,405
29	113	3,585
30	178	6,025
31	98	3,435
32	96	3,895
33	99	4,210
34	238	9,490
35	144	5,350
36	94	3,840
計	6,122	108,346

注：昭和37年度以降貸付なし

年の第一次から二十四年の第四次までは、都道府県に対し国庫補助金として交付され、二十四年の第五次から二十六年の第七次までは、直接、

国民金融公庫に貸し付けられている。貸付支出総額は、約三一億円で、うち、都道府県への国庫補助金は二億四一三万円、国民金融公庫に対する貸付金一〇億円である。

更生資金は、当初には「生業資金」と呼称されていたが、二十四年六月、庶民金庫が拡充されて、国民金融公庫と改称されたことにより、生業資金の呼称も、国民金融公庫が扱う他の貸付金と区別するため、更生資金と改称されることになった。

貸し付けの実施は、第一次から第四次までが都道府県を事業主体、国民金融公庫を貸付機関として実施した。第五次から第七次までは、國から直接公庫に貸し付けられていたことから、政府委託の方式をとり、公庫が貸し付けを実施した。

貸付金額は、二十一年当初一件あたり三、〇〇〇円であったが、次第に引き上げられ、一世帯三万円以内に、そして、二十四年六月からは再貸し付けも認められることになった。貸付期間は五年以内・貸付利率年六分であった。

本県の貸し付けは二十一年度から始めたが、この資金運営機関として、県生業資金運営委員会が、側面的に援助する機関として県企業協会が設けられた。二十二年六月末の貸付状況は貸付件数一、九一九件・金額一、八三三万二、〇〇〇円であり、内訳は商業八四四件・六二六万一、〇〇〇円、次いで工業七五五件・一、六三二万八、〇〇〇円で、以下農業・水産業・林業の順であった。種類別みると、引揚者が一、七八件、戦災者一〇二件、復員者四二件の順で、当時いかに引揚者が困窮していたかがうかがえる。

引揚者等に対

する法的援護 わたり築きあげた財産や生活の基盤を失い、無一物同様で帰国したため、その日の生活にもこと欠くのが実態であった。わずかに引揚者を対象とした生業資金（後に更生資金と改称）の貸し付けがあつたが、この貸付金も前述のとおり少額であり、かつ、据置期間を含め五か年償還であつたため、必ずしも引揚者の実態に適応したものとはい難かった。

引揚者の生活は依然厳しく、再建は容易なものではなかつた。引揚者の窮状は、二十七年の講和条約発効に伴い大きな社会問題となり、全国の引揚者が、海外に残した財産の補償について、強く政府に要望した。

政府はこれに対処するため、三十一年四月に在外財産問題審議会を設置し、審議会の答申を得て、次の援護措置を講ずることになった。答申

が「国に在外財産の補償をすべき法律的義務があるか否かの根本問題については、結論は得られないとしながらも、引揚者の特殊性にかんがみ、生活再建のための特別の援護措置が必要である。」としているのは注目に値する。

このようにして制定されたのが、三十二年の引揚者給付金等支給法と四十二年の引揚者に対する特別交付金の支給に関する法律である。

前者は、終戦後に、外地に六か月以上在住して、引き揚げた者および引き揚げ途中死亡した遺族に対して、年齢に応じ給付金を支給するものである。本県での支給は、五万五八〇件、九万七、一七〇人であった。

前記の給付金が援護的・弔慰的な性格をもつて対して、引揚者特別交付金は在外財産の補償的性格を強くしていた。支給条件および一〇年償

還の国債であることは給付金と同様であるが、給付金が年利六分であるのに對し、交付金は無利子である点および給付金が厚生省所管であるのに対し、交付金が総理府所管である点が異なっている。本県の交付状況は、五万五八七件、人員九万五、三一四人であった。

四 戦没者遺家族の援護

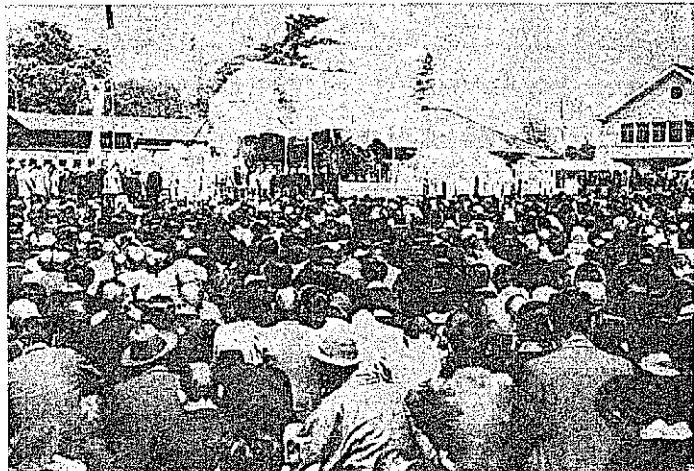
戦没者の追悼 第二次大戦による全国の戦没者は、軍人・軍属約二二〇万人、外地の一般邦人約三〇万人、戦災死亡者約五〇万人、合計三一〇万人の多くにのぼった。

政府は、これら尊い犠牲者に対し、追悼の誠をささげ、永久の平和を祈念する行事として、わが国の独立を回復した一九一七年五月一日、全国戦没者追悼式が東京新宿御苑で行われることとなつた。当日は、平和条約発効祝賀式典の前日であった。

天皇・皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、沖縄を含む全国遺族代表が招かれ、莊嚴に挙行された。

なお、この追悼式は無宗教儀式で実施するため、中央に戦没者の靈を象徴する白木の追悼の標柱を立て、默とう・奏樂・追悼のことば・献花を行う形式がとられ、その後の政府および地方団体の行うこの種の行事の式典の典型となつた。しかし、この追悼式は、以来三十八年まで中断された。

政府は三十八年五月十四日の閣議で、「全国戦没者追悼式の実施に関する件」として、その後、追悼式の毎年実施を決定した。それは、わが国が戦後に平和と自由と繁栄をかち得たことが、過ぐる大戦で戦没した尊い犠牲者のお陰であることを銘記し、平和と犠牲者のめい福を祈り、



第1回県戦没者慰靈大祭 昭和27年5月

あわせて遺家族に対する感謝と激励を行うためであつた。

追悼式は、毎年八月十五日に國の主催で挙行され、式典には、天皇・皇后両陛下が御臨席になります。三十八年は東京日比谷公会堂、三十九年は靖国神社境内、四十年以降は東京九段の日本武道館で行われ、今日に至つては、本県からも、毎年この式典に参列する。これは、三十八年は一五人、三十九年にも一五人、四十年以後は三十人の派遣を実施し、終戦三十周年の五十年には五五人が参列した。五十年度までの一三回にわたる本県からの参列者合計は三八五人である。

この慰靈祭について、当時の佐賀新聞は次のように報道している。

全国戦没者追悼式に遺族が参列し、三十八年は一五人、三十九年にも一五人、四十年以後は三十人の派遣を実施し、終戦三十周年の五十年には五五人が参列した。五十年度までの一三回にわたる本県からの参列者合計は三八五人である。このために散華した英靈を慰め、残された遺族の慰謝と激励を行つたため、本県単独による慰靈事業も多く実施された。

講和後の二十七年七月一日は、本県独自で県戦没者慰靈祭を遺族等約一万人の参列のもとに、佐賀高等学校で挙行した。

在天の靈よ、この慰靈の祭典を知るや知らずや、講和発効、日本新生の歴史の

かげに尊い礎石となつて散華した元帥古賀峯一海軍大将をはじめ県内三万五千柱の靈をまつる県戦没者慰靈祭は、二日あさ十時から補の若葉香る佐高西校庭の祭壇で盛大にとり行われた。

祭壇は、六尺大の戦没者の靈の位はいも新しく、式台をはさんで十余対の生花、花輪が飾られ、一万余の遺族代表が喪服喪章で肅然と祭場を埋めた。

定時十時、三発の花火を合図に、一同心からなる黙とうをささげ、ショウ、ヒクリキの音もおごそかに式典を進め、祭主鍋島知事ほか各来賓の祭詞が、遺族の思いを、ありし日の夫・子の思い出につないで、場内肅然、思えば過ぎ去った數度の戦いに、あるいは北邊の荒野に、南めいの海に護國の散華を遂げた県下三万五千の英靈は、この占領下の六年余を、ただひそかに遺族の胸に包まれて過したのだ。

いま五月の薰風に揚々とひるがえる祭壇の日の丸の鮮かさも遺族にとつてはかえらぬみたまをしのぶ愛情と追慕の表徵であるう。

〔昭和二十七年五月三日付 佐賀新聞〕

しかし、それ以後は、三十八年まで国にならつて中断をやむなくされた。これは、国が独立回復後、とりあえず優先して追悼式だけをとり行つたという経緯によるものである。

三十八年に国が追悼式の挙行を國の行事として閣議決定したため、県も同年八月十五日、新装なった県体育館において、多数の遺族来賓参列のもとに、厳粛の中にも盛大にとり行つた。その後、三十九・四十・四十一年と、県主催の追悼式を挙行し、四十二年度からは、県独自の開催はこれをとりやめ、國の追悼式に参加することによつて、追悼の誠を捧げることとした。

その後、終戦三十周年の五十年十月七日には、県体育館で、遺族・来賓二、五〇〇人を招いて、莊嚴な追悼式典をとり行つた。

また県護国神社では、三十年から県戦没者慰靈大祭奉贊会により、毎年、春秋の二回、盛大な例大祭が執行されている。

なお、この県護国神社の由来は、明治三年戊辰の役で、國事にたおれた本県関係者を祭祀して、招魂社として創建されたのが始まりで、昭和十四年護国神社と改称、二十二年五月占領軍をおもんばかりて肥前神社となり、二十七年に護国神社に名称が復した。

遺児の参拝 二十七年度からは、市町村と共に、戦没者遺児の靖国神社参拝を実施したが、これは中学三年在学中の末子（弟妹のないもの）を参加させるもので、三十四年度まで実施して計五、九〇八人の遺児が父親と対面できた。また三十六年度からは、妻の靖国神社参拝を実施す



戦没者遺児の靖国神社参拝の見送り 昭和35年8月

ることとして、おおむね経費の二分の一を県が補助し、市町村も同額を負担して四十三年度まで継続実施し、その数は九九二人となつてゐる。

慰靈塔の建立 三十四

建立の記

年には平和を祈念し、二

度と戦争の悲劇を繰り返

さないため、民間からの

募金等の協力を得て、佐

賀市の県立城内公園に、

淨財四一五万円で、「愛

と平和の像」を建立し

た。彫像は郷土出身彫刻

家古賀忠雄の作によるも

ので、礎石には、郷土の

歌人中島哀浪の「あけて

まつ 愛のもろてに さ

しそめし 平和の光 や

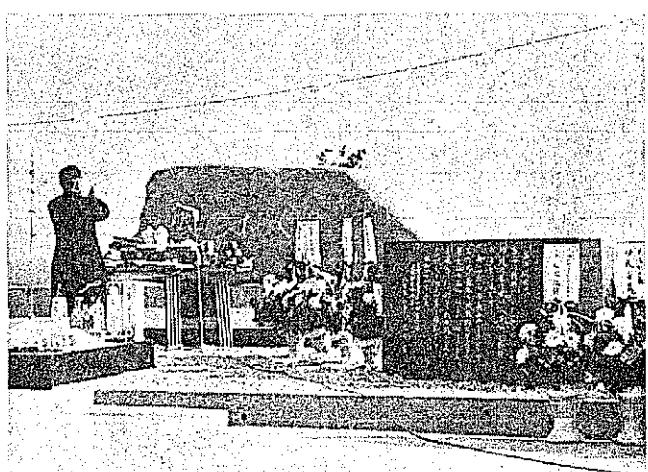
がてあふれむ」という歌詞を刻み、三十九年五月二十七日完工、除幕式

をとり行つた。また、同日は、佐賀市水ヶ江町宗龍寺境内に、「無名戰士の碑」を建立、除幕した。

二十年六月二十三日、沖縄戦が終結したが、本県出身者もこの戦闘によつて多くの犠牲者を出した。

太平洋戦争で、沖縄を含め南方方面で戦没した本県出身者二万八、〇〇〇余柱のめい福を祈るため、今次大戦の最終激戦地であった沖縄の

「摩文仁の丘」に、慰靈塔「はがくれの塔」を建立、四十一年十月十九日、遺族等関係者二〇〇人の参列のもとに、除幕式を挙行した。



「はがくれの塔」除幕 昭和41年10月

第二次世界大戦中

太平洋方面の戦場における本県出身

の戦死者は実に二万八千余柱の多き

に及んだ

今これららの英靈をなぐさめるため
に最後の決戦場であつたこの摩文仁
の丘に、はるかに郷土の真石を運ん
で、はがくれの塔を建てながくその
忠勇を顕彰する

昭和四十一年十月

佐賀県戦没者沖縄慰靈塔建設

期成会長

佐賀県知事 池田 直

海を見おろす「摩文仁の丘」の靈域七二七^坪の中に建立された碑の原石は、高さ一・三七m、横三・六m、重さ六tの自然石で、神埼郡城原川上流からとくに運んだものである。また碑文は、高さ一・一m、横一・六m、重さ一tの唐津産赤みかけ石と大浦産の黒みかけ石に刻まれている。

工事費は六五七万四、〇〇〇円で、有志等の淨財と、県費補助金二五

〇万円により、建立された。

本県の遺族の状況 県遺族厚生連盟は、二十五年十月、あとに取り残された遺

族の生活について調査し、「佐賀県遺族の実態」として、取りまとめた。これによれば、戦没者二万五、八二九人について、二万

佐賀県遺族の実態						昭和25年10月調査			
戦没者	数	25,829	遺族	57,657					
内訳	死	20,348	人	11,080					
戦死	死	5,395	父	15,312					
病死	死	86	母	6,388					
			妻	8,369					
			子	7,192					
			子	9,316					
			その他						
聖靈柱数別の世帯数		23,880	生活扶助受給者数	1,580					
内訳	柱	1	内訳	1,256					
五	柱	5	(531世帯)						
四	柱	133	教育扶助	315					
三	柱	1,665							
二	柱	22,076							
一	柱								
世帯主別遺族世帯数		23,880	遺児の数	15,561					
父母		10,164	就職者	1,072					
母		2,652	在学者	127					
妻		3,761	家事手伝	463					
子		277	在学者	10,732					
父		47	不就学者	3,167					
母		6,979							
その他									

注：調査表から抜き

資料：県遺族厚生連盟調査



亡き父に力強く決意を誓う戦争遺児
(第1回戦没者慰靈大祭にて)

遺族に対する法的援護 戦争によって負傷し、あるいは戦死した者、すなわち戦死病者・遺家族に対する国の援助は、占領軍の指令によってほぼ全面的に打ち切られ、多くの者が生計に窮ることとなつた。二十年十一月、占領軍は「恩給及利益ニ関スル覚書」を発し、これに基づき二十一年二月一日付勅令第六十八号「恩給法の特例に関する件」が公布され、軍人および遺家族に対する恩典の措置は一切停止された。こ

三、八八〇世帯が世帯員の中から直接に関係し、一世帯一柱が大部分を占めていたが、なかには、三柱、四柱の犠牲者をだした世帯もあった。とくに大きな社会問題であったのは、生計の主柱をなくし、遺児をかかえる戦争未亡人、年老いた父母のみの世帯であった。ちなみに、十八歳未満の遺児は一万三、八九九人にも達していた。

占めていたが、なかには、三柱、四柱の犠牲者をだした世帯もあった。

とくに大きな社会問題であったのは、生計の主柱をなくし、遺児をかかえる戦争未亡人、年老いた父母のみの世帯であった。ちなみに、十八歳未満の遺児は一万三、八九九人にも達していた。

れによって、遺家族に対する恩給等の支給は打ち切られた。

しかし、国が国家に身命を捧げた者に対し、何らの措置もとらないことは、国民感情としても忍び得ないところであり、占領初期の混乱がおさまるに従って、各方面でこのことが論議を呼びようになつた。

このままには放置できないとする世論は、その後の国会でもとりあげられ、第五国会（二十四年）では「遺族援護に関する決議」として、第十国会（二十五年）では「遺族戦傷病者および留守家族対策に関する決議」として、それぞれ決議された。しかし政府としては、問題が軍人に關することであり、しかも、特別に保護を与えることは諸般の情勢から許されず、そのため生活困窮者であれば、軍人の遺族たると否とに區別なく、生活保護法により措置することとして臨むことになった。二十五年当時は、日本経済の復興もはかばかしくなく、従つて、財政的に余力

がなかつたことも、ひとつ消極的原因であつたことは否めない。

しかし、その後、国内や国際の情勢が変化してゆくにつれて、二十六年には、ようやく、講和条約の締結促進についての世論が喚起されはじめ、同時に、独立後のわが国における軍人遺家族対策の必要性が論じられはじめた。

二十七年度の予算編成において、恩給復活は見送られたものの、社会保障の色彩を加味した年金の支給が決定され、二十七年四月、戦傷病者、戦没者遺族等援護法（援護法）が制定された。

援護法は、軍人軍属の公務上の負傷もしくは疾病または死亡に關し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属であった者、または、これらの者の遺族を援護することを目的とするものであった。対象者は、二十一年勅令第六十八号第一条に規定する軍人・準軍人およびもとの陸海軍部内の高等文官等と、もとの陸海軍所屬の有給の軍属（雇傭人）等で十六年十

二月八日以後の在職期間内にあつたものとされた。内容は、障害年金の支給、更生医療等の支給、遺族年金の支給、弔慰金の支給等である。

二十七年四月、援護法が制定されて以来、戦傷病者、戦没者遺族に対する援護措置の充実拡大は毎年のように行われ、現在までに三十数回改正されている。改正の内容は、金額の増額、支給範囲の拡大、支給要件の緩和等であり、この結果、援護内容は一段と整備充実された。

本県では、昭和十二年七月七日の日華事変の発発から二十年八月十五日の終戦までの県内の軍人・軍属の戦没者は三万二千、五〇〇柱を数えるが、この遺家族に対する援護が、民生の安定上極めて重要であることはいうまでもなかつた。

終戦とともに遺骨・遺品の持ち帰りや、戦死公報が次々ともたらさ

れ、地方世話部を中心に市郡単位に寺院を借りあげ、慰靈祭を執行、遺骨・遺品の伝達、遺族に対する弔問を行つた。県護國神社の英靈の合祀は、二十一年一万四〇九柱、現在は三万五、五六六柱に達している。

終戦直後の遺家族の援護は、占領下のため制度的なものはみるべきものなく、こうした情勢のなかで、遺家族の援護は、生業資金の貸し付け・授産事業・生活相談等を通じて行われた。

二十一年九月十一日には県遺族厚生連盟、二十五年七月には一般未亡人と戦争未亡人により、県みゆき会が結成され、遺家族等の相互扶助や援護施策実現のための運動を開始することとなつた。

これらの運動によつて遺家族援護の世論が強まり、二十七年の平和条約発効と同時に、國の援護事業が日の目を見ることになつた。

援護法に基づく県下における五十年度末までの処理件数は次のとおりである。

弔慰金	三万二、四一六件
遺族年金	二万四、四五八件
遺族給与金	七四二件
遺族一時金	一一四件

二十八年八月には恩給法の一部改正により、戦没者遺族に公務扶助料の支給が開始され、県下における今までの処理件数は二万八、四八七件に及んでいる。

援護法がその後、三十数次の改正を経ることは前述したが、三十八年には戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、四十年には戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法、翌四十一年には戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、四十二年には戦没者の父母に対する特別給付金支給

法等、戦没者遺族に対する援護は充実強化されていった。これら給付金の五十年度末現在の処理件数は次のとおりである。

戦没者等妻の給付金 七、〇三九件

戦没者等の特別弔慰金 一万一、三三八件

戦傷病者妻の給付金 一、九七一件

戦没者の父母の給付金 二六九件

これらは一〇年償還の交付公債によるものが多く、一〇年の期間満了後には、さらに継続して、給付がなされることになった。すなわち、四十八年には、戦没者等妻の給付金が六〇万円の十年国債（当初、一〇万円）、同じく四十八年には、戦没者の父母に対する特別給付金が三〇万円の五年国債（当初、一〇万円）、さらに五十年には、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が二〇万円の十年国債（当初、三万円）等である。これらの処理件数は、次のとおりである。

戦没者等妻の給付金 六、〇七二件

戦没者父母の給付金 一七六件

特別弔慰金 一万二、〇八四件

戦没者遺族相談員は厚生省通達（四十五年七月十三日）に族相談員 よって設置され、戦没者遺族の援護の相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑な遂行に資する業務を行い、戦没者遺族の福祉の増進をはかることを目的とする。県には一八人が厚生大臣の委嘱をうけている。

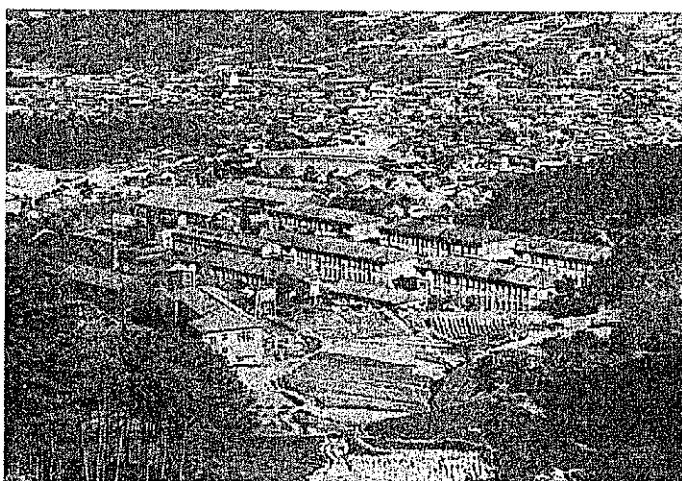
五十年度の相談件数は総数一、四一六件で、相談員一人当たり約八〇件を処理している。うち最も多いものは、戦没者遺族に対する特別弔慰金等の各給付金が一、一〇六件、次いで遺族年金等の年金関係が二一一

件、恩給六二件、その他三七件となっている。

(五) 戰傷病者の援護

特別援護法の制定 過ぐる大戦が、その規模、苛烈さにおいて、史上無類のものであったことから、戦争のために負傷し、または罹病した戦傷病者は、わが国史上最大を数えた。そして、戦後三十年を経過した今日、戦傷病者は全国で一五万人、県下でなお入院・通院の施療患者は、入院四九人、通院一六一人、計二一〇人（五十年度末現在）となっている。

これら戦傷病者に対する援護は、所得面では恩給法や援護法等による年金が支給され、医療面については、戦傷病者特別援護法（特別援護法）による療養



戦時中から戦後にかけて多数の戦傷病者を収容した
旧嬉野海軍病院

の援護措置を、統合整備して制定されたものである。すなわち、療養の給付・療養手当の支給・葬祭費の支給は未帰還者留守家族援護法（昭和二十八年制定）から、更生医療の給付・補装具の支給・修理・国立保養所への収容は援護法から、日本国有鉄道および連絡船への乗車および乗船についての無賃扱いは戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車に関する法律（昭和三十年制定）から、この法律にそれぞれ統合された。

この単独法の制定について、戦傷病者の全国団体である財團法人日本傷痍軍人会は、二十八年ごろから戦傷病者の援護のための単独法の制定について、政府や国会を要望とともに根強く運動を展開していた。これに対しても、政府はすでに戦傷病者については、前述の個々の法律によつて、一応の対策が整備されており、別途制定することには、慎重な態度をとつていた。しかし、三十七年秋ごろから、国会において、この問題が急速にとりあげられる気運が生まれ、単独法として三十八年七月制定された。

本県の状況 戰争によつて、軍人・軍属・勤員学徒・徴用工具に多数の負傷者を生じたが、戦時中、姫野海軍病院では、病院内に患者を収容することができず、そのため、町内の温泉旅館を借りあげた。佐世保海軍病院

でも、武雄温泉の旅館街に分院を設けて戦傷病者を収容する一方、軍事保護院所管の肥前・佐賀両療養所も多数の傷病兵を収容していた。これらの収容傷病者は、終戦とともに相次いで本院へ移送し、また退院するものも多かつた。二十七年には援護法の制定による年金の支給、二十八年には恩給法の復活による傷病恩給（増加恩給・傷病年金等）の年金の支給により、金額にはなお問題があつたにせよ、次第に援護の内容は充実強化されていった。

そして、三十八年には特別援護法の制定となり、以来、毎年度療養費・療養手当・補装具等が国費によつて支給され、援護の内容も充実整備されてきた。五十年度のこれらの実績は、次のとおりとなつている。

戦傷病者手帳の交付

二、〇四三人

療養費の支給

入院 四九人(七、三九三万一、〇〇〇円)

外来 一二二人(一、二〇六万四、〇〇〇円)

計 一七一人(八、五九九万六、〇〇円)

療養手当の支給

三人 (三三万三、四〇〇円)

葬祭費の支給

三件 (九万九、〇〇〇円)

補装具の交付および修理

交付 六四件 (二七五万五、〇〇〇円)

修理 一九件 (四四万四、〇〇〇円)

戦傷病者乗車券引換証の交付

計 八三件 (三一九万九、〇〇〇円)

戦傷病者等の妻 戰傷病者の介護等に長年大きな負担をかけていた妻

に対する援護 対しては、四十一年七月戦傷病者等の妻に対する

特別給付金支給法が制定され、十二年七月七日の日華事変ばつ発以後に、公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより不具廢疾となつた

戦傷病者手帳交付状況 昭和50年度

区分	軍人	軍属	準軍属	合計
視覚障害	168	3	1	172
聴覚障害	67	1	1	69
言語機能障害	29	—	—	29
肢体不自由	1277	15	10	1302
中枢神経機能障害	94	3	—	97
その他	367	6	1	374
計	2002	28	13	2043

旧軍人・軍属で、その不具廃疾の程度が第五項症（例、右か左の指全部を失つたもの）以上であるものの妻に、一〇万円を十年国債で支給することになった。以来、毎年のように法律が改正され、支給範囲も昭和六年九月十八日まつて満洲事変に、また、傷病の程度も第五款症（例、右か左の薬指の機能を失つたもの）までにそれぞれ拡大された。本県の五十年度末現在における処理件数は、一、九七一件である。

戦傷病者相談員 戰傷病者の福祉の増進をはかるため、戦傷病者の更生等の相談に応じ、戦傷病者の援護のために必要な指導を行うことを目的として、戦傷病者相談員が設置されている。本県の現在の相談員数は一三人で、相談に応じ、適切な助言指導等に活躍している。五十年度の相談員の活動実績は総数で一、四九七件。相談員一人当たり一一六件を処理している。相談の内容は、やはり傷病恩給が最も多く七九三件、次いで特別援護法による戦傷病者手帳の交付・補装具の支給・療養の給付等についてのものが五八八件、その他一一六件となっている。

（六）未帰還者留守家族の援護

未帰還者調査 終戦により、海外に残留を余儀なくされた旧軍人軍属および一般邦人も少なくなく、一方、外地での死亡者も多数にのぼった。留守家族は肉親の生存を信じて、やがては帰國するものと期待したのであるが、外地からの引き揚げが進むにつれて、この期待は無残にも崩れはじめ、帰らぬ人や、生死不明の者が意外な多数にのぼることが判明してきた。そして、主権の回復した二十七年を契機として、これら未帰還者の対策が社会問題となり、強い世論もあって、政府は、二十八年に未帰還者留守家族等援護法を制定した。すなわち、未帰還者の調査究

県在籍未帰還者の現況調

年	度	人員数	年	度	人員数
昭和20年8月15日 現在未帰還者		159,164	39		110
		1,497	40		95
		1,288	41		83
		1,158	42		82
		990	43		84
		751	44		78
		615	45		77
		511	46		70
		427	47		69
		329	48		63
		158	49		57
		132	50		44

注：調査時点は各年度末現在

未帰還調査は急速に進展することとなつた。
 終戦当時、海外にいた日本人は旧軍関係者および一般邦人合わせて六六〇万人といわれ、うち、二十五年五月までに約六二五万人が帰還し、約三五万人が未帰還者と推定された。これら未帰還者は、大部分がソ連・中国・北朝鮮の地域において消息を絶つた者であったため、この方面を重点に調査した結果、多数の死亡事実が判明した。また、二十八年三月以降、ソ連・中国・北朝鮮からの集団引き揚げが再開されたことにより、厚生省が二十九年四月に把握した未帰還者は七万一、〇〇〇人余となつた。本県の五十年度末現在の未帰還者は四四人である。

留守宅援護 未復員者に対するは、旧陸軍・旧海軍ごとに個別に給与が支給されていて、階級等により格差が大きいこと等から二十二年に未復員者給与法、二十三年には一般邦人も含めた特別未帰還者給与法が制定され、これら給与は、本人の帰国時に一括支給され、留守家族には

明は国の責任において行うことを明らかに

し、調査機構の一元化をはかつて、この業務の促進を期することと

した。その後、国交未回復であったソ連とは三十一年十二月、中国とは四十七年九月に、

それぞれ国交正常化が実現したことにより、



抑留同胞へ留守家族の声の録音 昭和29年5月

扶養手当が支払われていた。しかし、留守家族の生活保障が問題となつて、二十五年四月からは、留守家族に未帰還本人の給与が支給されるとになったが、二十八年に至つて、未復員者給与法と特別未帰還者給与法を廃止、未帰還者留守家族等援護法が制定されて一元化した。

援護の内容は、留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に、従前と同様、療養の給付等を行うものである。留守家族手当は制定当初は、月額二、一〇〇円、他に家族のあるときは一人に四〇〇円を加給するものであったが、その後、改正を経て、五十年度末現在では月額四万二、一六〇円となっている。

支給状況は、二十八年から三十一年度までは、約五〇〇人近い未帰還者留守家族に、毎年度約一、五〇〇万円の留守家族手当を支給していた。

が、その後次第に減り、四十二年度から一人となり、五十年度の支給実績は一人、四四万六、〇〇〇円である。なお、未帰還者で死亡が判明したときは、葬祭料をその遺族に対して支給することとなつていて、五十年度は一件三万三、〇〇〇円であった。

また、未帰還者に対する特別措置として、未帰還者のうち、国がその状況を調査究明した結果、なお、これを明らかにすることはできない者について、戦時死亡宣告と弔慰料の支給を行うことができるとされている。現在まで本県の戦時死亡宣告は、旧軍人八三人、一般邦人二五八人、計三四一人、弔慰料の支給は五六四万円に及んでいる。

(七) 恩 給 業 務

軍人恩給の廃止 G H Q の旧軍に対する措置は極めて厳しく、旧陸海軍の解体と軍国主義の一掃を、徹底して行われた。その一環として、前述の二十年十一月二十四日付の覚書「恩給及利益ニ関スル覚書」を発し、旧軍人軍属なるがゆえに、特別の待遇を与えることは許されないととなつた。

これに基づいて、旧軍人等の恩給の廃止と制限の措置として、恩給法の特例に関する件（勅令第六十八号）が二十一年二月一日公布された。すなわち、旧軍人等の恩給は傷病恩給の一部を除いてすべて廃止され、項症者の傷病恩給中、六項症以上の増加恩給については減額して存続し、七項症の増加恩給および款症者の傷病年金は、減額して傷病賜金に切り替えられた。また、一般公務員の恩給の計算には、旧軍人軍属としないこととし、一方、いわゆる戦犯や公職追放者の恩給受給権はこ

旧軍人など恩給業務処理状況(50年度末)		
区分	対象見込件数	処理状況
普 通 恩 給	19,200	19,222
加 算 恩 給	31,200	3,085
加 病 恩 給	17,000	14,896
傷 公 扶 助 料	6,500	5,636
一 時 恩 給	29,600	28,402
兵 の 一 時 恩 給	12,045	7,628
計	125,545	331
		79,200

れを認めないこととした。

また、旧軍人の恩給の規定は二十一年の恩給法改正では恩給法から削除された。従つて、旧軍人軍属およびその遺族は、恩給法の適用から除外されることになった。

軍人恩給の復活 その後和条約発効により、わが国の主権が回復すると同時に、戦争遺家族に対する恩給をどうと並行して、勅令第六十八号によって廃止された旧軍人等の恩給をするかが大きな課題となつた。

二十七年六月、恩給法特別審議会が設置され、同審議会は、同年十一月「旧軍人軍属およびその遺族の恩給に関する建議」を政府に提出して、旧軍人等および遺族に対し恩給を支給すべきことを建議した。政府は、従来の恩給制度に所要の改正を加えて、二十八年八月一日恩給法の一部を改正する法律として公布された。こうして、旧軍人・軍属の恩給は二十八年四月から復活の第一歩を踏みだすこととなつた。

本県の状況 旧軍人軍属の恩給には、旧軍人軍属本人に支給するものと遺族に支給するものがある。前者は普通恩給・増加恩給・傷病賜金および一時恩給、後者の遺族に対するものは扶助料・一時扶助料である。県が所管する事務はこれら旧軍人・軍属分の進達である。

二十八年九月に定められた恩給給与細則では、

請求者の退職時における

本籍地を管轄する都道府

県知事および厚生大臣を

経由して總理府恩給局長

に提出することになつており、裁定は恩給局長によつて行われている。本

県の五十年度末までの処理件数は表のとおりとなつてゐる。



旧軍人・軍属の兵籍簿(県援護課)

軍歴証明事務 三十年、三十三年の恩給法の改正により、軍人軍属であつた者の在職年が、恩給公務員期間に通算されることになったこと、続いて三十四年制定の国家公務員共済組合法、さらに三十七年施行の方公務員共済組合法の制定により、文官の在職年に、軍人に付せられた加算年の算入が認められることになったこと等により、この証明書発行が、県の重要な業務となつた。対象件数約二万件に対し五十年度末までに一万五、九一四件の証明書を発行した。

(八) その他の援護

叙位叙勲 旧軍人等に対する榮典制度は、明治八年四月の太政官布告によって定められ、國家に功勞があつた者を、その功績の程度・身分に応じて、位階・勲等・功級に叙し、併せて特権礼遇を付与してきたが、その対象は、軍人・官吏が主であった。しかし、戦後の軍の解体によつて、政府は二十二年四月二十六日をもつて、旧軍人等に対する榮典をすべて打ち切ることにした。

その後、三十八年七月に至り、政府は生存者叙勲の開始を決定、三十九年一月には戦没者の叙位叙勲の実施を決定した。

戦没者の叙位叙勲は全国の対象者約二〇〇万人に対し、本県の該当者は三万二、五〇〇人が予想されるが、五十年度末の進達件数は二万九、九三九件、うち、発令すみは二万九、五九二件である。あとに述べる未伝達分を含めて、すでに戦後三十年を経過した今日、遺族の消息が完全に把握できないのが問題点である。

定例叙勲未伝達者に対する伝達は、戦前および戦時に発令された定期例叙勲の未伝達者に対する伝達業務であり、全国対象約五〇万件、う



戦没者叙勲伝達式 昭和46年1月

ち、本県では八、二〇〇件が見込まれ、五十年度末現在七、三九九件を進達しており、伝達すみは五、二七四件である。

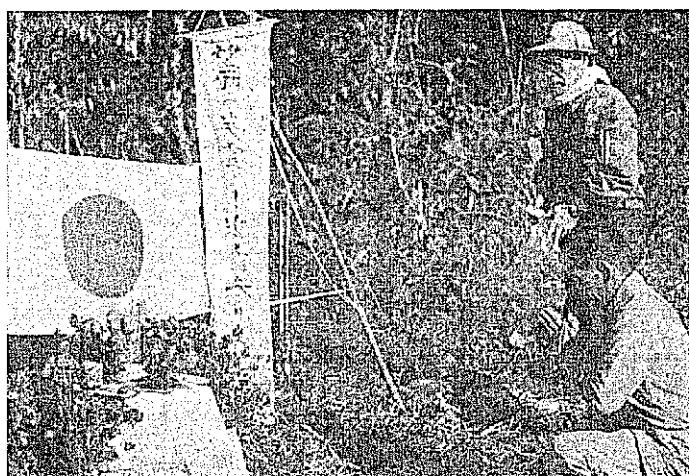
未伝達位記等の伝達事務は戦前および戦時中に叙位が発令されたが、な

お未伝達の者に対する伝達である。全国総数約三六万件、うち、本県は、八、〇〇〇件が見込まれ、

五十年度末までの処理状況は、進達すみ三、九〇〇件、伝達すみ一、九九一件となつてゐる。

遺骨収集 太平洋戦争がアジアの全域におよび、大規模かつ苛烈を極めた慰靈巡査め、戦没者も実に三一〇万人におよび、うち、海外での戦没者は約二四〇万人を数えた。これら海外戦没者の遺骨は、復員前あるいは復員の際、部隊が持ち帰ったものもあるが、それ以外は、海外の戦域に残されたままとなつていて、海外に眠る英靈をそのままに放置することは、国民感情としても忍びないところであり、そのため、国の手により遺骨収集が行われることとなつた。

第一次計画が二十八年から三十三年まで、第二次計画が四十二年から四十五年まで、第三次計画が四十八年から五十年までにわたって行われた。この三次計画によつて、祖国に帰還した遺骨は一八万七、一七八柱



北ビルマ方面戦没者遺骨収集（本県から4人参加）
昭和50年1～2月

である。

この遺骨収集には、当戦没地域の遺族の参加も認められ、本県からも参加したが、遺族だけではなく、戦友団体関係者の参加も多く、遺骨収集に貢献するところ大であった。しか

し、遺骨収集は、かつての激戦地、また埋葬地を発掘しなければならない。戦後二十数年を経過するにおよび、また、発掘・捜索等を行ふことに對し、容易にこれを許可しないとする外国政府も生じた。そのため、遺骨収集を激戦地の慰靈巡拝という形態に転換することを余儀なくされ、今日では、この兩者がそれぞれの国家事情に応じて実施されている。

本県からの遺族参加は、四十九年度にソロモン群島一人、ビルマ地域三人の計五人、五十年度にフィリピン四人・マリアナ諸島一人・ビルマ四人、北ボルネオおよび硫黄島に各々一人の計二人が参加した。なお、この参加にあたって、県は謝礼を贈っている。

中国からの一時帰国　四十七年九月二十九日の日中國交正常化によ

り、中国在住日本人の、日本への一時帰国、いわゆる「里帰り」が認められることになり、帰國者に対し、援護措置が講じられることとなつた。援護の内容は、中国の居住地から日本の落ち着き先まで、日本の当該地から中国居住地までの一時帰国に必要な往復旅費を国費で支給するものである。全国で約四、五〇〇人の中国在留者が見込まれ、五十年度までに帰国したものは一、五八六世帯・二、四七一人、うち再渡航者（中国へ戻った人）九二三世帯、一、三九五人であり、五十一年度以後も引き続き帰国が行われている（帰国と再渡航の差は、日本に永住を希望したものである）。

このうち、本県本籍の帰國者は、五十年度末までに二六世帯・四一人となつており、うち永住者は二世帯二人である。なお、帰國者には、県から見舞金を支給している。

移動援護相談　援護法・特別援護法・恩給法、さらには諸給付金の支給法等により援護措置を講じているが、これら法律は、毎年のように改正され、一般には必ずしも周知されていないきらいがあつた。そのため、県民へ広く周知徹底をはかる観点から、県から、県内市町村へ出向くこととし、四十四年度から移動援護相談を開設することとした。

相談件数は、四十九年度の一、九七三件を筆頭に、五十年度末まで合計七、五六七件におよび、相談の内容は傷病恩給等恩給関係が最も多く、次いで遺族年金等となつていて。移動援護相談は今後も引き続き実施する方針であるが、これまでの実施で潜在未請求のかなりの者が救済されたと推定している。

在日朝鮮人の北終戦時、二〇〇万人大といわれた在日朝鮮人は、次朝鮮送還問題々と帰国し、二十一年三月には約六五万人に減つて

いた。在日朝鮮人の中には、日本の不安定な生活に悩み、北朝鮮への帰国を望む者が多数存在していた。日本と北朝鮮との間には国交関係がなく、また、朝鮮半島の複雑かつ厳しい国際情勢が存在していた。

人道的立場から、日本赤十字社を中心に朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間に、送還問題が話し合われ、三十四年八月在日朝鮮人の帰還に関する協定が成立し、新潟港から北朝鮮への送還が開始された。

本県でも、日本赤十字社県支部・県援護課・市町村を中心に、送還事務が始められ、特に、日赤窓口での本人の意思確認に重点を置いて事務が進められた。三十四年十二月、第一次帰國者一六人が佐賀をたち、帰国の途についた。四十二年までの送還者は四四二人である。

五 同和対策

(一) 同和問題

同和問題の本質 同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、同時に、日本国憲法によって保障された基本的人権に関する課題である。

昭和四十年八月に同和対策審議会が内閣総理大臣に提出した答申は、同和問題の本質について、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全

に保障されていないという、もともと深刻にして重大な社会問題である」と述べている。

「同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。封建社会の身分制度のもとににおいては、同和地区住民は最下級のいやしい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。

しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となつた。すなわち、明治四年八月二十八日公布された太政官布告第六十一号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているといふことができる。

しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかつた。それは単にべつ称を廢止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣言したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかつた。

大正時代になって、米騒動がばつ発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によく同和問題の重要性が認識されるにいたつた。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区

の環境改善を行うようになった。」と述べている。

本県でも、大正十二年七月に佐賀県水平社が創立され、県は地方改善事業として毎年予算を計上し、道路改修・井戸新設・宅地改良等に対する補助金を交付し、事業の推進をはかった。

〔二〕 戦後の同和対策の推移

同和対策審 戰争によって戦後の国民生活は極度の窮乏に陥ったが、

議会答申 とくに、同和地区住民の生活困窮がはなだしかったことはいうまでもない。しかも、日本国憲法制定により基本的人権が保障されたにもかかわらず、部落差別が依然として残り、差別事件が各地で発生した。このような情勢のもとで、部落解放同盟など団体による自主的な解放運動が再組織される一方、二十六年には都府県によって全日本同和対策協議会が結成された。

國では、二十八年度に、戦後はじめて同和地区に隣保館設置の補助金が計上されたが、以後、共同浴場・共同作業場等、環境改善事業を中心として次第にその充実がはかられてきた。三十三年には、内閣に同和問題閣僚懇談会が設置され、同和問題について協議するとともに、審議会設置について検討を重ねることになった。

三十五年に同和対策審議会設置法が制定され、翌三十六年十二月には「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本の方策」について、この審議会に諮問がなされ、四十年八月政府に対し答申がなされた。それ以来、同和問題は、國はもちろん地方公共団体の責務として、また国民的課題として、今日に及んでいる。

同和対策事業 四十一年四月總理府に附屬機関として同和対策協議会

特別措置法 が設置された。四十三年三月には、同協議会から「同和対策の促進に関する特別措置法案要綱」が提出され、特別措置法制定の気運が高まった。四十四年七月、明治四年太政官布告による解放令制定以来の画期的な立法として、同和対策事業特別措置法が制定され、同和対策事業は大きく進展することになった。この法律は、日本国憲法の基本理念の一つである基本的人権尊重の原則を基底とし、対象地域の住民の社会的、経済的地位の向上をはかることを目標としている。

〔三〕 本県の同和対策事業

同和地区の現況 本県の同和地区の状況は、五十年六月の全国調査で、一〇市町村・一六地区・四八〇世帯・一、五一三人となっている。住民の生活を生活保護の受給状況についてみれば、人口千人対比で、県全体が一七・二人に対し、同和地区では一二三・六人と著しい高さを示している。

運動団体の組織 戰後、全国的な運動が組織されるに伴い、本県でも三十五年五月に、四支部による部落解放同盟県連合会が結成され、その後引き続き組織化が進み、三十七年には七支部、五十年度末では八支部に拡大されている。同会から、同和問題の根本的解決をすみやかに実現するよう、県・市町村に対し強い要請がなされてきた。

行政組織の整備 県でも、同和問題の解決にあたるため、三十六年三月に、府内組織として県地方改善対策協議会を設置したが、四十八年七月には県同和対策協議会に、四十九年八月には県同和対策推進協議会に改め、同和対策の総合的推進をはかつていて、また、組織機構の面でも、



社会同和教育研究大会

四十四年十月厚生部福祉課内に地方改善係を新設、四十八年六月同課内に同和対策室を設置、四十九年七月には同室を部内室として独立する等、行政組織の強化をはかった。一方、同和地区を有する市町村でも、同和対策室を設け、同和対策事業の推進に努めてきた。

同和問題の 同和教育研究団体

として、四十五年十一月

には、県内の小・中・高校の教職員約八、〇〇〇人によって、県同和教育研究会が結成された。この研究会は、「部落問題を單なる歴史的事象として過去の問題として指導するのではなく、教師自身が同和問題の本質を正しく理解し、同和問題の根本的立場に立って、すすんで被差別部落に対する差別の解消する」という基本的理念をもって、自主的な研究や実践活動を行っている。

また、社会同和教育団体として、四十九年四月に、全県下の市町村社会教育機関の職員と社会教育関係団体の役職員によって、県社会同和教育研究会が結成された。この研究会は、「同和教育の基本問題についての研究、研修を行い、同和問題に対する正しい認識と理解を深め、地域

における同和教育を積極的に推進し、県内社会同和教育の充実発展をはかる」という目的をもって、研究と実践の推進がはかられている。

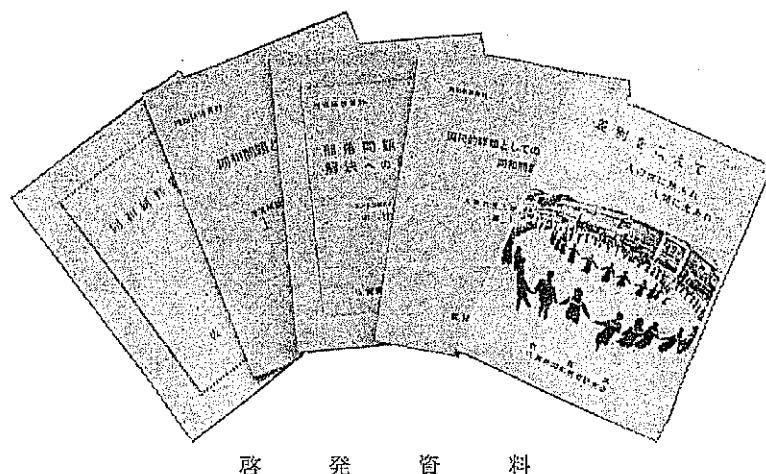
初期の事業 同和対策事業は、三十五年度に下水排水施設・共同作業場・共同井戸の整備に対する県費補助金が、戦後はじめて県の予算に計上された。その後、各種の事業が実施されたが、国の対策と同じく部分的な環境改善事業にとどまり、総合的・抜本的施策が要請されるに至った。

同和対策事業特別措置法 四十四年に同和対策事業特別措置法が制定され、國の同和対策長期計画が策定されるによれば、本県の同事業も従来の環境改善事業から、教育・保健衛生・社会福祉・産業就労等の総合的対策に進展した。

産業就労対策としては、花き温室や陶磁器製造の共同作業場、みかん園造成事業、大島紬織の共同作業等の事業が実施された。就職希望者は職業訓練の実施、就職支度金制度の発足もみた。とくに、四十六年十月には、同和地区的中小企業者を対象とした県同和地区中小企業振興資金貸付制度が発足した。

教育対策としては、四十四年度から、高等学校等の進学奨励金支給、同和教育研究校の指定、同和教育推進地域指定および研修会の開催等が実施された。社会教育においても、社会教育指導主事・公民館主事等の社会教育指導者の研修会を実施し、四十七年度には社会教育指導員の配置がなされた。

保健衛生・福祉対策としては、トラホーム診断治療・成人病検診・巡回健診事業の実施、保育所・児童遊園地の整備が推進されている。環境改善対策では、従来からの地区道路・下水排水施設・共同井戸等



啓発資料

の共同利用施設の整備のか、住宅対策として、公営住宅の建設や住宅改修資金貸付事業が制度化された。そのほか、地域住民の地域活動の施設として、隣保館や集会所の整備がなされた。

以上のように、同和問題の解決に關係者が最善の努力をしているときに、五十年十二月、被差別部落の所在地等を記載した「地名總鑑」・「全國特殊部落リスト」など六種類におよぶ最も悪質な差別図書が発行され、全国の購入企業は実に一四六社にのぼるという差別事件が発生した。

同和対策事業の推進については、同和対策事業特別措置法に明記されているとおり、國および地方公共團體の責務であり、國民的課題であるとの認識のもとに、県としては國の方針にそって、同和問題についての正しい認識を広く県民に啓發し、対策の徹底に努めるとともに、關係市町村との緊密な連係をはかり、行政の各分野におけるあらゆる措置について総合的に推進してきたところであるが、いまだに「地名總鑑」に

みられるような悪質な差別事件があとをたたず、また、相當な残事業と問題点も少くない現況であり、対象地域における環境の整備、保健福祉の充実、産業の振興と就業の安定、教育の充実、同和問題に対する理解と認識を深めるための啓發活動を行い、対象地域の住民の社会的・經濟的地位の向上をはばむ諸要因を解消するため、一層の努力が望まれる。

六 消費生活

(一) 戰後の県民生活

混乱期の生活状況 県民は、終戦により、戦時下のあらゆる面に亘りめぐらさ年十二月、被差別部落の所在地等を記載した「地名總鑑」・「全國特殊部落リスト」など六種類におよぶ最も悪質な差別図書が発行され、全国の購入企業は実に一四六社にのぼるという差別事件が発生した。

しかし反面、戦後の食糧難・物資難・ヤミの横行・インフレの高進等、かつてない経済的・社会的混乱の中で新しい局面に立たされた。

配給統制が厳しい戦時中から、食糧、その他の生活必需物資が不足していた状況に加えて、復員者・引揚者・戦災者・軍需産業の壊滅による多数の失業者の発生等で、県内人口は激増し、いきおい、生活必需物資、特に食糧需要が増大した。加えて、昭和二十年は全國的に凶作で、食糧の需要量はなおさら不足した。

当時の生活状況は想像を絶するような窮乏生活であった。二十一年三月に預金封鎖・新円切り替えが実施され、新円は月に世帯主三〇〇円、家族一人一〇〇円しか払い出しがされなかつたので、このごろの生活を

「五〇〇円生活」と称していた。

県民の多くは食糧不足から逃れるために、やむなく高いヤミ米に頼るか、近村へ賣り出しに出かけた。食糧生産県である本県には、県内の都市生活者はもちろんのこと、福岡県・長崎県から食糧の賣り出し組が押しあげ、農村・漁村は異常な札束景気を呈し、中には札束の山を物差して測る、いわゆる「尺祝い」という話題もあつた。反面、都市生活者、特に、戦災者・引揚者の生活は実にみじめで、衣類等を次々と食糧品等と交換して、辛うじて食いつなぐ「たけのこ生活」であった。

(二) 主要物資の配給

主食の統制 政府は戦時下の国民の食糧を確保するため、十七年二月

妻・雑穀・でんぶん・かんしょ・馬鈴しょ・麩類・パンなど、主食および代替品をすべて国家管理のもとにおき、民間団体である食糧當團に一任して、独占的に消費者への総合配給を行つてきた。

終戦とともに朝鮮米や台湾米の移入は途絶し、加えて、戦時中の農村労働力の不足や、肥料・農薬・農機具などの不足による生産性の低下、敗戦による農民の生産意欲の減退、引き揚げ・復員・疎開などによる消費人口の急激な増加のため、戦時中からの食糧難は一層深刻なものとなり、全国的にヤミ米が横行した。このような時勢の中で、東京地方裁判所の山口良忠判事（本県白石町出身）は、私は法律の番人だからヤミ米は食えないと言つて、配給米だけで生活した結果、栄養失調となり、一二年死亡するという事件がおこつた。

終戦直後の主食の配給基準量は、一般成人一人一日二合三勺(三三〇

あつた。

年十月には代替食糧として粉食化したものをお麦粉に混入して配給したところ、東川副村（諸富町）一帯で食中毒が発生した。米食に慣れれた県民には、未利用資源の粉食を口にすることは初めてのことであった。

二十年秋の産米は天候不順に風水害が加って、全国的な稀有の大凶作となり、二十一年春ごろから県下の食糧事情は悪化し、主食の配給も米の割合がさらに減少し、雑穀・かんしょが大部分を占めるようになり、欠食児童も出始め、同年六月一日県教學課は県下各学校に授業短縮を指示し、ついに七月一日から県下学校では食糧休暇がはじめられたほどで

えん豆・そら豆・そば・あわ・どんぐり・かんしょ
茎葉などの未利用資源を食糧當団において粉食化した代替食糧を含めて配給された。二十二年十月には代替食糧として粉食化したものをおもに小麦粉に混入して配給したこと、東川副村（諸富町）一帯で食中毒が発生した。米食に慣れた県民には、未利用資源の粉食を口にすることは初めてのことであった。

二十年秋の産米は天候不順に風水害が加って、全国的な稀有の大凶作となり、二十一年春ごろから県下の食糧事情は悪化し、主食の配給も米の割合がさらに減少し、雑穀・かんしょが大部分を占めるようになり、欠食児童も出始め、同年六月一日県教學課は県下各学校に授業短縮を指示し、ついに七月一日から県下学校では食糧休暇がはじめられたほどで

配給通帳（多久市立図書館蔵）

二十一年八月には、実際配給量の一割減の一合九勺（二六七g）の配給となり、さらに九月には主食の中の米の割合が三割に減量された。十月には出荷が始まったかんじょや、占領軍放出食糧等により欠配は辛うじて回避されたが、主食はいも五割、代替食糧五割となり、一般人は乳幼児・病人・妊婦を除いてついに「米なし配給」となった。

成人男子の安静時の必要熱量は約二、〇〇〇カロリーであり、十月の主食の配給は八〇〇カロリーであるため、副食・ヤミ物資による補給はあつたにしても、県民の食生活は事実上の潜在的飢餓状態であった。二十一年産米の供出が始まり、十一月一日から代替食糧を含めて二合五勺（三五五g）の配給基準量による配給となり、さらに、二十三年十一月から二合七勺（三八五g）への増配が行われた。本県の一部には短期間の遅配はあつたが、他県のような欠配・欠配など異常な事態は発生しなかった。

生活必需物 主食関係の食糧品をはじめ、青果類・魚介類などの生鮮資の統制 食糧品や同加工食糧品、みそ・しょうゆ・塩・砂糖など

食糧配給の遅れを伝える佐賀新聞
(昭和21年10月)



の調味料、家庭用燃料、織維製品、日用品、その他、清酒やたばこなどにいたるまで、はなはだしい品不足のため、戦時中から厳しい統制下におかれていた。

戦後は、生産力の減退と輸送力の低下に加え、原材料の輸入途絶によって、生活物資の欠乏は一層深刻化していった。

占領軍の放出物資や旧軍隊の貯蔵物資も相当量あつたが、これらは戦災者や引揚者に対する救援用に、あるいは農業・漁業・林業従事者や炭鉱労務者に対する増産報償用に優先配給されたので、一般家庭用の配給はわずかであった。

このように不足する物資をできるだけ国民に公平に分配するため、政府は二十一年に臨時物資需給調整法を制定し、翌二十二年には指定配給物資配給手続規程を公布して、切符による配給制度を実施した。本県でも二十二年八月に県水産物統制規則を、翌二十二年四月に鮮魚介配給統制規則を制定公布したのをはじめとして、生活必需物資の生産・集荷・配給に関する規則を次々に制定するとともに、二十二年五月には県生活物資配給委員会を設置して、特に、末端に対する配給の適正・公平を期した。

このように厳しかった戦後の経済も二十三年ごろからは、諸種の規制が緩和され、企業再建の機運が高まって、生産も次第に軌道に乗り、物資の供給も潤沢になってきた。さらに二十五年には、朝鮮動乱による特需景氣によって、わが国の経済は、ここに一転して繁栄の方向をたどることになった。こうした背景のもとに、二十五年には臨時物資需給調整法など、統制関係の諸法規は廃止されて、国民の戦後五か年にわたり、日常生活に重圧を加えていた配給制度から、ようやく解放されることが

できた。

指定配給物資はきわめて多くの品目にわたっていた。これらの統制に関する県の行政措置は、経済部の商工・水産・林務の各課において分掌していたが、二十三年一月青果物関係の業務をも所管する特産課を設置すると同時に、商工課から分離して物資課を新設して、調味料・副食品等の日用生活必需物資の需給調整のほか、諸物価・地代・家賃等の統制業務をも担当することにした。

なお、この物資課は二十五年十月商工課に吸収された。

△水産物

魚介類の生産高は、当分の間、燃料・漁具・漁船の不足で、戦前にははるかに及ばなかつた。

△調味料

終戦後、しばらくは占領軍の指示により、自由販売となつていたが、価格高騰が著しく、再び統制の対象となつた。

△食塩

二十一年三月に鮮魚介類の集荷配給統制が実施され、水

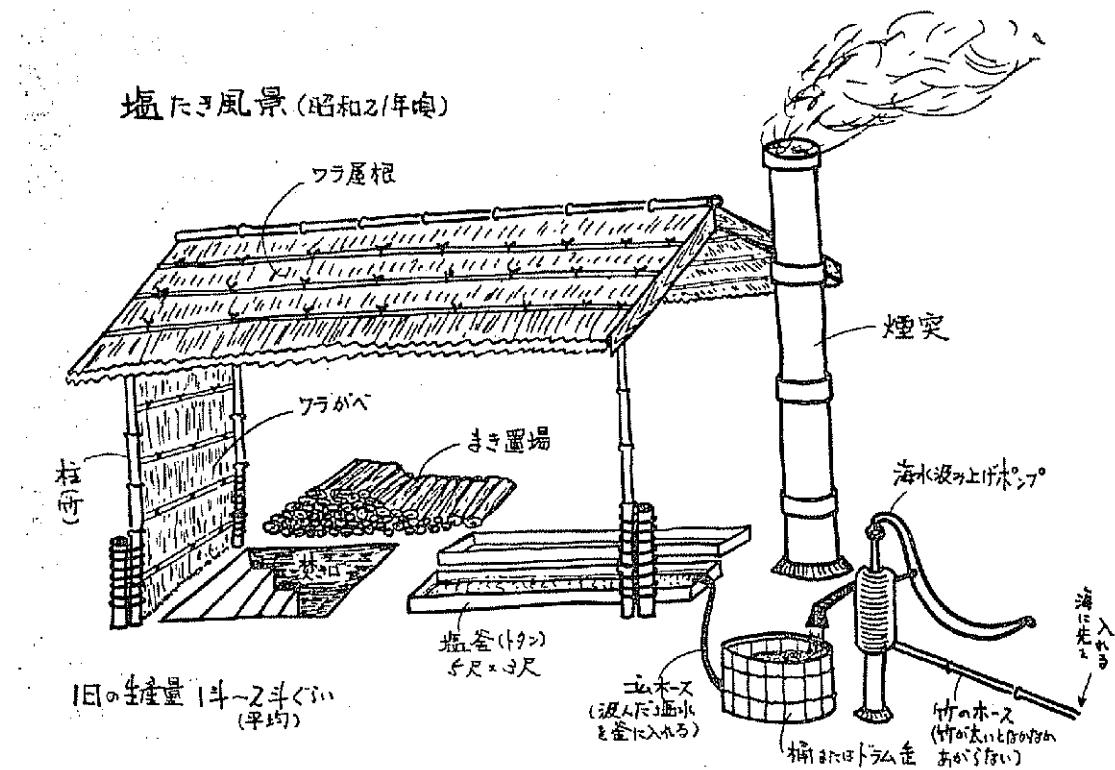
揚げされた魚介類はすべて生産地において政府の出荷割当てに従い、県の指示により公認出荷機関から荷受機関に出荷された。

これを受けた荷受機関が、県の配給計画に基づいて一般消費者の登録小売店に配分し、各小売店は自店に登録した消費者に対し、隣保班を通じて割当配給する仕組みになっていた。

△青果類

そ菜や果実については、農業会による計画集出荷が実施された。消費者に対する仕組みになっていた。価格は公定価格とし、ヤミ売買を堅く禁止し、正規の配給ルートに乗せるよう行政措置をとるとともに、家庭菜園をも奨励した。そのため学校農園はもちろんのこと、人通りの少ない街路にまでそ菜畑が見られた。しかし、都市部からの買い出しや、農民のヤミルートへの横流しなど、統制違反は絶えなかつた。二十四年四月になり、野菜の統制が徹底されて、市場でのセリ売りが行われるようになつた。

みそ・しょうゆは満州からの大豆の輸入が途絶したために、終戦直後の配給量は一人一ヶ月みそ九〇匁(三三八g)、しょうゆ二合七勺(〇・四九l)程度であった。みそ・しょうゆの不足は深刻となり、二十一年には粉みそ、粉しょうゆが配給されることもあつた。みそは大豆のかわりにかんしょで作ったイモみそが統制機関を通じて配給された。



絵は、伊藤留次郎提供、終戦前はこの風景が玄海沿岸各所にみられた。

家庭用食塩の不足に対し、二十年製塩課を設けて塩の県内自給を計画、県自ら指導塩田を唐津・伊万里・打上・切木の四か所に設けるとともに、農業会、水産業会、製粉、乾めん統制組合、味噌醤油統制株式会社等に、補助金を交付して製塩を奨励した。二十一年四月には六〇町歩(六〇ha)、補助金も六五〇万円の巨額に達した。この当時の配給量は一人二〇〇gであった。自給塩の生産量も順調に伸びたが、十一月から石炭不足のため燃料確保に支障をきたし、次第にしりすぼみとなり、また塩の輸入が再開されたこともあって、二十四年三月末には県営塩田も閉鎖された。

△砂糖▼

砂糖は、乳幼児に対してものみ一ヶ月一五〇匁（五六三g）程度の配給が行われていたが、二十二年十二月末、四年ぶりに家庭配給が行われた。久しぶりの甘味料の配給で、甘味に飢えていた県民は、当初はこれを喜んだが、米一合分との引き換えの配給であり、県民の不満が強く、次第に忌避された。砂糖の本格的な配給は二十四年まで待たねばならなかつた。

八
二
四

たばこは、町内会や部落会等を通じて、二十二年ごろまでは成人一人につき五〇本を隨時配給された。配給量は酒もたばこも成年男女一律で、用・不用にかかわらず、物々交換用に配給を受けるという不合理な点があつた。

纖維製品

繊維関係の工場は戦時中に多く軍需産業に転換したために、終戦後しばらくは生産の回復が期待できなかった。その上、統制団体の在庫や占

衣料切符も廃止となつた。

(三) 消費者行政

消費者行政 消費者行政は、事業者と消費者の取引関係において実質的政治の登場に不利な立場にある消費者の地位の向上をはかり、消費者の利益の擁護・増進をはかる行政である。

衣料切符



衣料切符（森永利八提供）

領軍放出の衣料品なども戦災者や引揚者の救援用に、また、農漁民や山林、炭鉱労務者などの増産報償用に向けられたので、一般家庭では手持品で一時をしのがなれなかつた。

織維製品の配給は統制団体が取り扱つていたが、二十二年十月からは新たに施行された衣料品配給規則・衣料切符規則に基づいて、生産者から卸売商・小売店を経て、衣料切符の点数分だけを消費者に配給することに改められた。小売店は、消費者の投票によって一、〇〇〇票以上を獲得した店を登録店として指定され、登録店の基準は人口二、〇〇人に一店の割合となつてゐたが、消費者は県内の登録店であれば特殊配給品を除いて、いずれの小売店でも購入することができた。なお、織維製品は一般消費者に対する普通切符のほかに、児童・生徒・妊娠婦・乳幼児・引揚者・戦災者等には特配切符が交付された。

二十三年ごろから衣料品の供給も次第に豊富になつてきて、二十四年ごろには衣料事情は著しく好転し、二十五年九月には登録店制度も普通

を与えるだけでなく、身体への危害を発生させる等、消費者の安全と利益を損う問題が多発した。このような環境のなかにあって、消費者の利益を擁護することは時代の要請であると認識されるようになつた。

国の消費者行政 政府は、三十六年経済企画庁に国民生活向上対策審議会を設置し、消費者保護のため取るべき対策の基本方向について諮問を行つた。戦後、独占禁止法・食品衛生法など消費者保護に関する法律が制定されたが、消費者保護のみを目的としたものはほとんどなく、この諮問をもつて総合的な消費者行政模索の第一歩を踏み出した。

この国民生活向上対策審議会の答申、および三十九年九月に臨時行政調査会が発表した「消費者行政の改革に関する意見」を受けて、各省庁の消費者行政を総合的に推進するため、行政組織の整備がすすめられた。四十年には経済企画庁に国民生活局消費者行政課が設置され、各省庁の消費者行政の総合調整を行うこととなつた。なお、この間に、消費者保護の見地から割賦販売法、家庭用品品質表示法、不当景品類及び不

当表示防止法などの関係法令の制定改正が行われ、また国民生活に関する調査研究を行うため特殊法人国民生活研究所が設立された。

一方、国会および各政党では、消費者保護基本法案の作成について検討審議がすすめられ、四十三年五月、消費者保護基本法が制定された。

この消費者保護の憲法ともいべき法律の誕生で、消費者行政は新たな第一歩を踏み出し、機構や関係法制の整備は急速な進展をみた。

また、四十五年には、国民生活研究所を発展させた特殊法人国民生活センターが設立されている。

本県の消費行政 本県でも、産業振興計画を軸とした県民所得向上政策の成り立つ。結果として県民の生活が向上していく反面、消費者保護の必要性も一段と強まり、四十二年九月経済部中小企業課に消費者行政係を設け、消費者行政がスタートした。

四十三年消費者保護基本法が制定され、消費者の利益の擁護と増進に関する、国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割が明確にされるとともに、施策の基本的方向が示された。これを契機に、従来の生産者保護の重点主義から、国民生活優先の原則に立った消費者の保護育成という明確な視点で、関係施策を総合的に行うことになり、同年六月に消費者行政を新設の県民室に移管し、従来の係制から担当次長制へと組織を拡充し、業務内容も一段と強化された。

四十四年には消費者の苦情処理相談に応じるため、消費生活相談室を設け、また、初めての試みとして、佐賀市で消費生活展を開催した。翌四十五年には、県内各地域における苦情相談の窓口として佐賀市を除く六市と神埼町に、四十六年には有田町に消費生活苦情相談員を配置し、これによって、県内の苦情処理のネットワークが一応整えられた。



県消費生活相談室 昭和44年設置

センターとしての機能をもたせることとした。

一方、県の消費者行政機構は、五十年八月の機構改革によって県民室が廃止されたため、福祉生活部へ移管し、新設の県民生活課が所管することになった。

県内の市町村における消費者行政機構の整備状況をみると、四十四年地

四十五年十二月には、消費生活相談室を発展解消して消費生活センターを、佐賀市松原町の旧文化館に設置し、苦情相談・商品テスト・啓発

事業などを消費生活センターで取り扱う相談件数は年々増加し、また、啓発事業や商品テストなどに対する消費者の需要も高まり、建物が手狭になってしまったため、五十年四月に新佐賀駅北口に近い旧工業試験場に移転した。

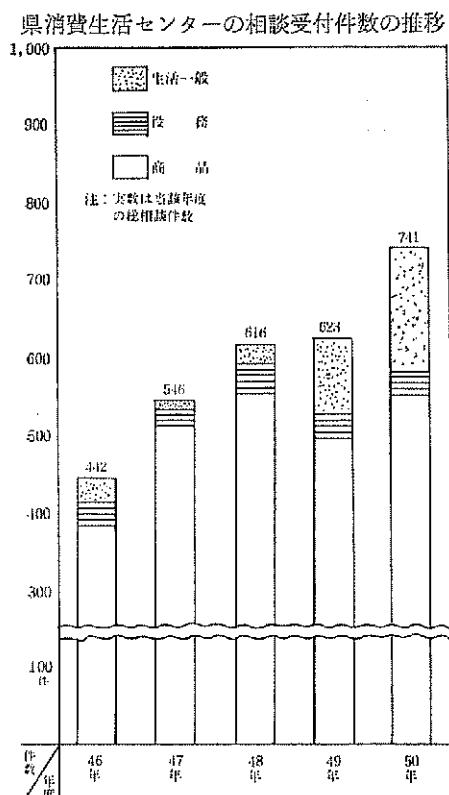
しかし、県内に一か所のセンターでは、消費者の需要に十分応えられないとの不満も起つた。特に、唐津市では五十年八月消費者グループ協議会が、唐津市にも消費生活センターをと市の婦人会などに呼びかけ、設置運動を行い、五十一年十月一日開所の運びとなった。

県でも、県西北部における消費者行政の一層の推進をはかるため、この唐津市消費生活センターに事業の一部を委託することとし、県のサブ

方自治法が改正され、消費者の保護に関する事務が地方公共団体の事務として明記されたことから、次第に整備されてきている。五十年度末現在、専管機構を持っている市町村は一市のみで、他は兼務ではあるが、

市町村における消費者行政の窓口は一応整備されている。特に、県で配置していた苦情相談員を身分移管して引き継ぎ、市町村の苦情相談員として活動を続いている六市（武雄市を除く）と二町（有田町・神埼町）では、消費者行政がかなり進展している。

消費者行政はこのほか、消費者の自主的な活動を促すため、消費者グループの育成にも力を入れてきたが、四十六年一二グループ、四十七年一〇グループと次第にグループが誕生し、五十年度末現在で六二グループとなり、会員数も一、六七七人と増加し、県内各地で活発な活動がなされている。



資料：県消費生活センター

この間、四十九年にはこの消費者グループの連携をはかるため、県消費者グループ協議会が結成されている。

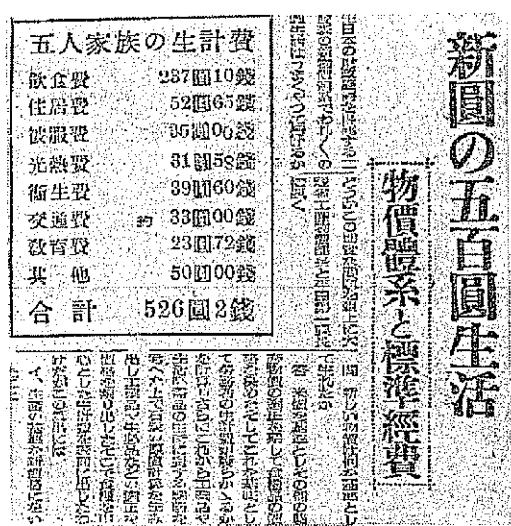
四 物 価 対 策

占領下の物価対策 戦時中からくすぶり続けていたインフレが終戦により異常に高進したため、政府はインフレ対策を中心とする総合的経済危機突破対策の実施を決意して、昭和二十一年二月に戦後物価対策基本要綱を決定し、金融緊急措置令、日銀預入令、食糧緊急措置令、隠匿物資等緊急措置令を施行、翌三月には物価統制令、臨時財産調査令を施行した。これら一連の経済政策は、①預金の封鎖、新円の発行、財産税の新設でインフレを終息させ、②食糧の強制収用および隠匿物資の摘発で物資なげんばく食糧の確保、③米および石炭の二重価格制を基礎に新物価体系を確立し、物価の安定をはかるうとするものであった。

新物価体系は、一

家庭の一月の標準生計費を五〇〇円とし、これを基本として物価を決定し、物価統制令に基づき物価の統制を行うことを目的とした。

二十一年八月には経済の総合的安定をはかるため、経済企



500円生活



④ 運動 (昭和22年6月 佐賀新聞)

物価統制令に基づく価格統制は、物価庁および県の査定による公示価格、例外許可価格、届出価格の三種類があり、県の査定価格の設定については、十九年に設置された県生活用品価格査定委員会を二十二年四月に県価格査定委員会と改称、機能も大幅に拡充強化された。

同委員会には第一部（和製品、織物など）、第二部（小間物、文具等）、第三部（和雑貨、金物等）、第四部（陶磁器等）等七の専門部を設け、事務局を佐賀市（佐賀商工会議所内）に、支局を唐津市、有田町

画官庁として経済安定本部を設置し、その外局として物価行政の総合的施策の実施官庁である物価庁が設けられた。一方、地方にも物価事務局を設け、経済安定および国民生活の確保のため、物価統制令に基づき国では二十一年八月、一〇一人の物価監視委員を任命し、経済警察官とともに物価の上昇に監視の目を光らせた。二十二年には経済監視官および同監視官補約一〇〇人を任命し、ヤミ取り締まりなど経済取り締まりを強化した。

物価統制令に基づく価格統制は、物価庁および県の査定による公示価格、例外許可価格、届出価格の三種類があり、県の査定価格の設定につ

いては、翌二十三年に入つても続いていたが、同年七月には

三、七〇〇円ベースによる第三次新物価体系を決定、価格・賃金の手直しがなされた。その後も物価は上昇を続け、東京都小売物価指数によれば、二十三年は昭和九〇十一年の一四九・六倍の高騰であった。公示価格と実際価格との格差は依然として縮小せず、二十三年には米一升が④三九田九〇銭、実際価格一七〇円で四・二七倍もの開きがあり、主食・衣料品を中心に格差が大であった。

物価上昇の抑制は引き続き続けられ、二十三年九月には、物価庁から④標準県の指定を受け、県下市町村に標準店を指定して④価格の厳守を推進した。同年十二月には県連合婦人会主催で物価引き下げ総奮起大会を開き、④厳守・ヤミ撲滅を決議し、主婦による物価監視隊を編成し、消費物価の④厳守運動を展開した。また、佐賀市婦人会では、二十四年三月八日から三日間物価安定大廉売会を開き、家庭必需品を④価格以下で販売した。このほか、明るい生活物価展やヤミ撲滅展を県内各地で開

におき、主として生活用品を対象に適正な価格の査定を行い、価格を公示した。統制品目については、査定済みの証紙、価格を表示させ、④価格をこえるヤミ価格、無査定品等を同査定委員会、経済監視官、同監視官補、物価監視委員が監視し、物価の上昇を抑えるしくみであった。

こうした物価対策にもかかわらず、統制価格と実際価格とに大きな差があり、関西の一角から発生した物価引き下げ運動に呼応して、二十二年六月、県では④厳守運動を実施したこと等により、一部食糧品を除き、物価の上昇は一応停止した。しかし同年七月の一、八〇〇円ベースによる第一次新物価体系の実施により再び物価が上昇し、④厳守運動はわずか一ヶ月で失敗に終わった。

くなど啓発を行った。

二十三年十二月十九日のG H Qの「経済安定に関する九原則」の指令で、一ドル＝三六〇円の单一レートの設定、復興金融金庫の融資停止、価格差補給金の廃止、超均衡財政等思いきった経済改革が実施された結果、終戦以来しうけつをきわめたインフレもようやく終息し、物価も次第に落ちついた。G H Qの経済安定に関する九原則の指令は、従来の物価統制令に基づく物価統制政策に大きな転機をもたらし、統制方式の緩和となり、次第に④価格の廃止がすすめられ、県の価格査定委員会も二十五年七月解散した。

高度経済成長 終戦後の経済混乱による物価の上昇は二十三年末ごろ下の物価対策 からようやく落ち着きをみせ、二十五年には経済不況の深刻化から物価下落の兆しきえ示していた。しかし、二十五年六月に突然朝鮮動乱がぼつ発、その特需景気は激しい需給のひつ迫を伴い、異常な物価上昇をもたらした。ちなみに、東京都の小売物価指数をみると、二十六年の一年間で物価は二九・四%もの大幅上昇を示している。この特需景気は、動乱の休戦成立により姿を消し、二十七年ごろには物価の動きもほとんど平静の状態にもどった。

その後、わが国の消費者物価は、三十四年ごろまでは極めて落ち着いた動きを示している。とくに三十年から三十四年までは、年率で〇・八%弱程度の上昇という安定した動きであった。しかし、このあと、三十五年に入って次第に経済規模が拡大していくに従い、消費者物価は、年々六%近いかなりのベースで持続的な上昇を示すようになった。

この持続的な物価上昇の内容をみると、約八割が農水畜産物と中小企業性工業製品の価格およびサービス料金の上昇によるものであった。こ

れは、これらの業務がその性格上、合理化などによって生産性を向上させにくい分野であり、労働需給のひつ迫による賃金の大幅上昇に、即価格転嫁等の手段で対応せざるを得なかつたことが大きな原因の一つとしてあげられている。つまり、消費者物価のこの期の持続的な上昇は、短期的・一時的要因ではなく、労働需給のひつ迫や低生産性部門における賃金、所得上昇の価格への転嫁などの長期的・構造的な要因によるものであることが一般に認識されるようになった。

このため、国では低生産性部門の近代化、競争条件の整備、労働力の流動化等の総合物価対策が進められるとともに、公共料金対策や生活必需物資の安定供給対策などの個別対策が併せ実施された。

県では、四十二年九月、当時の経済部中小企業課に消費者行政係を設置し、次第に顕在化する物価問題への対応を急いだ。続いて翌四十三年六月には、県民室の誕生とともに消費者行政を同室に移管し、物価対策の一層の充実をはかった。



パブリックスケールの設置 昭和43年5月

この三十五年から始まつた消費者物価の持続的上昇は、四十七年の前半まで続いたが、四十八年に入って急に騰勢を強めるようになつた。これは、四十七



物価モニターの活躍 昭和49年1月

年後半に始まつた卸売物価急騰の影響によるものであり、消費者物価は、四十八年初めから石油危機直前の十月までに、実に一三・八%も上昇した。この消費者物価急騰の要因には、四十七年後半から始まつた木材・大豆・綿花・羊毛等といった諸原材料の卸売価格が急騰し、これが建築用板材・加工食品・衣料品といった商品の価格を大幅に上昇させたことや、干ばつ等の天候不順による野菜の高騰等があげられている。また、所得が大幅に増大し、生活水準が全般に向上したことにより、この時期は、消費が極めておう盛であったことも見逃すことのできない大きな要因である。

このため、国では、四八年七月、経済企画庁に物価局を設置し、物価行政を総合的に推進するための体制を整備した。また、公定歩合や預金準備率を引き上げ、財政支出を大幅に繰り延べ、あるいは削減するな

どして、専ら総需要の抑制につとめた。さらに、一部企業等による物資の買い占めや売り惜しみ等の行為を防止するため、生活関連物資の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律を制定し、同法の運用により、個別物資の動向にも厳重な監視体制を敷いた。

この間、県では四十七年五月に学識経験者、業界関係者および消費者代表者で構成する県物価安定推進懇談会を設置し、物価対策への県民意向の反映につとめた。また、四八年六月には、全国に先がけて物価問題を専門に所掌する物価対策課を企画部に新設し、高騰を続ける物価問題に積極的に取り組む体制をとった。続いて同年十月には、県民参加の物価対策をスローガンに、県下全市町村に八七人の物価モニターを配置し、月々の価格等調査を行うとともに、物価対策に関する県民意向の収集につとめた。

狂乱物価下 こうした国・県を挙げての物価対策が、ようやく功を奏の緊急対策し、消費者物価が鎮静の兆しを見せた矢先、突然石油危機が突発し、物価上昇は異常なまでに加速された。すなわち、対前月の上昇率で四八年十一月一・〇%、十二月三・六%、翌四十九年一月四・四%、二月三・四%と狂騰を続け、このわずか四か月の間に物価は、一二・九%も上昇した。これで、四十八年度中の消費者物価の上昇率は、二四・〇%もの大幅な高騰となつた。

この石油危機の影響は、折から需要期に入った灯油、プロパンガスの価格を大きく押し上げるとともに、石油関連製品のみならず、ちり紙・トイレットペーパー・洗剤・砂糖・食用油等多数の物資の価格をいっせいに騰貴させた。また、この生活物資の高騰は、一部の消費者を買ひ急ぎ、買ひだめに走らせ、これが品不足を生み、その結果がさらに買ひ急

きを呼ぶといったパニック状況を呈するに至った。このため、国では、

四十八年十二月に、この石油危機に端を発した狂乱物価に緊急に対処するため、国民生活安定緊急対策本部を発足させ、総需要抑制策を初めとした各般の物価対策を、この緊急対策本部の下で強力に押し進めた。

とくに、四十八年十二月には、国民生活安定緊急措置法が制定され、翌四十九年一月には同法の特定物資として、家庭用灯油・家庭用液化石油ガス・ちり紙・トイレットペーパーの四品目が指定され、同時に標準価格が設定された。また、続いて、同年三月には、石油関連製品等五三物資について、主務官庁による値上げの事前了承制が実施されるなど、国を挙げて狂乱物価の鎮静化に努力が傾けられた。

県でも、物価の異常事態に緊急に対処するため、四十八年十二月に、知事を本部長とする県県民生活安定緊急対策本部を設置し、県を挙げて物不足・物価狂騰の解消に当たった。また、生活安定二法施行のため、各部にわたる四四人の価格調査員を配置し、価格・需給動向の常時監視につけられた。



県価格調査員による石油・液化ガス標準価格表示調査 昭和49年1月

めた。

こうした、国・県を挙げての各種施策の効果もあって、物価は、四十九年秋以後異常事態を脱し、次第に鎮静化に向かった。

この間、国では、四十九年度以後、毎年消費者物価の年度中上昇率について、物価安定目標を掲げ、その達成に非常な努力が払われた。この結果、四十九年度末の「一五%以下」、同五十年度末の「一けた台」の目標は、いずれも達成された。

物価が、このように次第に鎮静化に向かう反面、不況が長期化・深刻化し、景気の回復と雇用不安の解消が新たに大きな課題となつて登場した。国では、この新たな事態に対応するため、これまで実施してきた総需要抑制策を総需要の管理政策に改め、物価安定という大わくを損なわない範囲ではあるが、次第に経済運営の柱を積極的な景気拡大策へと転換していく。

この間、県では、緊急事態を脱した後の地方における物価対策が、既存の消費者行政と深いかかわりがあること、また、両者の一体化した活動が、各個別施策の効果を一層相乘的に高めること等を考慮して、四十九年七月から物価対策業務を、消費者行政の所掌部局である県民室に移管した。さらに五十年八月には、消費者グループの育成強化等を主眼として、福祉生活部内に県民生活課を新設し、物価対策と消費者行政との有機的連携を進め、施策の一層の推進をはかった。